

第3次花巻市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

令和 年 月
花巻市

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的と背景.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の推進と進行管理.....	5
第6節 持続可能な開発目標（S D G s）との関係.....	6
第7節 廃棄物・リサイクル関連の動向.....	7

第2章 地域の概況

第1節 市の特性	10
第2節 社会環境	12

第3章 ごみ処理基本計画.....

第1節 ごみの処理の現状と課題.....	17
第2節 ごみ処理量の予測.....	42
第3節 ごみ処理基本計画.....	48

第4章 食品ロス削減推進計画.....

第1節 計画策定の目的と背景.....	65
第2節 食品ロスの現状と課題.....	66
第3節 食品ロス推進計画.....	70

第5章 生活排水処理基本計画.....

第1節 生活排水処理の現状と課題.....	74
第2節 生活排水処理基本計画.....	81

資料編

資料 1	ごみ処理システムによる類似市町村の評価.....	資-1
資料 2	ごみ排出量及び処理・処分量の予想結果.....	資-3
資料 3	生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥取集量の推計結果.....	資-12
資料 4	用語集	資-13

第Ⅰ章 計画の基本的事項

第Ⅰ節 計画策定の目的と背景

花巻市（以下、「本市」という。）においては、平成28年3月に「第2次花巻市一般廃棄物処理（ごみ）基本計画」（以下、「前計画」という。）、「第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画」（以下、「前生活排水計画」という。）を策定、ごみ及び生活排水の適正な処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するための基本的な方向性を定め、これら計画に基づいた各種施策の推進に努めてきました。

その後、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国においては、循環型社会元年と位置づけられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われています。

令和元年10月には、食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められているほか、令和4年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

また、岩手県では、「『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて」を基本目標とした、「第四次岩手県循環型社会形成推進計画」を令和 年 月に策定しました。「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築」、「廃棄物の適正処理」を3つの柱とし、循環型社会形成を推進しています。

加えて、近年は資源を循環させながら新たな価値を生み出すサーキュラーエコノミーへの移行が国内外で加速しており、環境負荷の低減と地域経済の活性化を両立する取組が求められています。これらの流れは、市民の健康や暮らしの質の向上といったウェルビーイングの実現とも密接に関連しており、持続可能なまちづくりにおける重要な視点となっています。

さらに、本市の燃やせるごみの焼却処理を行っている岩手中部広域行政組合では、「4Rの推進」、「ごみの適正かつ効率的な中間処理」、「脱炭素の推進」の3つを基本方針とした「ごみ処理基本計画」を令和6年度に策定し、ごみの減量を推進しています。

この度、前計画が令和8年3月末で計画目標年度を迎えるため、社会的背景の変化やこれまでの基本計画に掲げてきた施策の取組状況を踏まえ、前計画を見直し、次期一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

なお、本計画では本市における食品ロス削減の取組を充実させるため、食品ロス削減推進法に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日閣議決定、以下、「食品ロス削減基本方針」という。）に沿って「食品ロス削減推進計画」を計画するほか、生活排水処理計画については、ごみと生活排水に関わる課題は環境保全や循環型社会の形成に密接に関連していることから、包括的な施策の実行を目指し、本計画に統合し計画することとします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき策定するものであり、本市の一般廃棄物処理の基本方針となります。

本計画の策定に際し、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に準拠し、第2次花巻市まちづくり総合計画、第3次花巻市環境基本計画などの上位計画や国、県や岩手中部広域行政組合の関連計画などと整合を図るものとします。

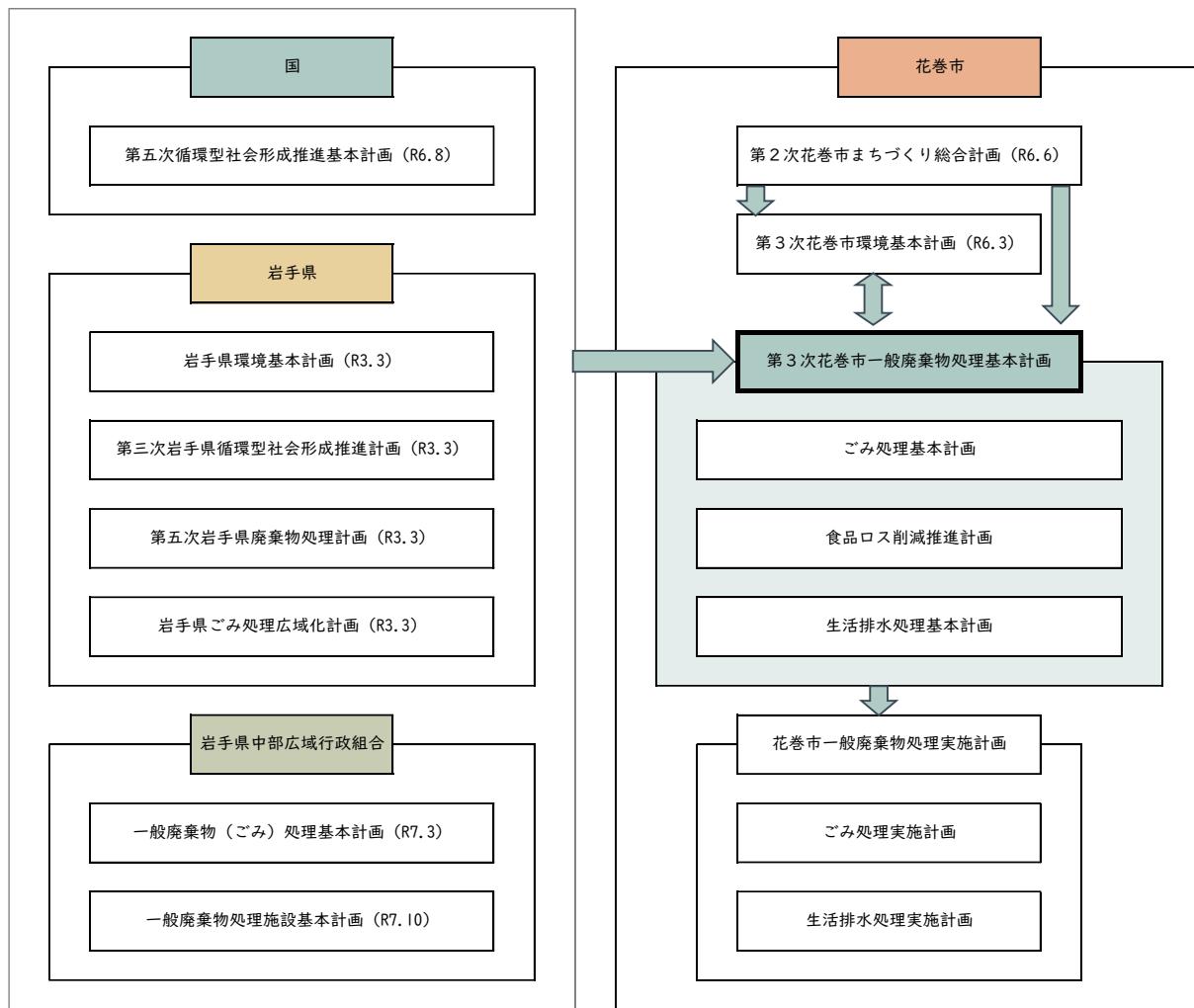


図 I-I 本計画の位置付け

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用と適正な処分、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減が図られる循環型社会形成のために廃棄物処理法のほかにも多くの法律が整備されています。

近年では、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」、令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画に加筆

図Ⅰ-2 循環型社会形成のための法体系

第3節 計画の対象

本計画の対象とする廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物とします。

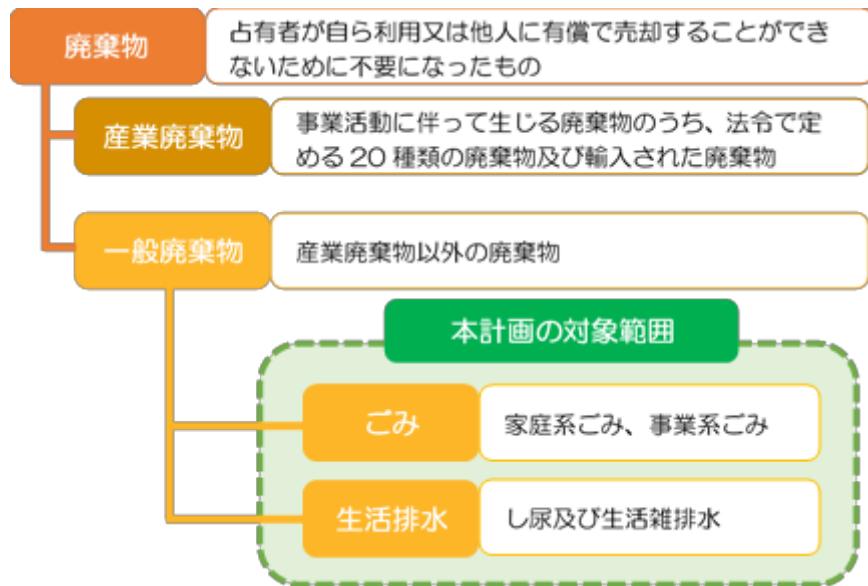


図 I-3 対象となる一般廃棄物

第4節 計画の期間

本計画は、令和8年度から10年間の計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。なお、食品ロス削減推進計画は、目標年度としている令和12年度に見直しを行うこととし、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画については、中間目標年度である令和12年度、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合に見直しを行います。

	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画										
(中間見直し)										
食品ロス削減推進計画										

令和8年度～令和17年度（10年間）

中間見直し（5年間）

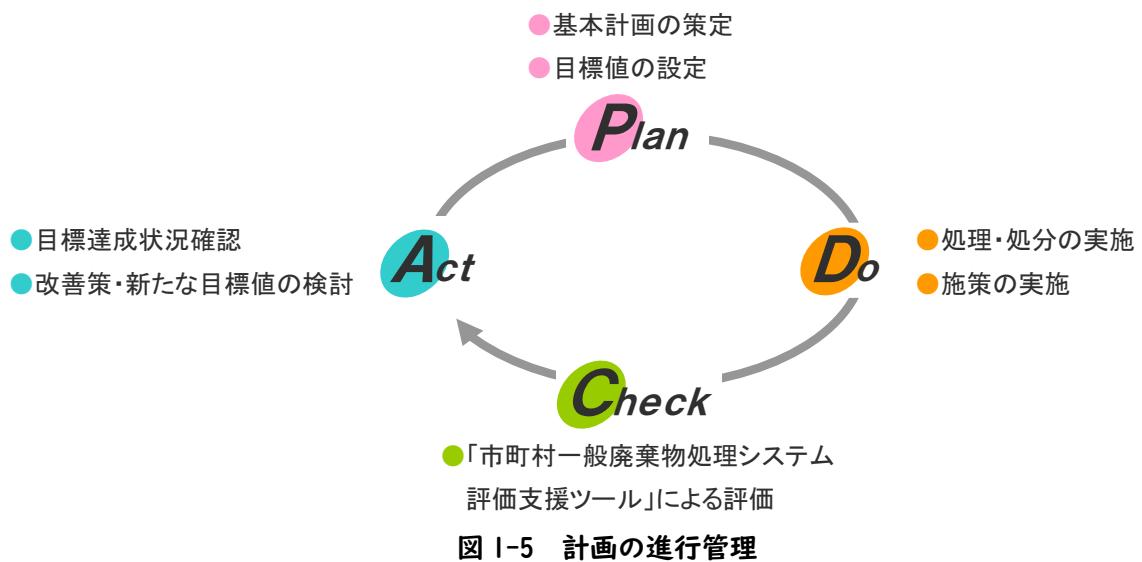
令和8年度～令和12年度（5年間）

図 I-4 計画の目標年度

第5節 計画の進行管理

I 進行管理の手法

本計画を推進するにあたり、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本市におけるごみ処理の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルを活用した進行管理と評価を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うことにより適切な進行管理を行います。



第6節 持続可能な開発目標（S D G s）との関係

I 持続可能な開発目標（S D G s）の概要

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことです。

社会、経済、環境の 3 側面からとらえることができる 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国が取り組むべき普遍的な目標です。

2 本計画との関係

S D G s の持続可能という考えは、循環型社会形成を目指す施策展開の観点からも重要です。このことから本市は、S D G s の推進を市民や事業者等と連携して取り組むにあたっての共通理念としています。

「第 3 次花巻市環境基本計画」では、「基本目標 2 循環型社会」における S D G s で目指すべきゴールを 7 つ挙げており、特に廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール 12 つくる責任つかう責任」があげられます。

また、上下水道の設備による持続可能な水の利用や、自然災害等に対する強靭性（レジリエンス）や適応力の強化が目標として考えられます。

「第 3 次花巻市環境基本計画」では廃棄物分野と関わりが深い項目として 7 つがあげられていますが、それぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。



図 I-6 本計画と S D G s の関係

第7節 廃棄物・リサイクル関連の動向

I 国の動向

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和7年2月環境省告示、以下、「基本方針」という。)について、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合を図り、令和7年2月に目標値が改訂され、以下のとおり定められました。

表 I-1 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する指針の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針での目標

指標	目標年度	目標
排出量	令和12年度	令和4年度比で約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量		約478グラム
出口側の循環利用率		約26%
1人1日当たりのごみ焼却量		約580グラム
最終処分量		令和4年度比で約5%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める「循環型社会形成推進基本計画」は、概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定されており、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」ではこうした観点から、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性を示しています。

2 県の動向

(Ⅰ) 第四次岩手県循環型社会形成推進計画

岩手県は、廃棄物処理法第5条の5、循環型社会形成推進基本法第10条に基づき、岩手県廃棄物処理計画の第5次計画並びに岩手県ごみ処理広域化計画として令和 年 月に「第四次岩手県循環型社会形成推進計画」(以下、「県計画」という。)を策定しました。

県計画では、事業者と連携した、3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことや、地域の実情に応じたごみ処理の広域化等による効率的なごみ処理体制の構築を推進することなど、循環型社会形成を推進するための岩手県における基本計画として位置付けています。

県計画では、以下のとおり一般廃棄物の処理に関する目標を掲げています。

表Ⅰ-2 県計画での一般廃棄物に関する目標値

目標項目	令和6年度 実績	令和12年度 目標
リサイクル率	16.4%	23.0%
エコショップいわて認定店等における 店頭資源回収量	1,982 t	2,600 t
県民1人1日当たり家庭系ごみ排出量	497 g	478 g
県民1人1日当たり事業系ごみ排出量	270 g	260 g
最終処分量	34.8千t	33.0千t

3 岩手中部広域行政組合

岩手中部広域行政組合は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、令和2年3月に「岩手中部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「組合計画」という。）を策定しました。令和7年3月には、計画の進捗を確認するとともに、計画策定後の社会情勢・法整備を考慮し、最終目標を含めた見直しを行い、組合計画を改定しました。

組合計画では、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）、ごみ処理の適正かつ効果的な中間処理や脱炭素の推進に取組むことを基本計画として位置づけています。

（1）基本方針

（1）4Rの推進…次の順位で推進する。

- ① リフューズ（Refuse）～ごみの発生回避～
- ② リデュース（Reduce）～構成市町との連携によるごみの発生抑制及び排出抑制～
- ③ リユース（Reuse）～ごみの再生利用の推進～
- ④ リサイクル（Recycle）～ごみの資源化の推進～

（2）ごみの適正かつ効率的な中間処理

目標項目	単位	平成30年度 (実績)	令和5年度 (中間目標)	令和10年度 (目標)	前回計画(H27.3) 平成34年度 (令和4年度) (目標)	摘要	
家庭系ごみ 住民1人1日当たりの排出量	g／人・日	515	498	489	514	平成30年度実績に対して 令和5年度に約3%削減 令和10年度に約5%削減	
事業系ごみ 年間排出量	t／年	22,844	22,595	22,148	23,100	平成30年度実績に対して 令和5年度に約1%削減 令和10年度に約3%削減	
年間ごみ排出量 (集団回収を除く)	t／年	64,566	61,845	59,406	62,800	平成30年度実績に対して 令和5年度に約4%削減 令和10年度に約8%削減	
資源化率 (集団回収・中間処理後資源物を含む)	%	24.0	24.4以上	25.1以上	24.5以上	平成30年度実績及び前回計画 (H27.3)値を考慮し変更	
ごみ焼却施設 温室効果ガス排出量	t-CO ₂ ／年	-11,222	-10,200以下	-10,200以下	19,200以下	平成30年度実績を考慮し前回計画 (H27.3)値を変更	
最終処分率	%	5.0	4.3以下	4.1以下	5.1以下	平成30年度実績に対して 令和5年度に0.7ポイント減 令和10年度に0.9ポイント減	

※ 家庭系ごみ住民1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = (家庭系ごみ排出量 - 集団回収量) ÷ 人口

※ 資源化率 = 総資源化量 / (資源ごみ量 + 集団回収 + 中間処理後資源物) ÷ 総ごみ量 (集団回収含む)

※ ごみ焼却施設温室効果ガス排出量は、発電による余剰電力の充電分の温室効果ガス量を削減分として、ごみ焼却施設における温室効果ガス排出量から差し引いて設定した。

出典：組合計画抜粋

第2章 地域の概況

第1節 市の特性

I 本市の位置・地勢

本市は、面積 908.39 km²、令和6年度（令和7年3月31日）時点の人口は89,185人であり、岩手県のほぼ中央に位置します。西に奥羽山脈、東に北上高地の山並みに囲まれ、肥沃な北上平野が広がる地域です。

農業生産基盤が整備されており、市内では米を中心に、野菜、果樹、花き等多様な農産物が生産される良好な農業地域です。加えて、県内唯一のいわて花巻空港や、東北自動車道・釜石自動車道の5つのインターチェンジ、さらに東北新幹線の新花巻駅を擁し、高速交通の要衝としての役割も果たしています。



図2-1 本市の位置図

2 気象条件

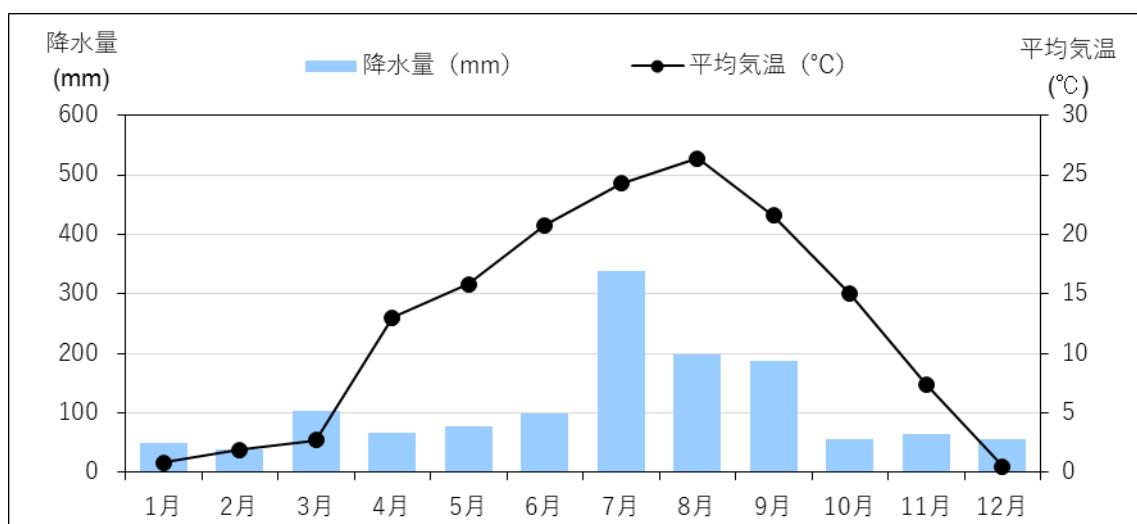
本市は、北上川を挟んだ低地帯の東部では内陸型盆地気象が強く、特に夏季における昼夜の温度差が大きく、冬季は比較的温暖で積雪量が少ないです。一方、西部の奥羽山麓は寒冷多雪の気候に支配され、12月から3月まで積雪もありますが、奥羽山脈にさえぎられるため、日本海側よりは少ない積雪となっています。過去5年間の降水量及び平均気温を以下に示します。

表2-1 過去5年間の降水量及び平均気温

項目	降水量 (mm)	平均気温 (°C)		
		日平均	日最高	日最低
R2 (2020)	1,388.0	11.3	16.5	6.6
R3 (2021)	1,321.5	11.2	16.7	6.4
R4 (2022)	1,460.5	11.0	16.4	5.9
R5 (2023)	1,424.5	12.5	17.8	7.7
R6 (2024)	1,335.5	12.5	18.1	7.3
1月	49.5	0.8	5.0	-3.8
2月	38.0	1.9	6.9	-3.1
3月	102.5	2.7	7.8	-2.3
4月	67.0	13.0	20.5	6.0
5月	77.5	15.8	22.3	8.8
6月	100.0	20.8	26.6	15.3
7月	338.0	24.3	29.1	20.2
8月	199.0	26.4	31.5	22.6
9月	187.5	21.6	27.5	16.9
10月	55.5	15.0	20.9	9.6
11月	64.5	7.4	13.6	1.6
12月	56.5	0.5	4.9	-3.8

出典：気象庁（花巻）

※表記は、年度ではなく年（1月～12月）を示す。



第2節 社会環境

I 人口と世帯数

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあり、令和6年度人口は89,185人で、世帯数は38,981世帯でした。平均世帯人口をみると、過去5年間で0.2人減少しており、核家族化が進んでいます。

表2-2 人口・世帯数の推移

年度	人口(人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人口 (人/世帯)
		増加人口		
R2(2020)	93,962	-	38,254	2.46
R3(2021)	92,928	-1,034	38,503	2.41
R4(2022)	91,708	-1,220	38,677	2.37
R5(2023)	90,469	-1,239	38,845	2.33
R6(2024)	89,185	-1,284	38,981	2.29

※各年度末時点の人口、世帯数

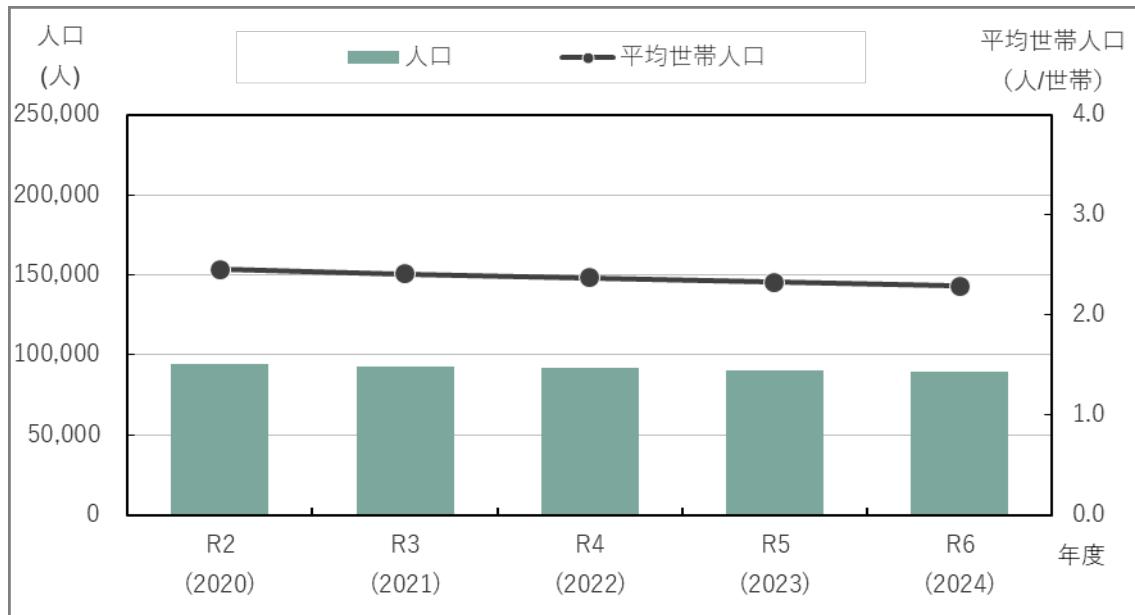
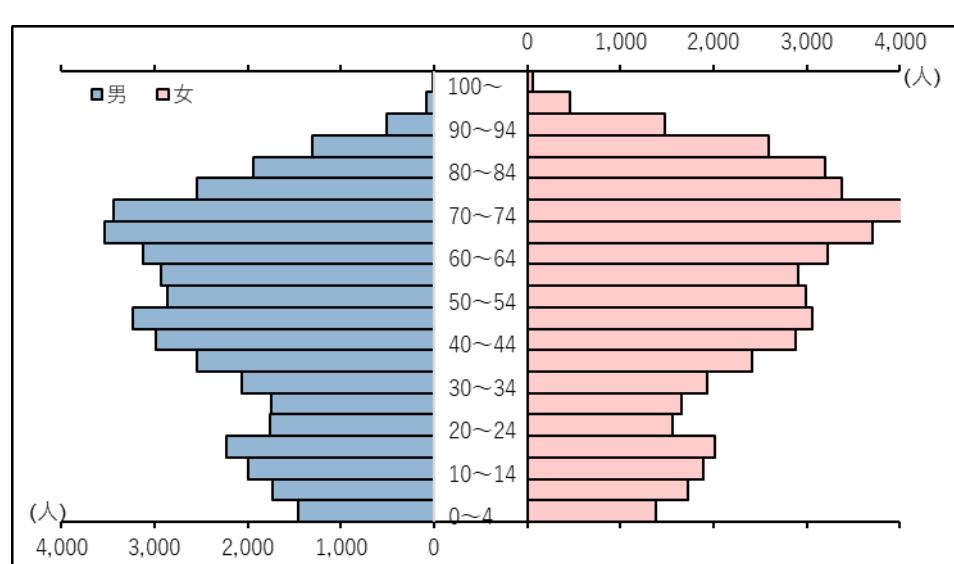


図2-3 人口・世帯数の推移

令和2年度の5歳階級別人口をみると、将来における顕著な高齢者の増加と若者の減少が予測されます。



出典：国勢調査

※令和2年10月1日時点

図2-4 5歳階級別人口

2 産業別人口

本市の産業別就業人口の構成割合は、令和2年度で第1次産業が10.9%、第2次産業が27.3%、第3次産業が61.8%となっています。平成17年度からの15年間の推移をみると第1次産業の割合が減少し、第3次産業が増加しています。

表2-3 産業の状況

調査年度	項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
H17 (2005)	就業者数(人)	8,308	14,707	30,501	53,516
	構成比(%)	15.5	27.3	57.0	100.0
H22 (2010)	就業者数(人)	6,541	12,932	29,275	48,748
	構成比(%)	13.4	26.5	60.1	100.0
H27 (2015)	就業者数(人)	6,007	12,923	29,641	48,571
	構成比(%)	12.4	26.6	61.0	100.0
R2 (2020)	就業者数(人)	5,062	12,648	28,653	46,363
	構成比(%)	10.9	27.3	61.8	100.0

出典：総務省統計局（国勢調査報告書）

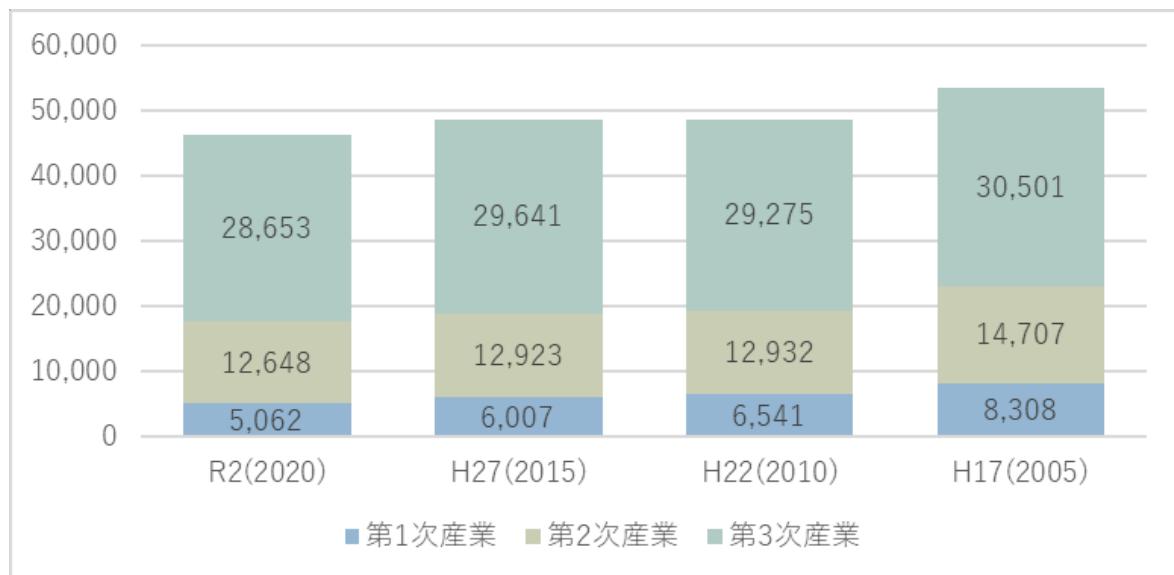


図2-5 産業の状況

3. 観光入込客数

本市は、花巻温泉郷等に多くの観光客が訪れます。

観光入込客数の推移は、令和2年から令和6年にかけて増加しています。令和2年、令和3年は新型コロナウイルスの影響により、観光客が減少しましたが、令和4年以降は増加し、令和6年には2,092,045人の観光客が訪れました。

表2-4 観光入込客数の推移

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
観光入込客数（人）	1,087,940	1,098,706	1,574,283	1,973,837	2,092,045

出典：花巻市統計書（各年度）

※毎年1月1日～12月31日

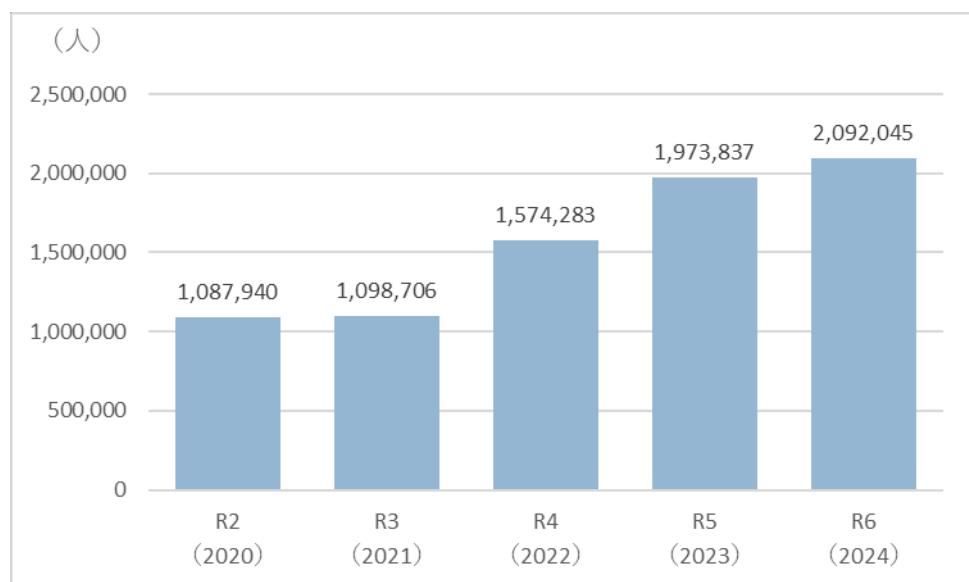
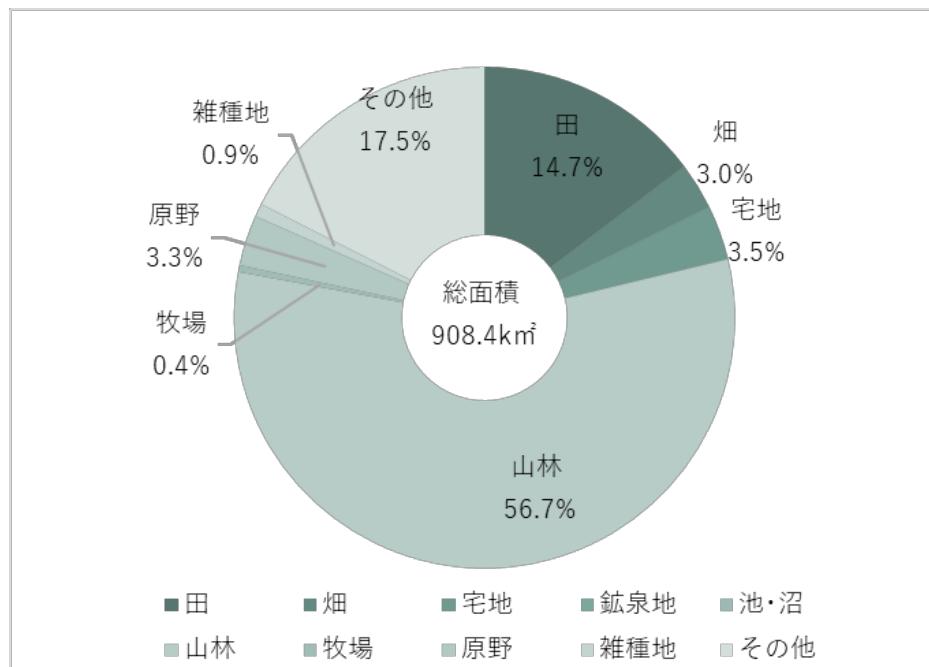


図2-6 観光入込客数の推移

4 土地の利用状況

土地利用状況を見ると、本市はその他を除いて山林が最も多く 56.7%を占め、次いで田が 14.7%、宅地が 3.5%、原野が 3.3%となっています。



出典：花巻市統計書（令和6年版）

図 2-7 土地利用の状況

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの処理の現状と課題

I ごみの出し方

(1) 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）の品目別のごみ出しの方法を以下に示します。また、本市では、市内の地域住民で組織する団体が実施する「資源集団回収」において、金属類、紙類、アルミ類、びん類、布類を資源として収集しています。

表3-1 ごみの分別区分と排出方法（令和7年4月時点）

分別区分		排出方法	排出場所	収集回数
資源ごみ	燃やせるごみ ^{※1}	中身の見える袋	ステーション	2回/週
	燃やせないごみ ^{※1}	中身の見える袋	ステーション	2回/月
	粗大ごみ	有料	直接持込 許可業者依頼	—
	その他プラスチック	中身の見える袋	ステーション	1回/週
	ペットボトル	中身の見える袋 専用網袋 ^{※3}	ステーション	2回/月
	ガラスびん	中身の見える袋 コンテナ ^{※3}	ステーション	2回/月
	衣類等	推奨袋又は透明な袋	ステーション	年3回程度 ^{※4}
	廃食用油	中身の見える袋	ステーション	2回/月
小型電子機器等	電話機（ダイヤル式を除く）、ポータブルラジオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、リモコン、電卓、ICレコーダー、電気コード類、電子辞書	中身の見える袋	ステーション	2回/月
	パソコン（デスクトップ型も可・ディスプレイのみは不可）、携帯電話等	—	直接持込	—

※1 一辺が60cmを超えるものは粗大ごみとして排出。

※2 注射針等感染の可能性のあるものは収集しない。

※3 地域によっては使用している。

※4 第5水曜日に収集。

(2) 事業系ごみ

事業所、商店、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」という。）は、ごみ処理施設に直接搬入するか、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することとしています。

(3) ごみ処理施設に直接搬入する場合

ごみをごみ処理施設に直接搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 3-2 ごみを直接搬入する場合の手数料（令和7年4月時点）

搬入施設	岩手中部クリーンセンター		
所在地	岩手県北上市和賀町後藤 3 地割 60 番地		
受付時間	8 時 30 分～17 時		
料金	家庭系ごみ	燃やせるごみ	130 円/10kg までごと
		小動物	1,200 円/1 体

搬入施設	花巻市清掃センター		
所在地	岩手県花巻市矢沢第 7 地割 229 番地 7		
受付時間	8 時 30 分～17 時		
料金	家庭系ごみ	不燃ごみ	70 円/10kg までごと (50kg まで無料)
		不燃粗大ごみ	260 円/10kg までごと
	事業系ごみ	不燃ごみ	70 円/10kg までごと
		不燃性粗大ごみ	260 円/10kg までごと

2 ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを以下に示します。

本市から排出された燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみは、収集後、岩手中部クリーンセンターで焼却処理しており、処理後の焼却灰（主灰）や金属類は民間業者で再生利用され、飛灰や再資源化できない副生成物については花巻市一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみは、花巻市清掃センターで破碎・選別処理され、可燃残さは岩手中部クリーンセンターで焼却処理、不燃残さは花巻市一般廃棄物最終処分場で埋立処分、鉄やアルミ等の資源物は民間業者で再生利用されます。

資源ごみ（その他プラスチック、ペットボトル、びん類の一部）は、収集後、品目ごとに花巻市清掃センターに搬入され、その他プラスチック、ペットボトルは容器包装リサイクル施設で選別・圧縮処理され、民間業者で再生利用されます。びん類は花巻市清掃センターに貯留し、民間業者に引渡し再生利用されます。生ごみは岩手中部クリーンセンターで焼却処分されますが、一部の地域では民間堆肥化処理業者による堆肥化を行っています。

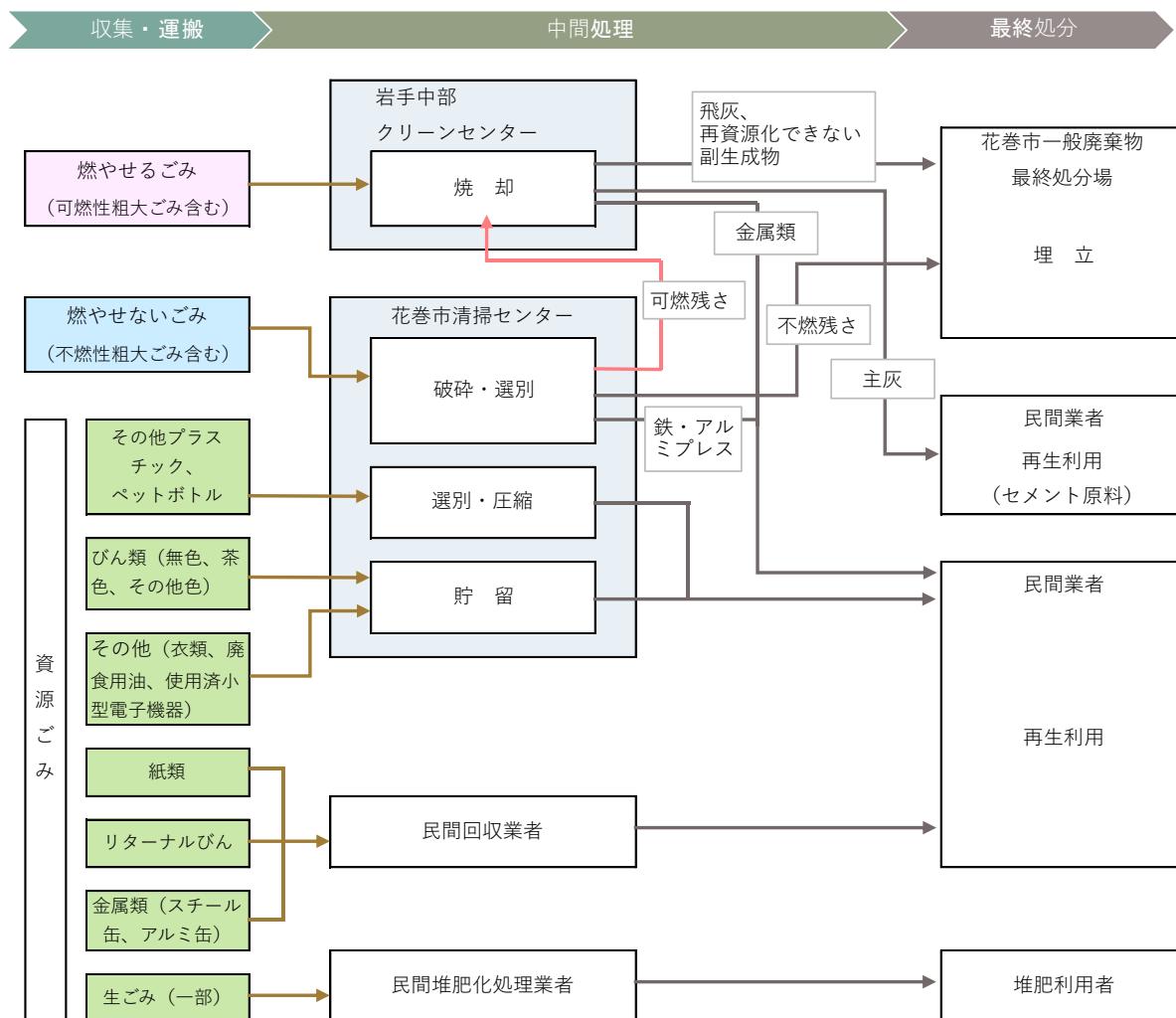


図 3-1 ごみ処理の流れ（令和6年度時点）

3 ごみ排出量

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、資源集団回収量）は、令和3年度では微増しましたが、直近4年間では減少傾向で推移しています。

令和元年度、2年度は新型コロナウイルスの影響により、全国的に家庭系ごみは増加、事業系ごみは減少した傾向にあり、本市においても特に令和2年度は家庭系ごみが増加、事業系ごみが減少しました。

令和6年度のごみ総排出量は28,414t（平成27年度比：18.6%減）であり、1人1日当たりごみ総排出量は873g（平成27年度比：9.9%減）となっています。

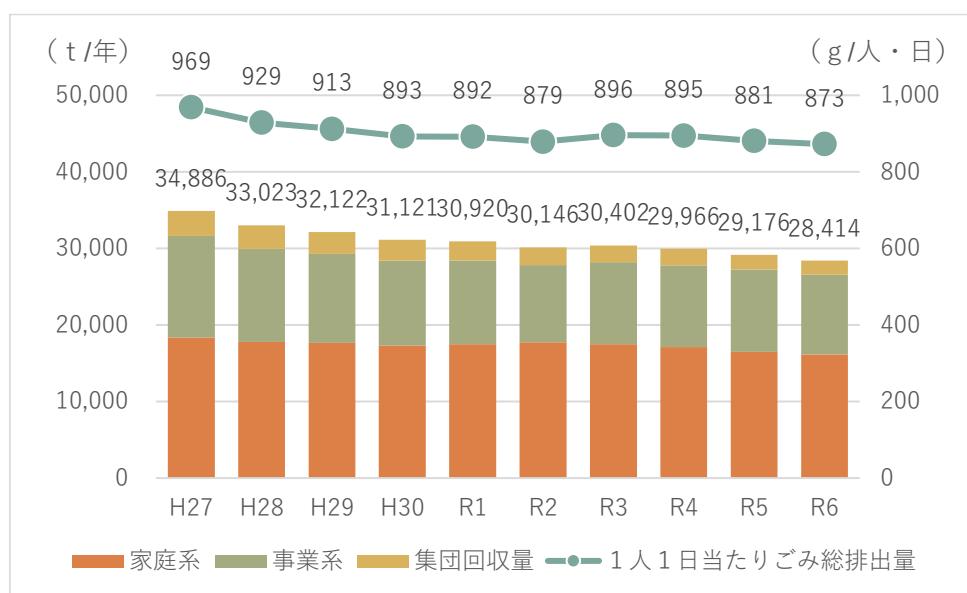


図3-2 ごみ総排出量の推移

(2) 家庭系ごみ

家庭から排出される「家庭系ごみ」の排出量は平成27年度から平成30年度は減少傾向にありました。令和元年度、令和2年度は増加し、その後は再び減少傾向で推移し、1人1日当たり排出量も家庭系ごみ排出量と同じように推移しています。令和6年度の家庭系ごみ排出量は16,136t（平成27年度比：12.2%減）、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は496g（平成27年度比：2.9%減）となっています。

令和6年度の家庭系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが86.7%と最も多く、次いで資源ごみが7.9%、燃やせないごみが5.0%、不燃性粗大ごみが0.4%となっています。

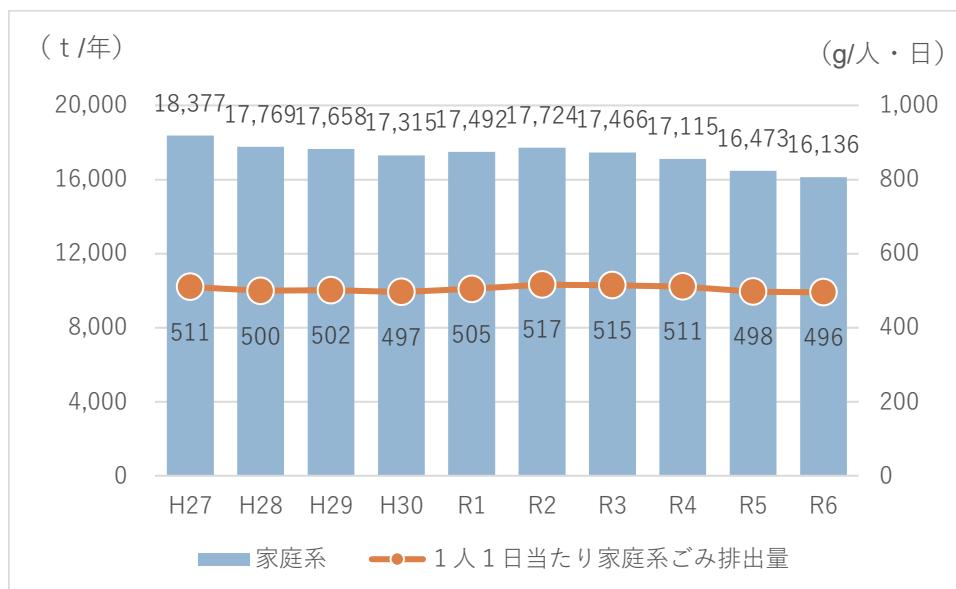


図3-3 家庭系ごみ排出量の推移

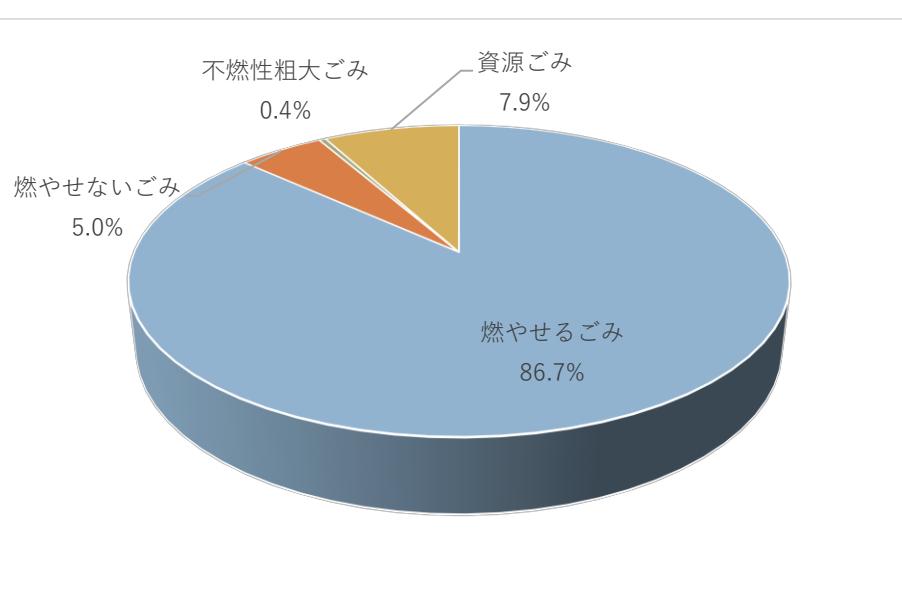


図3-4 家庭系ごみの内訳（令和6年度）

(3) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量は、平成27年度から令和2年度にかけて減少し、特に令和2年度は新型コロナウイルスの拡大防止のための在宅勤務、観光客の減少により大幅に減少しました。その後は増減を繰り返しながらも、平成27年度と比較すると減少しています。令和6年度の事業系ごみの排出量は10,436t（平成27年度比：21.3%減）となっています。

令和6年度の事業系ごみの内訳をみると、燃やせるごみが97.9%、次いで燃やせないごみが1.5%、資源ごみが0.6%となっています。

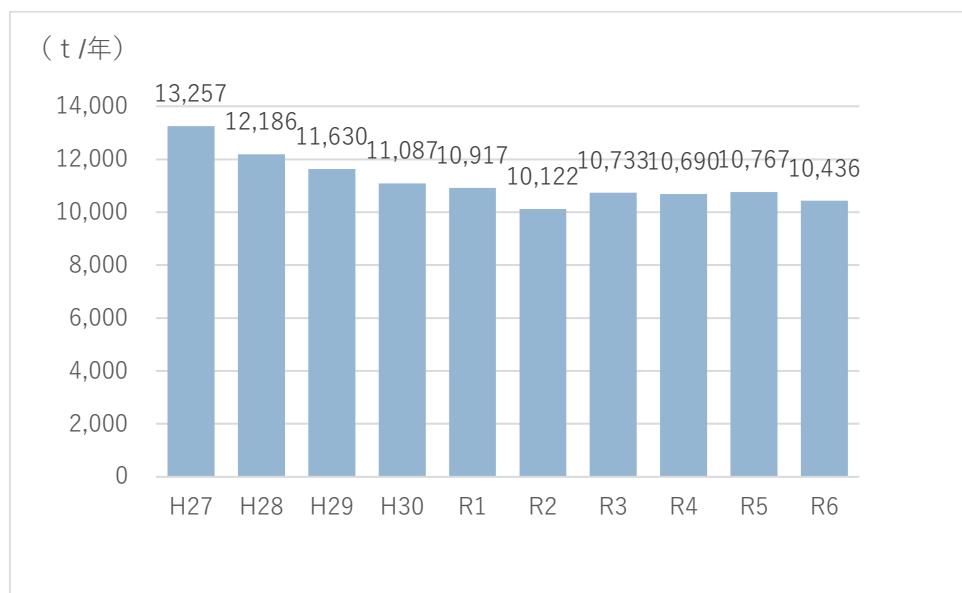


図3-5 事業系ごみ排出量の推移

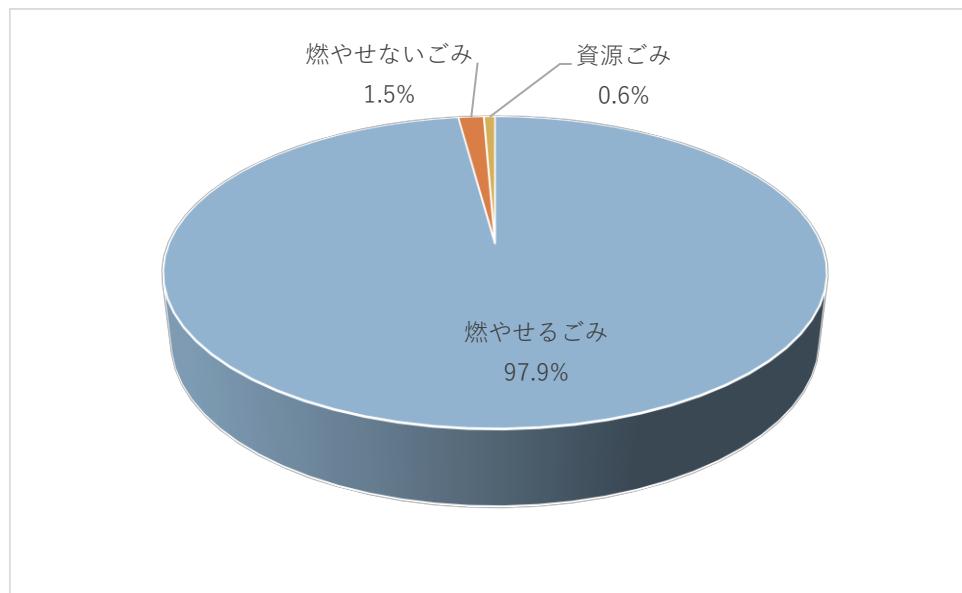


図3-6 事業系ごみ排出量の推移（令和6年度）

4 ごみの処理・処分

(1) 焼却処理量

焼却処理量は、令和3年度からは減少傾向で推移しており、令和6年度の焼却処理量は24,449t（平成27年度比：14.4%減）となっています。これに対して、残さ率は増減を繰り返しながら推移しており、令和6年度では10.5%となっています。

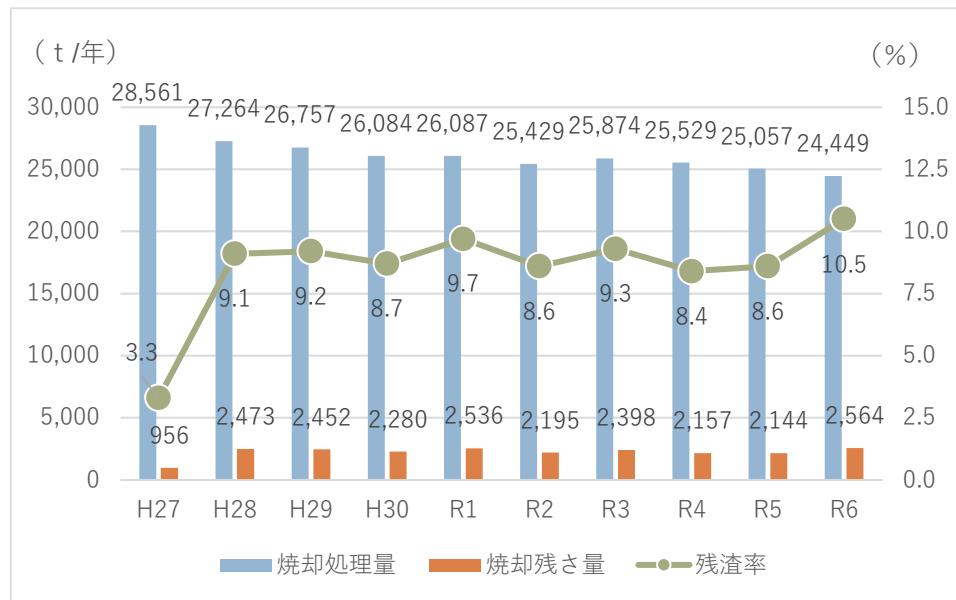


図3-8 焼却処理量の推移

(2) 破碎処理量

破碎処理量は令和2年度に増加したもののそれ以降は減少傾向で推移しており、令和6年度の破碎処理量は990t（平成27年度比：37.5%減）となっています。

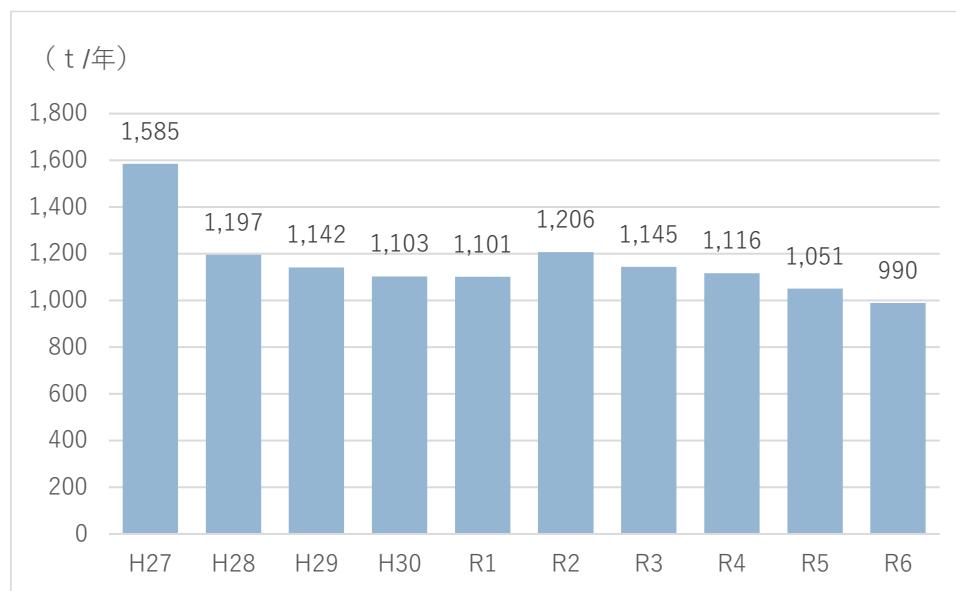


図3-9 破碎処理量の推移

(3) 資源化量

資源化量、再生利用率は平成 28 年度からは減少傾向で推移していましたが、令和 6 年度では増加しています。令和 6 年度の資源化量は 6,077 t（平成 27 年度比：3.8% 増）、再生利用率は 21.4%（平成 27 年度比：4.6 ポイント 増）でした。

なお、本市では資源化量の約 3 割を資源集団回収が占めています。

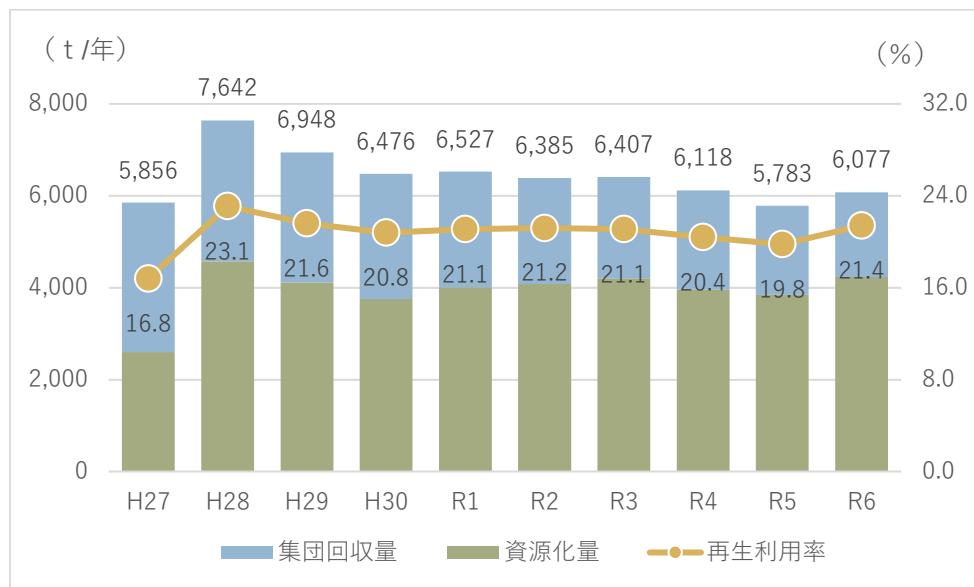


図 3-10 資源化量の推移

(4) 最終処分量

最終処分量は、平成 28 年度から焼却施設からの資源化量が大幅に増加し、令和 6 年度の最終処分量は 1,153 t（平成 27 年度比：58.0% 減）、最終処分率は 4.1%（平成 27 年度比：3.8 ポイント 減）となっています。

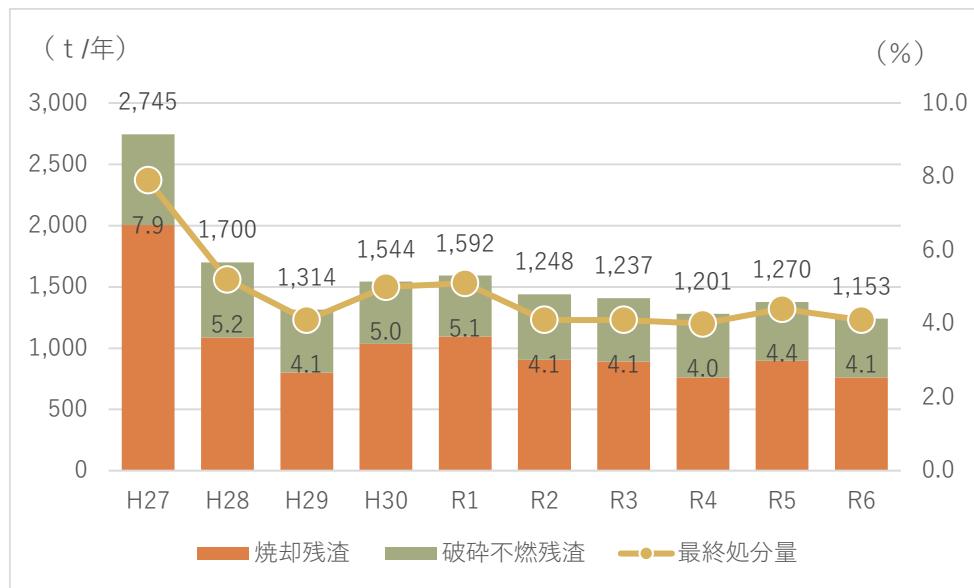


図 3-11 最終処分量の推移

(5) 燃やせるごみのごみ質

燃やせるごみの組成は、紙・布類が46.4%～61.4%となっており、いずれの年度においても最も多く、次いで合成樹脂・ゴム・皮革類となっています。

表3-3 燃やせるごみのごみ質

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
種類別	紙・布類	47.2	47.5	36.8	45.1	39.7	46.4	51.7	61.4	59.7	48.5
	合成樹脂・ゴム・皮革類	28.5	31.5	49.9	28.0	21.8	30.8	24.8	23.9	28.8	35.7
組成	木、竹、わら類	3.9	10.5	3.1	19.8	26.3	10.0	4.7	6.3	1.9	1.8
	厨芥類	13.1	6.1	7.4	4.8	4.4	5.6	7.4	4.2	6.9	10.3
	不燃物類	2.7	2.1	2.0	1.4	3.3	2.8	1.1	2.1	1.4	0.5
	その他	4.6	2.3	0.8	0.9	4.6	4.5	10.3	2.1	1.3	3.3
単位体積質量 (kg/m ³)	188.67	151.5	132.3	138.94	142.17	167.5	107.5	145	126.5	177	
三成分	水分	42.9	43.6	45.7	43.6	41.11	44.1	37.7	33.1	49.8	48.6
	灰分	5.8	6.1	6.0	5.6	6.19	4.8	6.9	4.4	3.9	3.5
	可燃分	51.3	50.3	48.3	50.8	52.7	51.2	55.4	62.5	46.3	48.9
低位発熱量 (kJ/kg)	(計算値)	8,582	8,353	7,955	8,472	8,893	8,510	9,485	10,900	7,480	8,030
低位発熱量 (kJ/kg)	(実績値)	8,793	10,178	11,410	10,501	9,908	11,060	10,100	13,200	9,755	10,850

※端数処理のため、合計が合わない場合がある。

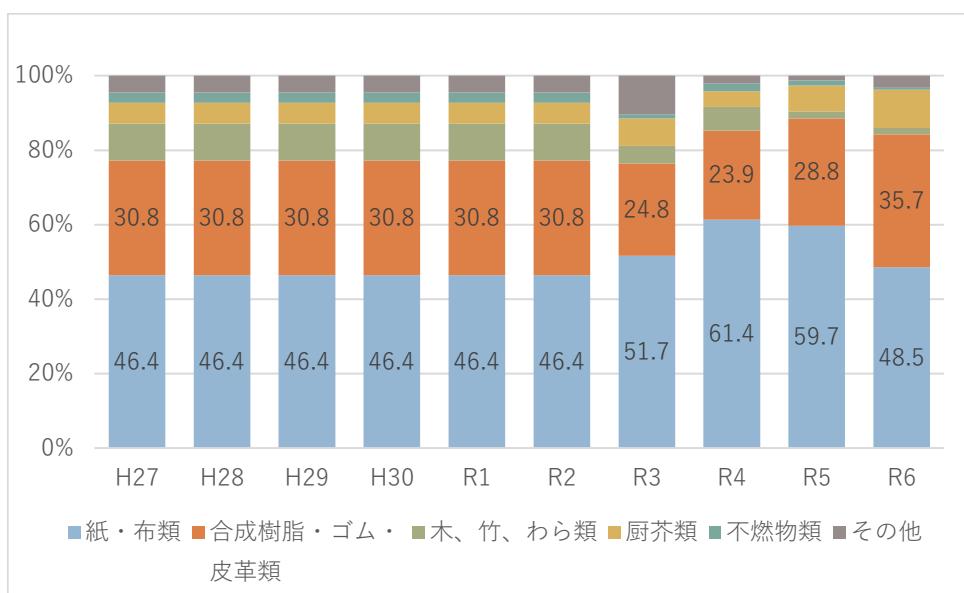


図3-12 燃やせるごみのごみ質

(6) ごみ処理事業に要する経費

令和5年度のごみ処理事業経費は462,331千円、市民1人当たりの経費は5,110円です。

ごみ処理事業経費は平成30年度から増加傾向で推移しています。

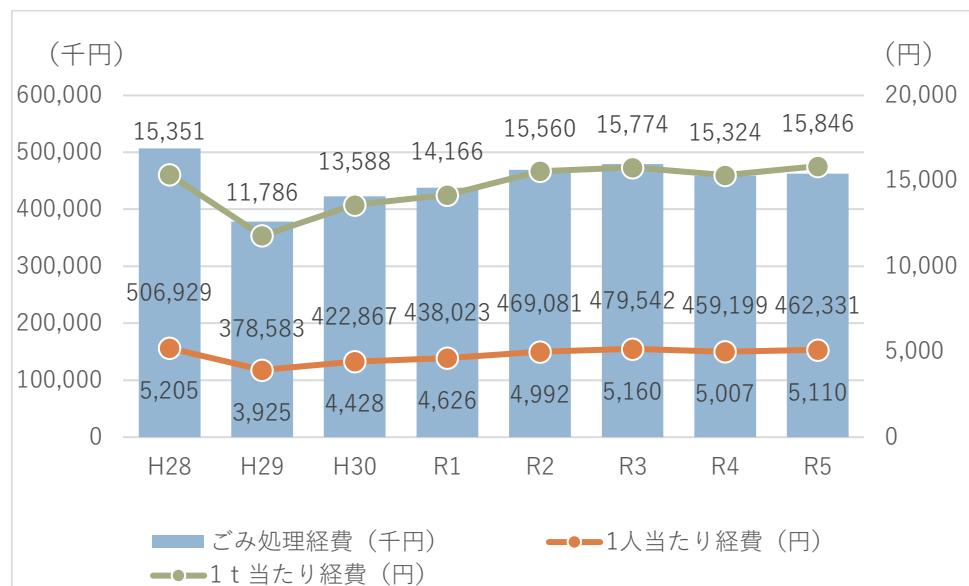


図3-13 ごみ処理事業に要する経費

5 他市町村との比較

(1) 全国の類似市町村との比較

令和5年度における本市と全国の類似市町村との比較結果を、以下に示します。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

なお、類似市町村は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体市町村財政指標表」に示される類型によるものとし、一覧を資料編に示します。

全国類似市町村との比較結果を以下に示します。

表3-4 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.89	0.141	0.083	13,412	41,600
最大	1.165	0.314	0.274	33,577	94,787
最小	0.594	0.069	0	5,078	8,735
標準偏差	0.124	0.048	0.05	5,256	15,770
花巻市	0.872	0.123	0.047	5,078	15,486
偏差値	51.5	46.3	57.2	65.9	66.6
評価	平均と比較してやや 少ない	平均と比較してやや 少ない	平均と比較して少な い	平均と比較して多い	平均と比較して少な い
	優れている	劣っている	優れている	非常に優れている	非常に優れている

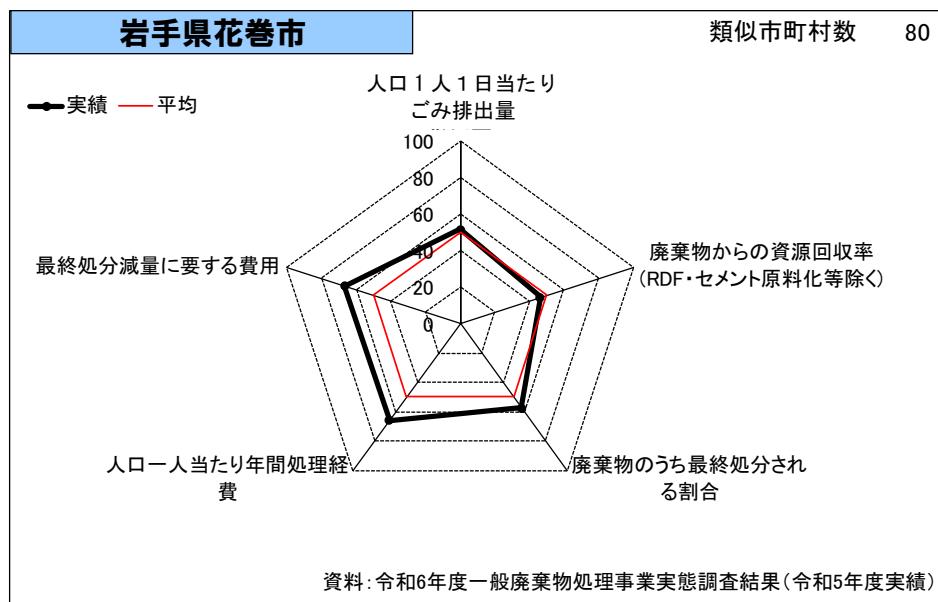


図3-14 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

(2) 岩手県内の全市町村との比較

令和5年度における本市と岩手県内の全市町村との比較結果を、以下に示します。

表3-5 本市のごみ処理の評価(岩手県内の全市町村との比較)

標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t / t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t / t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.857	0.165	0.091	16,243	52,038
最大	1.129	0.296	0.198	28,916	84,607
最小	0.624	0.089	0.03	5,078	15,486
標準偏差	0.132	0.057	0.039	5,072	14,396
花巻市	0.872	0.123	0.047	5,078	15,486
偏差値	48.9	42.6	61.3	72.0	75.4
評価	平均と比較してやや 多い	平均と比較して少な い	平均と比較して少な い	平均と比較して多 い	平均と比較して少な い
	劣っている	劣っている	優れている	非常に優れている	非常に優れている

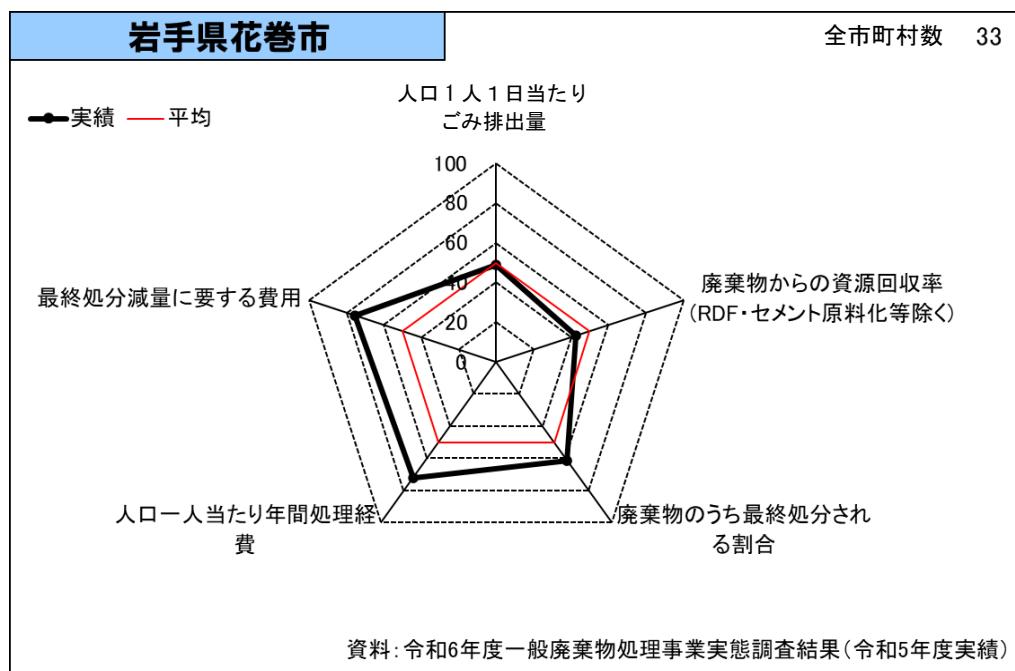


図3-15 本市のごみ処理の評価(岩手県内の全市町村との比較)

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

6 ごみ処理施設の概要

本市が利用するごみ処理施設の概要を、以下に示します。

表 3-6 ごみ焼却施設の概要

項目	内容
名称	岩手中部クリーンセンター
事業主体	岩手中部広域行政組合
所在地	岩手県北上市和賀町後藤 3 地割 60 番地
供用開始年月	平成 27 年 10 月
処理能力	182 t / 日 (91 t / 24 h × 2 炉)
処理方式	全連続燃焼式
炉形式	ストーカ方式 + セメント資源化
主要設備	受入供給設備 ピットアンドクレーン
	燃焼設備 ストーカ
	発電設備 ボイラ、蒸気タービン
	燃焼ガス冷却設備 減温塔
	排ガス処理設備 ろ過式集じん器、有害ガス除去装置
	通風・選別設備 平衡通風方式
	灰出・貯留設備 ピットアンドクレーン、焼却灰水洗装置
排水処理設備	生物処理、凝集沈殿、ろ過

表 3-7 粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
名称	花巻市清掃センター 粗大ごみ処理施設
事業主体	花巻市
所在地	岩手県花巻市矢沢第 7 地割 229 番地 7
供用開始年月	平成 2 年 12 月
処理能力	50 t / 5 h
主要設備	受入供給設備 破碎圧縮設備（破碎機、圧縮機） 選別設備（磁力選別機、破碎物選別機、アルミ選別機） 貯留排出設備、集じん器、脱臭設備、防音・防振設備

表 3-8 リサイクル施設の概要

項目	内容
名称	花巻市清掃センター 容器包装リサイクル施設
事業主体	花巻市
所在地	岩手県花巻市矢沢第7地割 229番地7
供用開始年月	平成14年1月
処理能力	300kg/h (ペットボトル)、600kg/h (その他プラスチック)
処理対象物	ペットボトル、その他プラスチック

表 3-9 ストックヤードの概要

項目	内容
名称	花巻市清掃センター ストックヤード
事業主体	花巻市
所在地	岩手県花巻市矢沢第7地割 229番地7
供用開始年月	平成9年9月
保管能力	ペットボトル：180m ³ 、びん類：120m ³ 、 その他プラスチック：204m ³
保管対象物	ペットボトル、びん類、その他プラスチック

表 3-10 最終処分場の概要

項目	内容
名称	一般廃棄物最終処分場
事業主体	花巻市
所在地	岩手県花巻市東和町東晴山15区
供用開始年月	昭和59年3月
計画容量	192,880m ³ (令和6年度末の残余容量 25,423m ³)
埋立対象物	焼却残さ、不燃残さ

7 前計画の達成状況

(1) 数値目標

前計画で設定された、減量に係る目標を以下に示します。

表 3-11 第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画におけるごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数値目標
ごみ総排出量	令和7年度	28,095 t (平成26年度比で22%減量)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量※1	令和7年度	547 g (平成26年度比で12%減量)
事業系ごみ総排出量	令和7年度	9,754 t (平成26年度比で29%減量)
リサイクル率※2 (家庭系ごみ)	令和7年度	25%以上とする (平成26年度より2.2ポイント増加)
最終処分率	令和7年度	4.5%に抑える

※1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：(家庭から出されたごみの量(t)／人口／年間日数) × 1000000

※2 リサイクル率（家庭ごみ）：家庭から排出された資源ごみ（びん、ペットボトル、その他プラ、廃食用油、使用済み小型電子機器、生ごみ）+資源集団回収量÷家庭から排出されたごみの量+資源集団回収量

令和7年度（目標年度）と令和5、6年度（直近年度）のごみ処理の実績値と前計画の目標値を比較した結果を以下に示します。

これによると、本市では前計画における家庭系ごみの減量の取組を推進したことにより、家庭系ごみの減量が進み、1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標を達成できています。一方で、事業系ごみ総排出量は目標を達成できておりません、それに伴いごみ総排出量の目標を達成することができませんでした。また、リサイクル率（家庭系ごみ）においても、施策は取り組んできたものの計画どおりに向上させることができませんでした。

表 3-12 前計画の目標値との比較・評価結果

	令和7年度 (目標)	令和5年度 (実績)	評価	令和6年度 (実績)	評価
ごみ総排出量	28,095 t	29,176 t	✗ 未達成	28,414 t	✗ 未達成
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	547 g	498 g	○ 達成	496 g	○ 達成
事業系ごみ総排出量	9,754 t	10,767 t	✗ 未達成	10,436 t	✗ 未達成
リサイクル率 (家庭系ごみ)	25%以上	17.6%	✗ 未達成	17.4%	✗ 未達成
最終処分率	4.5%に抑える	4.4%	○ 達成	4.1%	○ 達成

(2) 施策の取組状況

本市では、前計画において、基本方針1「市民啓発の推進」、基本方針2「ごみの減量化と資源化の推進」、基本方針3「ごみの適正処理」、基本方針4「ごみの最終処分量の削減」の4つを柱として、ごみの減量化・資源化に取り組んできました。

施策の取組状況は以下のとおりです。

進捗状況：○（実施）、△（一部実施）、×（未実施）

I) 市民啓発の推進

施策	進捗 状況	取組内容
施策 I 環境教育・意識啓発の推進		
①効果的な情報提供 ・広報紙掲載、チラシ配布、HPにより、ごみ分別徹底、リサイクル推進に向けた情報提供 ・ごみカレンダー、ごみ分別についてスマホ向けアプリ開発を検討 ・高齢者向けパンフレットによる広報活動、情報提供	△	・広報はなまき、市ホームページ、FMラジオ（以下、「広報紙等」という。）、ごみ減量アドバイザーによる出前講座において、ごみの分別徹底やリサイクル推進等の情報を提供した。 ・ごみ分別辞典ウェブサイトを導入し、スマートフォンでごみの分別検索を可能とした。
②環境教育の推進 ・公衆衛生組合連合会や自治会等と連携した講座や説明会等の開催 ・学校での環境教育・環境学習を継続推進	○	・ごみ減量アドバイザーを設置し、公衆衛生組合連合会、自治会等及び市民団体等に対し出前講座を開催した。 ・市内小学校4年生に対し、ごみの減量等について出前授業を開催した。
③意識啓発の推進 ・ごみ処理施設見学会の開催 ・市民や事業者による減量・リサイクル等の自発的な取組み等を募集し、広報紙等に掲載 ・市の行事やイベント等においてリサイクル活動や美化運動を働きかけ	○	・花巻市清掃センターの見学を受入れ。 ・イベント開催に合わせ生活環境（リサイクル）に関して展示した。 ・市民総参加早朝一斉清掃を実施した。

2) ごみの減量化と資源化の推進

施策	進捗 状況	取組内容
施策2 ごみの減量化に向けた意識の向上		
①家庭系ごみの減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・古紙の資源化について啓発 ・生ごみについて実態調査を実施し、排出量減量の方策を公表、実践の推進 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類の適正分別を含め、ごみ減量化について広報紙等、出前講座や出前授業で周知した。 ・ごみの減量化について出前講座や出前授業において周知し、更なる推進のためエコバックを配布した。 ・ごみの減量化対策として生ごみの水切りを推進するため、出前講座受講者に水切り器を配布した。 ・市公衛連の協力を得て、水切りによる生ごみの減量効果(水切りダイエット大作戦)についてモニター調査を実施した。
②事業系ごみの減量化 <ul style="list-style-type: none"> ・排出者処理責任の徹底、排出事業者の自己責任による減量化・資源化、適正処理の指導 ・ごみ処理施設において搬入物の検査（資源ごみの搬入規制） 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者を訪問し減量化・資源化等、排出者処理責任について指導を実施した。 ・可燃ごみ処理施設において搬入物調査を実施した。 ・市内収集運搬業者との意見交換会を開催した。
施策3 リデュース・リユースの活発化		
①生ごみの減量化 [リデュース] <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの発生抑制につながる具体的な取組の情報提供 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの取組みについて、広報紙等、出前講座、出前授業で情報を提供した。 ・食品ロスについて、広報紙等、出前講座、出前授業で情報を提供した。また、食品ロス対策卓上三角ポップを作製し30・10運動を推進した。
②レジ袋、過剰包装の削減 [リデュース] <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの持参を呼びかけ ・過剰包装を断る習慣の定着 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、出前授業でマイバックを配布した。 ・3R推進、ごみ減量チラシを作製し出前講座等にて配布した。
③再使用の推進 [リユース] <ul style="list-style-type: none"> ・レンタルショップ、リサイクルショップ等店舗情報、フリマ等のイベント情報提供による家具器具衣類の再使用推進 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・花巻市民フリーマーケットの会によるフリーマーケットの開催を支援した。

施策	進捗 状況	取組内容
施策4 リサイクルの推進		
①家庭系ごみのリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none">・資源集団回収に係る表彰について検討・資源ごみの店頭回収を推進、店頭回収店舗の増加、回収品目の拡大等事業者の協力依頼・小型電子機器、衣類の分別回収のほか、回収品目の見直し・廃食用油の改修、BDFを生成する取組の継続	○	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別徹底による資源化の推進について広報紙等により周知した。・市内団体による資源集団回収に対する奨励金を交付した。・資源集団回収登録団体に対し、資源集団回収運動を積極的に行った団体を表彰した。・資源ごみの店頭回収について、回収品目や回収量を調査し、回収場所等と併せて市ホームページに掲載した。・小型電子機器や衣類、廃食用油の分別回収を実施した。・廃食用油をBDFとして再生し、市公用車の燃料として利活用する取組を実施した。(未継続)
②事業系ごみのリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none">・事業系資源物（古紙等）の回収ルートの確保による事業系ごみのリサイクルを推進・事業系食品廃棄物のリサイクル推進	○	<ul style="list-style-type: none">・温泉郷廃棄物処理組合が実施する廃棄物処理事業への補助を行い、減量化及び資源化の推進を図った。・排出事業者を訪問し減量化・資源化等、排出者処理責任について指導を実施した。
③リサイクル製品の利用拡大 <ul style="list-style-type: none">・市におけるグリーン購入・再生品、エコマーク商品等の利用拡大	○	<ul style="list-style-type: none">・花巻市環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定した。
④生ごみ等のリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none">・一部地域の生ごみたい肥化を継続・地域ぐるみでの生ごみ共同処理モデル事業検討・剪定枝等の資源化、再利用の方策検討	△	<ul style="list-style-type: none">・生ごみのたい肥化を実施した(市内一部地域)。

3) ごみの適正処理

施策	進捗 状況	取組内容
施策5 適正な収集・運搬		
①効率的な収集・運搬の継続 <ul style="list-style-type: none">・ごみの分別区分と排出方法の適宜見直し・分別品目の隨時見直し（法令の改正等に準ずる）・家庭系ごみの収集運搬頻度の適宜見直し・ごみ集積所の設置数・設置場所の適宜見直し・適正処理困難物の処理は現行体制維持（業者依頼）	○	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別区分・品目、排出方法は現行体制を維持した。・家庭ごみの収集運搬体制、収集頻度・回数は現行体制を維持した。・事業系ごみの収集運搬体制について現行体制を維持した。・ごみ集積所の設置数や設置場所については地域の意見により適宜見直した。・処理困難物の収集は行わない（現行を維持）。・ごみの収集・運搬は現行体制を維持した。
②ごみ集積所の適正な管理の継続 <ul style="list-style-type: none">・自治会、町内会等と連携協力し適正な管理に努める・適正なごみ出しルールの意識啓発・特定排出者に対する個別指導	○	<ul style="list-style-type: none">・自治会、町内会等との連携・協力体制を維持した。・ごみ出しルールの順守徹底のため、広報紙等や出前講座にて周知した。
③安全なごみ収集の継続 <ul style="list-style-type: none">・危険ごみの分別徹底を周知し収集作業時の安全を確保・収集運搬事業者に対する収集作業時の安全・衛生への配慮、騒音、悪臭対策等指導	○	<ul style="list-style-type: none">・危険ごみの混入による事故等の危険性について出前講座や出前授業にて周知した。・収集運搬業者に対し、作業時における安全や衛生への配慮を周知、指導した。
④人口減少・高齢化への対応 <ul style="list-style-type: none">・高齢世帯や障がい者・要介護者世帯を対象とした収集のあり方検討・医療廃棄物の適正な収集のあり方検討	✗	

4) ごみの最終処分量の削減

施策	進捗 状況	取組内容
施策6 適正な処理・処分		
①安全かつ適正な中間処理の継続 <ul style="list-style-type: none">・可燃ごみ、可燃性粗大ごみの広域共同処理継続・不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみの花巻市清掃センター処理継続・資源ごみの品質向上を図るため分別徹底を周知	○	<ul style="list-style-type: none">・不燃ごみ、不燃性粗大ごみの処理について、広域処理施設を整備し広域共同処理を実施した。・花巻市清掃センターで収集している資源ごみについて資源化を推進した。
②最終処分量の削減と資源化量の増加 <ul style="list-style-type: none">・最終処分量の削減にむけ分別徹底を周知・効率的なリサイクル体制の継続、経済性・効率性に配慮したリサイクルを推進	○	<ul style="list-style-type: none">・ごみの減量、分別徹底について広報紙等で周知した。
③不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none">・不法投棄物の個別撤去・不法投棄防止に向け関係機関、住民、団体と連携を図る・不法投棄監視員を配置しパトロールによる監視を強化	○	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄監視員によるパトロールを実施した。・公衛連と連携し不法投棄防止看板等を設置した。・監視カメラを設置し、監視を強化した。
④災害廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none">・近隣自治体との相互応援協定や関係団体との連携協定の継続による連携強化・災害廃棄物の円滑かつ適正処理体制の整備・公共用地を活用した仮置き場の検討	○	<ul style="list-style-type: none">・花巻市災害廃棄物処理マニュアルを策定した。
⑤ごみ処理手数料の有料化の検討 <ul style="list-style-type: none">・有料化の有効性、効果について他市町村の状況を調査、研究	○	<ul style="list-style-type: none">・岩手県主催の有料化検討会へ参加し、有料化の有効性や効果について研究した。
⑥広域処理の検討	○	<ul style="list-style-type: none">・不燃ごみ、不燃性粗大ごみの処理について、広域処理施設を整備し広域共同処理を実施した。・組合一括管理の最終処分場を整備する方向性決定した。

8 アンケート調査

実際の排出者である市民から意見を聞き、ごみ処理における課題の把握や課題策の検討資料とすることを目的に、市民 2,000 世帯、市内高校 2 年生全員（905 人）、市内中学 2 年生全員（735 人）、市内児童全員（687 人）を対象としたアンケート調査を実施しました。「アンケート調査」結果概要を、以下に示します。なお、高校生、児童は今回から調査対象としたため、前回調査との比較はありません。

（1）対象者及び回収状況

アンケート	調査対象数（人） [A]	回収数（人） [B]	回収率（%） [B/A]
市民	2,000	915	45.8
高校生	905	522	57.7
中学生	735	381	51.8
児童	687	490	71.3

（2）調査結果概要

項目	具体的な内容
ごみの排出状況	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別意識は、前回調査より市民（前回 93.2%、今回 97.9%）、中学生（前回 80.0%、今回 95.3%）とも高くなっています。また、今回新たに調査対象とした高校生は 94.6%、児童は 92.4% といずれにおいても分別意識は高いといえます。 新聞・チラシ、段ボール等の紙類は、前回調査から比較すると店頭回収の活用が大幅に増加しています。一方で、お菓子箱、ティッシュの箱等は燃やせるごみとして排出されている割合が約半数となっており、資源回収の推進に向けた広報、周知活動の強化等が必要です。
ごみの減量やリサイクル等への取組について	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量、リサイクル、食品ロスについて「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答したのは市民が 87.3%（前回 88.2%）、高校生が 65.9%、中学生が 67.0%、児童が 81.0% となっており、高校生、中学生は比較して関心が低い状況です。 ごみの減量やリサイクルのために実行していることとして、いずれの結果においても最も多いのは「買い物をするとき、マイバッグやマイカゴを持っていく」でした。一方で、いずれの結果においても「不要な衣類・家具を譲ったり、譲られたりしている」のリユース活動が低いことが伺えます。

項目	具体的な内容
ごみに関する施策について	<ul style="list-style-type: none"> ● 市のごみ収集・処理については、市民（前回：85.6%、今回 87.8%）、高校生（今回：87.9%）ともに満足していることが伺えました。 ● 今後、市が減量やリサイクルを進めるために必要な取組としては、近年普及がすすんでいるアプリを活用する等、デジタルの活用、事業者と連携したごみの減量及び発生回避が求められています。 ● 小学4年生で行う「ごみはどこへ」の授業で、児童は「ごみの分別をきちんとしようと思った」等、環境学習での学びが多いことが伺えました。一方で、中学生への調査結果で、学んだ内容を「ほとんど覚えていない」と回答した割合が6割強であったことから、改めて学習する機会を設けることが望まれます。 ● 家庭ごみの有料化についての考え方では、ごみの減量意識が高まり分別やリサイクルが徹底され、ごみの発生抑制につながることをメリットと考える一方、料金を徴収することにより不法投棄等違法な処理・処分が増加するのではないかと懸念する意見が多くなっています。

9 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出状況に関する課題

課題1 事業系ごみの減量・リサイクル

本市のごみ総排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）は、令和3年度以降減少傾向で推移しています。内訳をみると家庭系ごみは、令和3年度から減少傾向で推移しており、直近5年間で約1,600t減少しました。アンケート調査からみても、分別の意識、ごみ問題への関心は高く、前計画の目標が達成できていることから、今後も継続して減量・リサイクルに努める必要があります。

事業系ごみは、平成27年度から減少傾向にあったものの、令和3年度では増加し、令和5年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度には再び減少しました。

平成27年度と比較すると減少しているものの、前計画の目標は達成できませんでした。

要因の一つとして、本市は、岩手中部広域圏市町に比べ温泉宿泊施設が充実しており、多くの観光客を迎えることで観光地としての経済効果を含め大きなメリットがある一方で、温泉宿泊施設を含む市内観光地を訪れる観光客によるごみ排出量が多いことが推測されます。特に、観光客が温泉宿泊施設を利用する際、さまざまな種類のごみが分別されずに排出されていると考えられることから、実態を調査し現状を把握する必要があります。

また、温泉宿泊施設等のほか、事業系ごみを排出している事業者に向けたごみ問題の意識づけを推進し、ごみの減量・リサイクルの取組を周知徹底する必要があります。

(2) 減量化・資源化に関する課題

課題2 ごみの排出方法の周知

アンケート調査をみると、新聞・チラシ、段ボール等は、資源回収や店頭回収での排出の比率が多く、多くの市民が分別区分を遵守しています。一方で、「菓子箱、ティッシュの箱、包装紙等」、「牛乳パック」、「コピー用紙・事務用紙等」は「燃やせるごみ」として排出している比率が多いことがわかりました。特に、「菓子箱、ティッシュの箱、包装紙等」は各家庭で排出されることが多いと想定される分別区分であるにも関わらず、「燃やせるごみ」として排出する比率が5割を超えていました。

分別区分の周知を一層強化していくことがごみの減量・資源化に大きく資すると考えられます。

また、岩手県の認定制度を事業者が自ら積極的に活用し店頭回収の拡充を進めるとともに、排出ルールの周知する必要があります。

課題3 リサイクルの推進

前計画における家庭系ごみのリサイクル率（家庭系ごみ）の目標（令和7年度において25%以上）の達成状況をみると、令和6年度において17.5%となっており、目標より7.5ポイント少なく目標を達成できていない状況にあります。アンケート調査をみると、排出状況において「店頭回収」を利用している比率が前計画で行った調査より大幅に増加していることから、今後は、必要に応じて店頭回収を行っている事業者と連携し資源化を進めるとともに、排出するごみについては分別区分を徹底するよう周知していく必要があります。

（3）収集・運搬に関する課題

課題4 ごみ集積所の適正管理

ごみ集積所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出し等）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた広報・啓発の強化が必要となります。

特に、アパート等の入居者や外国人については、ごみ出しマナー・ルール違反が問題となることが多く、地域でのトラブルの回避やごみ減量化のため、ごみ出しマナー・ルールの徹底を周知する必要があります。

また、ごみ集積所は自治会等で管理運営されていることから、自治会等への協力によるごみ集積所の適正管理が必要となります。

課題5 安全なごみ収集の継続

ごみ集積所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター、刃物、リチウムイオン電池の分別徹底と適正排出について、市民への意識啓発・指導等を継続する必要があります。

課題6 効率的な収集・運搬

地球温暖化防止の観点から、効率的な収集・運搬をすることで温室効果ガスの削減に資すると考えられます。また、働き方改革の進展に伴い、労働時間の短縮や業務効率の向上が求められていることから、ごみの収集・運搬体制を適宜検討し、持続可能な体系を構築する必要があります。

(4) 処理・処分に関する課題

課題7 ごみ有料化の検討

家庭系ごみについて、岩手中部広域圏では、遠野市、西和賀町が指定ごみ袋で排出をしており、北上市はごみ処理手数料を上乗せした有料指定ごみ袋で排出をしていますが、本市においては、市指定のごみ袋を設けておりません。

家庭系ごみの減量を推進するための一つの方策として、ごみ有料化について今後も調査・検討する必要がある一方で、アンケート調査をみると「有料化を実施した場合、ごみの不法投棄が増加する可能性がある」と回答した比率が市民では70%以上いたことから、ごみ有料化の検討と併せて不法投棄への対策が必要となります。

課題8 不法投棄の防止

本市は森林が多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難ですが、看板や監視カメラの設置、不法投棄監視員によるパトロールや岩手県、警察との連携等、不法投棄の未然防止に向けた対策の強化について検討する必要があります。

第2節 ごみ処理量の予測

I ごみ処理量の予測方法

前計画の施策を継続した場合のごみ発生量は、平成28年度から令和6年度の過去9年間の実績を用い、5つの推計式により予測します。

ごみ発生量（前計画の施策を継続した場合）の推計方法を以下に示します。

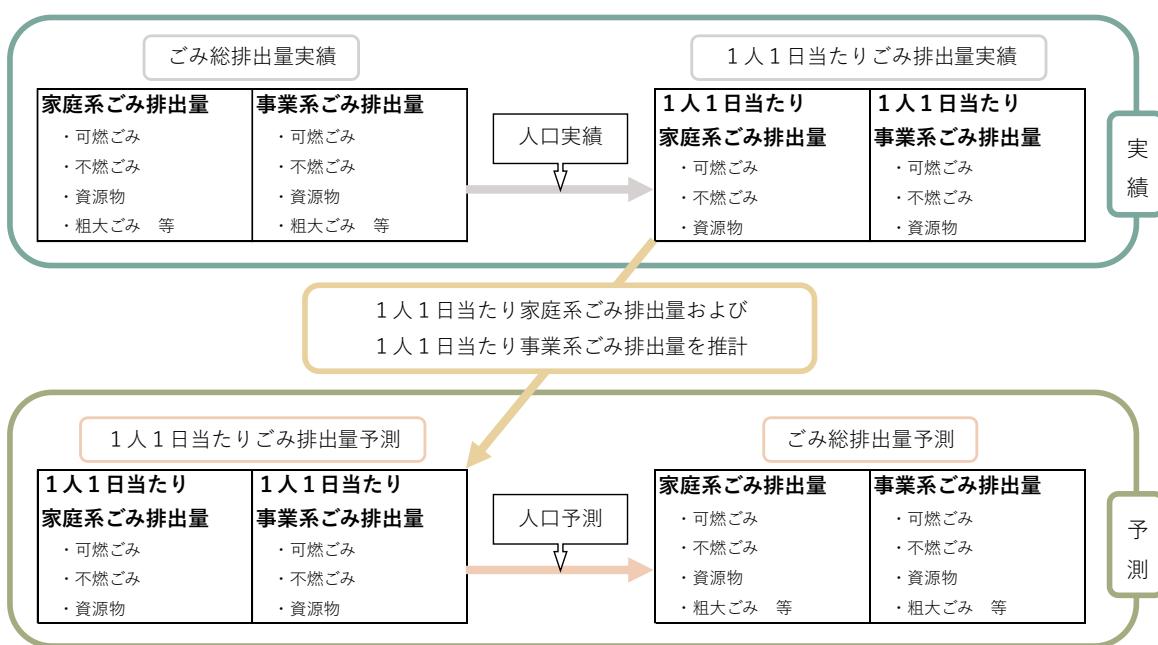


図3-16 ごみ発生量（前計画の施策を継続した場合）の予測方法

また、発生量の予測結果により、実績比率を用いて、前計画の施策を継続した場合の焼却量、資源化量、最終処分量を算出します。

2 人口推計

ごみ処理量を算定するための人口推計は、「花巻市人口ビジョン（令和5年12月改訂）」に示された目指すべき人口を基本としました。

本市の令和6年度（令和7年3月31日時点）の人口は89,185人でした。本市の人口は、5年間で1,284人減少しており、老人人口は30%を超える状況となっています。

「花巻市人口ビジョン」において将来目標人口を推計した結果、本市の人口は令和12年には85,844人、令和17年には81,687人と推計されています。

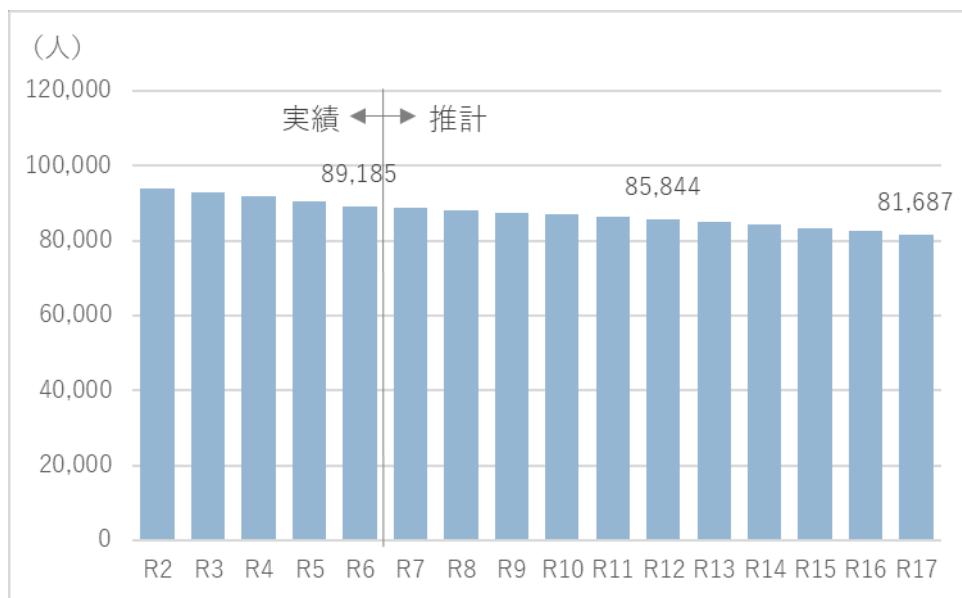


図3-17 人口推計

資料：「花巻市人口ビジョン」（令和5年12月改訂）を参照。ただし、令和7年度から令和11年度、令和13年度から令和16年度は直線補完としました。

3 ごみ排出量の予測結果

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみの合計)は減少傾向で推移し、令和12年度は26,507t、令和17年度は24,864tと予測されました。

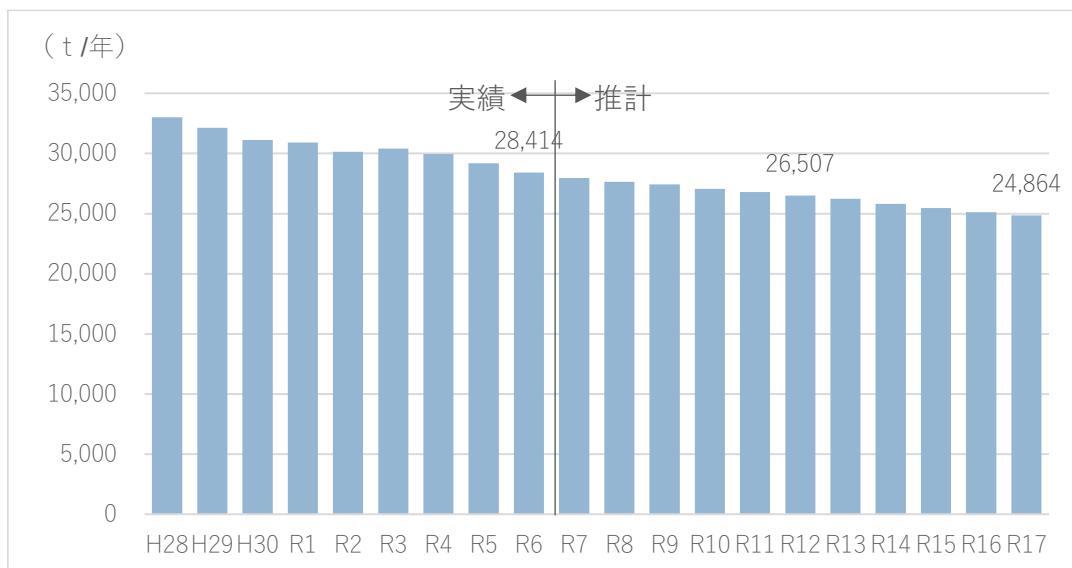


図3-18 ごみ総排出量の予測結果（現状推移時）

(2) 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量は、減少傾向で推移し、令和12年度は15,635t(499g)、令和17年度は14,919t(499g)と予測されました。

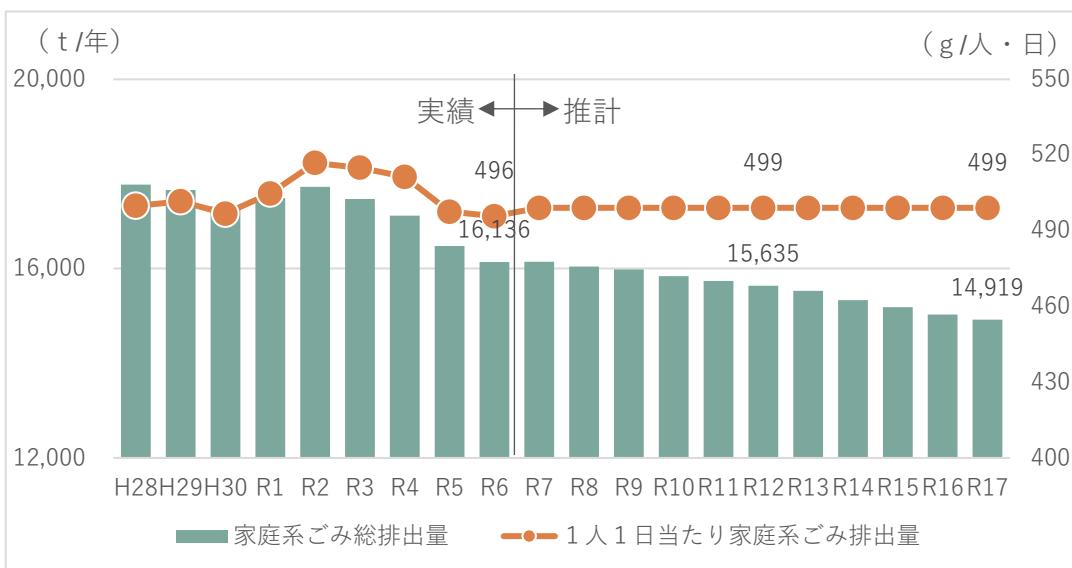


図3-19 家庭系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは減少傾向で推移し、令和12年度は9,572t、令和17年度は8,986tと予測されました。

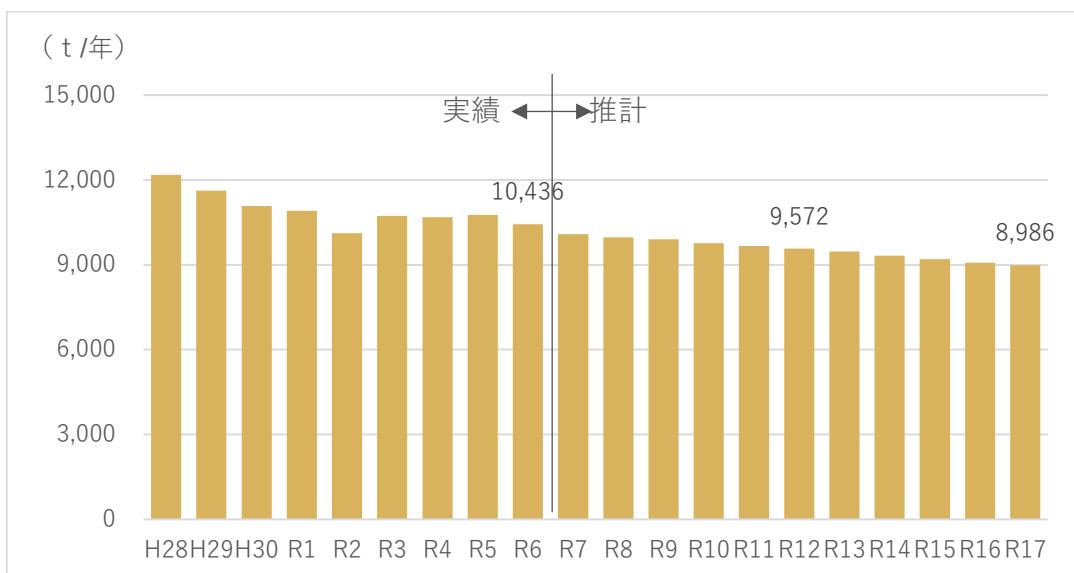


図3-20 事業系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

4 ごみの処理・処分の予測結果

(1) 焼却処理量

焼却処理量は微減傾向で推移し、令和12年度は23,109t、令和17年度は21,906tと予測されました。

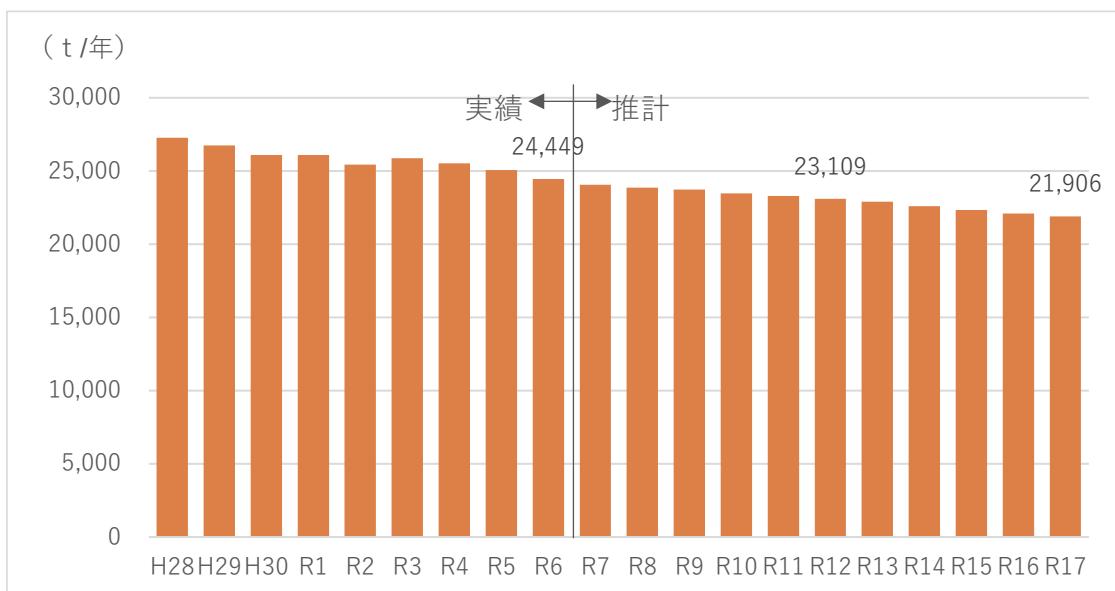


図3-21 焼却処理量の予測結果（現状推移時）

(2) 破碎処理量

破碎処理量は微減傾向で推移し、令和12年度は979t、令和17年度は931tと予測されました。

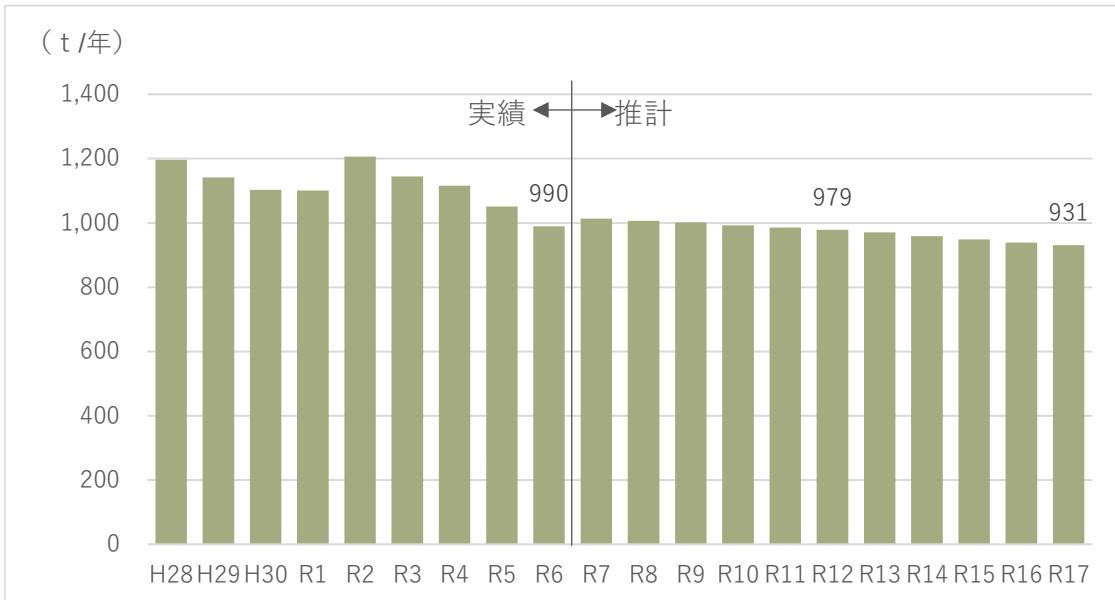


図3-22 破碎処理量の予測結果（現状推移時）

(3) 資源化量

資源化量は減少傾向で推移し、令和12年度は5,334t、令和17年度は4,792tと予測されました。

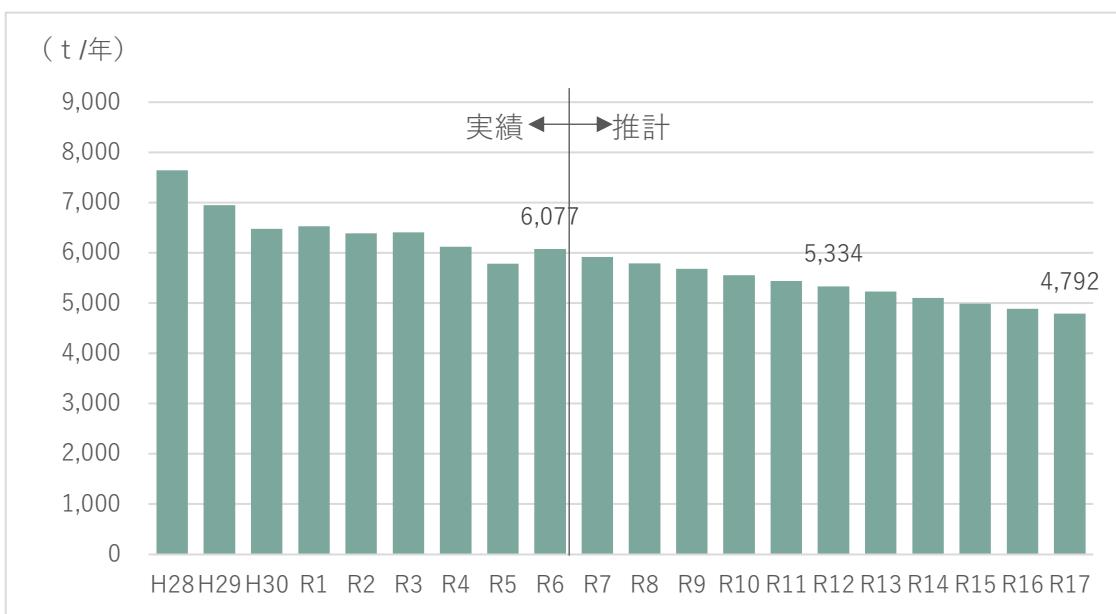


図3-23 資源化量の予測結果（現状推移時）

(4) 最終処分量

最終処分量は微減傾向で推移し、令和12年度は1,215t、令和17年度は1,154tと予測されました。

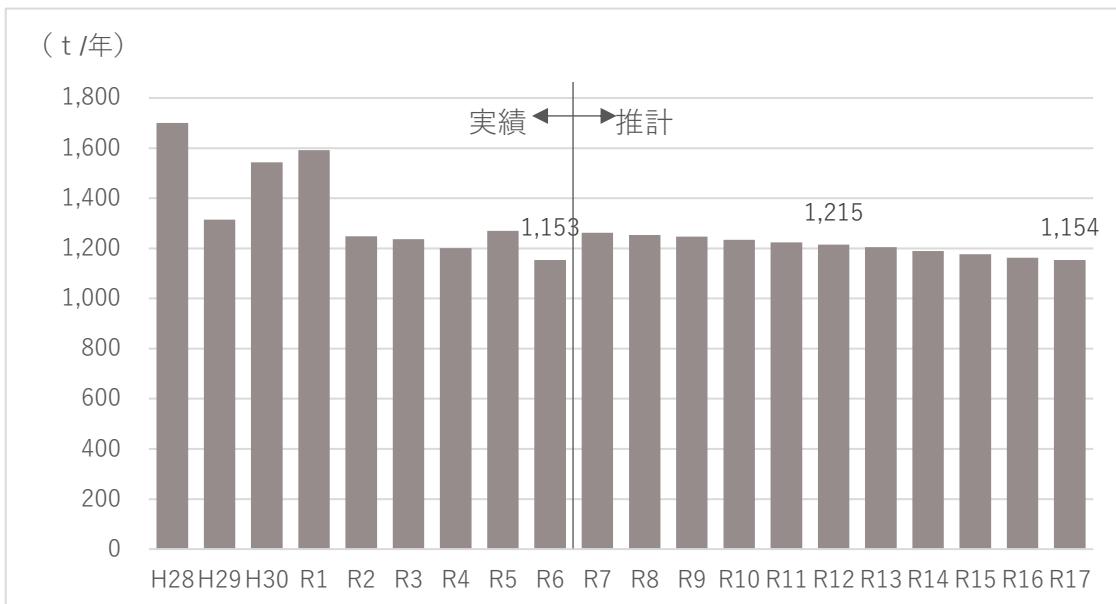


図3-24 最終処分量の予測結果（現状推移時）

第3節 ごみ処理基本計画

I 基本方針

本市における基本方針を以下のとおり定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1. 【ごみの発生抑制・再使用策の推進（リデュース・リユース）】

資源回収の推進（リユース）】

ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の「3R」を基本とし、ごみの減量化と資源化を推進します。

基本方針2. 【情報発信、環境美化】

循環型社会の確立に向け、市民や事業者のごみに対する理解や意識の向上を図るため、市民啓発をさらに推進していきます。

基本方針3. 【収集運搬計画】

市民の安全かつ快適な生活を確保するため、ごみ処理施設の適正な運転管理及びにより、排出されたごみを適正に処理します。

基本方針4. 【中間処理・最終処分計画】

最終処分状況を踏まえ、中間処理の適正化によるごみの減容化等により最終処分量の削減を目指します。

2 数値目標

ごみ排出量の予測を踏まえ、本計画はごみ減量に係る目標の考え方を表3-13、ごみ減量に係る目標を表3-14に示します。

表3-13 目標の考え方

	目標項目	目標の考え方
指標1	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	①1人1日当たり家庭系ごみ排出量：第六次岩手県廃棄物処理計画に基づき、 5年間で3.8%の減量を目指す。 ②燃やせるごみ：①-③-④ ③不燃ごみ・粗大ごみ：組合の整備計画における目標とした。 ④資源ごみ：現状予測のとおりの予測とした。
指標2	事業系ごみ 総排出量	①1人1日当たり事業系ごみ排出量：第六次岩手県廃棄物処理計画に基づき、 5年間で3.7%の減量を目指す。 ②燃やせるごみ：①-③-④ ③不燃ごみ・粗大ごみ：組合の整備計画における目標とした。 ④資源ごみ：令和6年度実績数値を維持する事を目標とした。 ⑤①×年間日数×人口
指標3	再生利用率	指標1、指標2による総資源化量÷ごみ総排出量×100
指標4	最終処分率	指標1、指標2による最終処分量÷ごみ総排出量×100

表 3-14 ごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数値目標
ごみ総排出量	令和 17 年度	23,529 t 現状（令和 6 年度）28,414 t よりも 4,885 t (17.2%) 減量
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	令和 17 年度	458 g 現状（令和 6 年度）496 g よりも 38 g (7.7%) 減量
事業系ごみ総排出量	令和 17 年度	8,875 t 現状（令和 6 年度）10,436 t よりも 1,561 t (15.0%) 減量
再生利用率※1	令和 17 年度	19.4%以上とする
最終処分率	令和 17 年度	3.8%

※1 前計画ではリサイクル率（家庭ごみ）（＝家庭から排出された資源ごみ（びん、ペットボトル、その他プラス、廃食用油、使用済み小型電子機器、生ごみ）+資源集団回収量÷家庭から排出されたごみの量+資源集団回収量）としていましたが、国が指標としている出口側の循環利用率に合わせ、本計画においても再生利用率（＝総資源化量÷ごみ総排出量）を新たな指標としました。



図 3-25 ごみ総排出量の目標

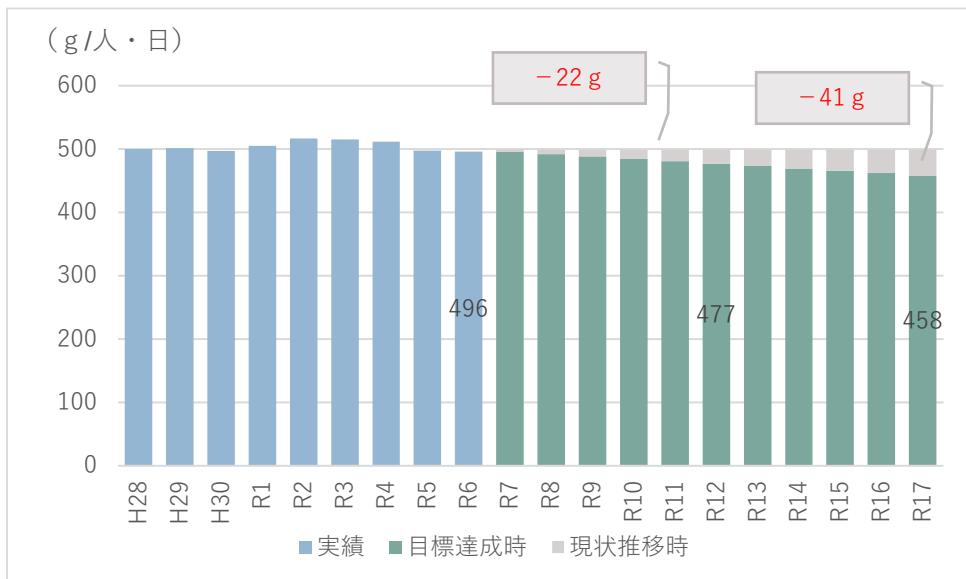


図 3-26 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標

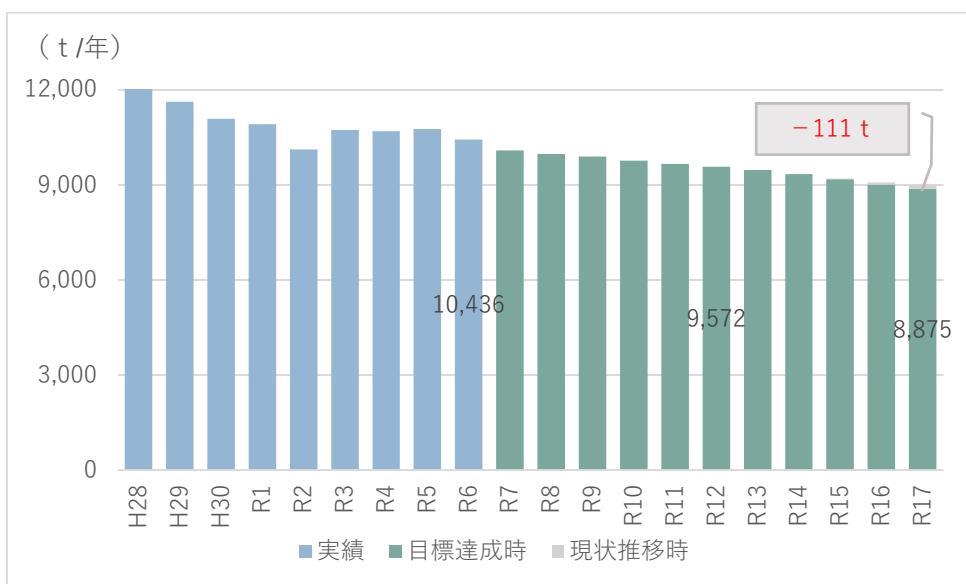


図 3-27 事業系ごみ総排出量の目標

3 施策体系

本計画におけるごみの減量化・資源化に係る施策体系を以下に示します。

基本方針	施策	取組
【基本方針1】 ごみの発生抑制・ 再使用策の推進 (リデュース・リ ユース)、資源回 収の推進(リサイ クル)	1 ごみの発生を抑制する活動の推進	1 家庭での発生、排出抑制 2 マイバッグやマイかご、マイボトルの普及促進 3 事業所での発生、排出抑制
	2 再使用及び再生品利用の推進	1 再利用促進とフリーマーケットの推進
	3 市民が進めるリサイクル	1 資源物の分別啓発 2 分別徹底によるリサイクル促進 3 資源集団回収運動の支援
	4 事業者が進めるリサイクル	1 店頭回収の推進 2 資源物の回収ルート調査、食品廃棄物のリサイクル推進
	5 行政が進めるリサイクル	1 小型家電製品・衣類・廃食用油の回収・資源化 2 公共施設における資源化の推進 3 紙ごみ等の拠点回収や行政収集の検討 4 製品プラスチックの資源化を検討
【基本方針2】 情報発信、啓発活 動、環境美化	6 環境教育による意識改革の推進	1 出前授業の開催 2 出前講座の開催 3 ごみ処理施設の見学
	7 ごみの減量化・リサイクルに 関する情報発信の強化	1 分別表とカレンダーの配布 2 危険ごみの適正排出 3 外国人や若年層への周知・啓発 4 ごみ有料化又は指定袋の導入を検討 5 事業系ごみの適正排出
	8 適正処理のための協働	1 市民総参加早朝一斉清掃の推進 2 不法投棄防止監視員によるパトロール監視
【基本方針3】 収集運搬計画	9 効率的なごみ収集	1 効率的な収集運搬体制、分別区分と排出方法の見直し 2 ごみ集積所の適正利用 3 ごみ処理施設での搬入物検査の実施 4 一般廃棄物処理業者に対する指導
【基本方針4】 中間処理・最終処 分計画	10 安全・適正なごみ処理	1 各施設での適正なごみ処理 2 資源ごみ処理施設の適切な維持管理 3 災害廃棄物の処理体制の構築
	11 最終処分計画	1 現施設の適切な維持管理・延命化 2 岩手中部広域行政組合の一括管理による最終処分場設置の協議

図 3-28 施策体系図

【基本方針1】ごみの発生抑制・再使用策の推進（リデュース・リユース）、資源回収の推進（リサイクル）

マイバッグやマイボトルの利用促進や過剰包装の辞退等、まち全体でごみを減らすことができるような取組を行っていきます。

また、ごみとして排出する前に再び使用するリユース活動を積極的に行うことで、ごみ排出量を削減し、全体的なごみの減量につなげる取組を行います。

施策Ⅰ	ごみの発生を抑制する活動の推進									
リデュースの推進として、「ごみにしない」ことを基本とし、日常生活や事業活動のあらゆる場面で廃棄物の発生そのものを抑制する取組を進めます。市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、不要なものを持ち込まない・買わない・受け取らないといった行動変容を促すとともに、使い捨て製品の使用抑制や過剰包装の見直し、食品ロスの削減、長く使える製品の選択など、ライフスタイル全体の転換を図ります。										
取組①	家庭での発生、排出抑制									
生ごみの水きり、食べきり、使いきりを促進する「3きり運動」の促進や、過剰包装の辞退等により、ごみとなるものを発生させない意識を習慣化させ、市民全体でリデュース活動に取組む機運を醸成するよう、個人が実践可能な具体的な行動の情報を提供します。										
取組②	マイバッグやマイかご、マイボトルの普及促進									【拡充】
マイバックやマイかごの活用を呼びかけ、レジ袋の削減、過剰包装を断る習慣を定着させるとともに、さらなるプラスチックごみの削減を図るために、ライフスタイルを見直しマイボトルの普及やマイ箸を活用することにより、カトラリーの削減を図ります。										
取組③	事業所での発生、排出抑制									
事業系ごみの減量化に向けて、各事業者に排出者処理責任を徹底させ、自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。										【強化】
また、本市は温泉宿泊施設が充実しており、観光地を訪れた観光客によるごみ排出量が多いことが考えられることから、観光・温泉宿泊関係者等と意見交換を行い実態の把握に努めながら、温泉宿泊施設から排出される事業系ごみの排出量削減対策について検討します。										

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
施策Ⅰ ごみの発生を抑制する活動の推進	①									推進
	②									推進
	③									推進

施策2 再使用及び再生品利用の推進	
リユースの推進として、「何度も使用する」ことを基本とし、使用可能な物品を廃棄物として処理する前に、再使用へつなげる循環を構築します。市民や事業者が身近に取り組めるリユースの機会を拡大するため、フリーマーケット等の譲渡・交換の場の活用を支援するとともに、リユース促進に寄与するデジタルプラットフォームの普及を図ります。	
取組①	再利用促進とフリーマーケットの推進
【拡充】 家庭で使わなくなった製品の交換掲示板やフリマアプリ・オンライン上のプラットホームなど、廃棄以外の選択肢を活用できる環境の整備に向けて、民間事業者との連携体制の構築を検討します。 また、花巻市民フリーマーケットの会によるフリーマーケットの開催を今後も継続して支援します。	

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
施策2 再生使用及び再生品利用の推進	①									推進

施策3	市民が進めるリサイクル									
リサイクルの推進として、「資源に戻して使用する」ことを基本とし、分別の徹底と資源化の高度化を図ります。市民が日常生活の中で適切に分別・排出できるよう、分かりやすい情報提供や排出ルールの周知を強化するとともに、資源集団回収や店頭回収など、市民が主体的に参加できる資源回収の仕組みを充実させます。										
取組①	資源物の分別啓発								【強化】	
排出せざるを得ないごみであっても、それが資源としてリサイクルが可能か考え、適切に資源ごみとして分別・排出する意識の醸成を図るために、どのようにごみが処理されリサイクルされているか、リサイクルされたものが何に生まれ変わるかの紹介等、環境教育の充実や分かりやすい分別方法の周知に努めます。また、資源集団回収や店頭回収の利用についても積極的に周知します。										
取組②	分別徹底によるリサイクルの促進								【強化】	
紙類のなかでも分別・リサイクルが十分に進んでいない「雑がみ」について、回収率向上と再資源化の強化を図るため、雑がみの分別を市民に動機づけるための啓発活動を行います。また、拠点回収やイベント回収など、市民が雑がみを出しやすい仕組みづくりを検討します。										
取組③	資源集団回収運動の支援									
地域における資源集団回収の活発化を図るため、資源集団回収を積極的に行なった団体を対象とした表彰を今後も継続して行うとともに、資源集団回収奨励金のあり方について検討します。										



施策4	事業者が進めるリサイクル
事業者によるリサイクルの推進にあたっては、排出者責任の考え方を基盤とし、事業活動に伴い発生する廃棄物の適正処理と資源循環の確保を進めます。事業者が自らの業務プロセスを見直し、分別排出や再生資源の回収体制を整備することにより、再資源化の更なる推進を図ります。	
取組①	店頭回収の推進
事業者による資源ごみの店頭回収をさらに推進し、市民が身近な場所でリサイクルに参加できる環境づくりを目指します。特にトレイ類、紙類、リターナブルびんや空き缶など、日常生活で排出量の多い品目について、店頭回収を行っている店舗の情報提供を行うなど、事業者と連携し店頭回収の利用率向上を目指すことで、地域全体での資源循環の推進につなげます。	
取組②	資源物の回収ルート調査、食品廃棄物のリサイクル推進
業界団体や商工団体等と連携・協力し、中小事業者を対象とした事業系資源物の回収ルートの確保を図るなど、事業系ごみのリサイクルを推進します。 このほか、スーパー等の小売店からの食品残さ、飲食店からの厨芥類等、事業系の食品廃棄物については、できるだけ事業者によるリサイクル等を推進し、ごみ処理施設には搬入しないよう働きかけます。また、排出者処理責任による減量化・資源化の指導を実施します。	

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
施策4 事業者が進めるリサイクル	①	推進									
	②	推進									

施策5 行政が進めるリサイクル	
行政によるリサイクルの推進にあたっては、市が主体となり、資源ごみの安定的かつ効率的な回収体制を整備し、資源循環の確実な実施を支えます。回収ルートの見直しや拠点回収など多様な回収手法の活用を検討し、市民が分別し、排出しやすい環境を整えます。	
取組①	小型家電製品・衣類・廃食用油の回収・資源化 【拡充】
小型電子機器や衣類、廃食用油の分別回収を継続します。 また、燃やせないごみとして回収している家電製品は、今後新たな分別区分（資源物）として収集することを検討します。	
取組②	公共施設における資源化の推進 【新規】
市役所等の公共施設において、裏紙を利用する等、紙類の減量に努めるとともに積極的に資源化を推進します。 また、グリーン購入の積極的な活用に努めるとともに、エコマーク商品等の情報提供を行います。	
取組③	紙類等の拠点回収や行政収集の検討 【新規】
市民による紙類の資源化を一層推進するため、資源集団回収では対応が難しい地域や店頭回収の活用が困難な地域のニーズを踏まえ、公共施設や商業施設を活用した拠点回収の拡充や行政による収集方式の導入可能性について検討します。 市民にとって利便性の高い回収体制を構築することで、雑がみを含む紙類全体の回収率向上を図り、資源循環の強化につなげます。	
取組④	製品プラスチックの資源化を検討 【新規】
令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、本市においても、製品プラスチックの資源化推進についてリサイクル事業者等と意見交換を行い、リユース・リサイクルを基盤とするサーキュラーエコノミーの構築に向けた仕組みづくりを検討します。	



【基本方針2】情報発信、啓発活動、環境美化

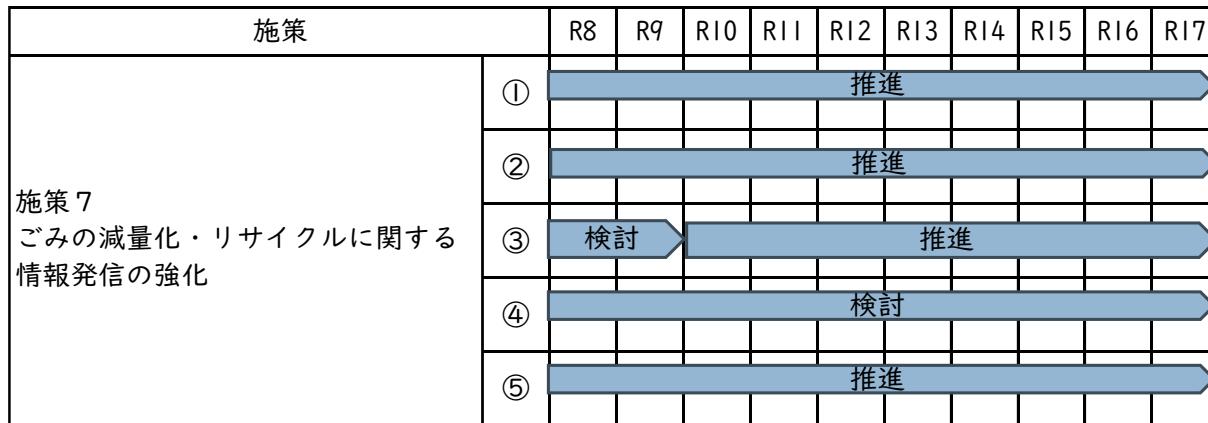
市民・事業者に対し、わかりやすい分別区分の情報発信や啓発活動、家庭系ごみ処理手数料制度の検討等、まち全体でごみを減らすことができるような取組を行っていきます。

また、リユース活動を活性化させるため、環境学習による意識の醸成に努め、リユース活動を促進していきます。

施策6 環境教育による意識改革の推進	
循環型社会を目指す意識を高めるためには、幼少期から成年期まで定期的な環境学習が不可欠であり、ごみの減量やリサイクルの大切さを学ぶ機会を創出するため、児童生徒及び一般市民等を対象に環境教育・環境学習を推進します。	
取組①	出前授業の開催 【拡充】
子どもたちがごみを身近な問題として理解を深め、自ら行動を起こせるよう、小学校での出前授業を継続して実施するとともに、授業内容を適宜見直し、質の高い環境教育に努めます。	
さらに、中・高校生はごみ分別や循環型社会の実践に直接関与する機会が増えるため、年齢に適した環境教育・環境学習の場の提供を検討します。	
取組②	出前講座の開催
ごみの減量化やリサイクルに関する具体的な情報を共有し、地域全体で循環型社会を目指す意識を高めるため出前講座を開催し、公衆衛生組合や自治会等と協力して幅広い世代に向けて学習できる場を提供します。	
取組③	ごみ処理施設の見学
燃やせるごみの処理をしている岩手中部クリーンセンターで可燃ごみの処理過程を学び、分別徹底の重要性を理解してもらうことを目的に、施設見学を積極的に推進します。	
また、燃やせないごみと資源ごみの処理をしている花巻市清掃センターでは、受け入れから保管までの処理過程に沿って見学を実施し、収集されたごみに混入していた本来収集しないごみや危険物の実物をもとに分別徹底の意識の向上に努めます。	

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
施策6 環境教育による意識改革の推進	①									推進
	②									推進
	③									推進

施策⑦	ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化									
	家庭系ごみ及び事業系ごみの適正な排出方法について、市民・事業者への周知徹底を図り、分別ルールや排出マナーの定着を目指します。広報紙等、出前授業や出前講座など、多様な機会を活用して情報発信を強化するとともに、分かりやすいコンテンツの活用など、理解しやすい情報提供に努めます。また、地域コミュニティや事業者団体と連携し、身近な場での啓発活動を促進します。									
取組①	分別表とカレンダーの配布									
	「ごみ収集分別表」と「家庭ごみ収集カレンダー」の全戸配布を継続し、市民が分別する際にわかりやすいよう情報提供を行うとともに、適宜見直しを行います。									
取組②	危険ごみの適正排出									【強化】
	全国で相次いで発生している充電式電池（リチウム蓄電池等）、スプレー缶やライター等の混入による、ごみ収集車両やごみ処理施設での爆発火災事故を防ぐため、分別区分や回収方法を見直すとともに、市民に対し混入の危険性について周知するなど、適正な排出方法の徹底を図ります。									
取組③	外国人や若年層への周知・啓発									【強化】
	外国人居住者向けに多言語対応の「ごみ収集分別表」の作成・配布を継続します。また、外国人や若い世代に向けた分別ルールの周知・啓発を強化するため、分別アプリの導入を検討します。									
取組④	ごみ有料化又は指定ごみ袋の導入を検討									【拡充】
	廃棄物排出者の公平負担のため、引き続きごみの排出状況や他自治体の取組等を注視しつつ、ごみの有料化や指定ごみ袋導入の有効性、効果、導入することによる懸念事項について調査、研究し慎重に検討します。									
取組⑤	事業系ごみの適正排出									【強化】
	排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。また、ごみの減量化に取り組むことのメリットについて事業者に周知するなど、自らによる廃棄物の減量に取り組むよう促します。									



第3章 ごみ処理基本計画

施策⑧	適正処理のための協働	
適正処理を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民、地域団体、事業者など多様な主体との連携・協働を強化し、地域全体で環境美化に取り組む体制を構築する必要があります。自治会や学校、事業者等と協力し、積極的に地域清掃活動や不法投棄防止パトロール、美化キャンペーンの実施など、身近な環境を守る取組に参加できるよう努めます。		
取組① 市民総参加早朝一斉清掃の推進		
取組② 不法投棄の未然防止		【新規】
本市では、市全体の環境美化のため、市民総参加早朝一斉清掃を行っており、今後も継続して実施し、地域の美化に努めます。		
取組③ 不法投棄の未然防止		
本市は森林が多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあることから、不法投棄の防止に向けて、今後も引き続き、不法投棄監視員によるパトロールを実施、不法投棄防止看板を設置するほか、監視カメラの設置個所を増やすなど、不法投棄の防止に向けて市民、花巻市公衆衛生組合連合会等の団体、岩手県や警察等と連携を図り、不法投棄の未然防止に努めます。		

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
施策⑧ 適正処理のための協働	①	推進								
	②									

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

【基本方針3】収集運搬計画

岩手中部広域行政組合で整備を行っている「広域不燃ごみ処理施設」の稼働に合わせ、必要に応じて分別区分と排出方法、収集体制が変更になる場合は、併せて収集回数を見直します。

施策⑨	効率的なごみ収集	
環境負荷の少ないごみの収集運搬を実現するため、収集ルートの最適化や収集作業の効率化を図るなど、持続可能な収集体制の確立を検討します。		
ごみの分別区分や排出ルールについては、社会情勢や再資源化技術の変化に応じて適宜見直しを行い、市民・事業者の排出行動がより適切に行われるよう、分かりやすい情報提供と周知徹底に努めます。		
さらに、一般廃棄物処理業者に対しては、法令や市の基準に準拠した適正な業務の徹底を求め、必要に応じて指導・監督や研修の実施を行います。行政・事業者が連携し、安全性・効率性・透明性の高い収集運搬体制を維持することで、地域全体の適正処理を確実に進めます。		
取組①	効率的な収集運搬体制、分別区分と排出方法の見直し	
計画収集区域は、これまでと同様、市内全域とします。		
収集運搬体制については、作業効率や費用対効果への考慮、地球温暖化防止に寄与する効率的な収集・運搬ルートを必要に応じて検討します。		
また、ごみの分別区分と排出方法は、資源化を推進するため新たな分別区分での排出を検討するほか、燃やせるごみや資源ごみの分別区分や排出方法について適宜見直しを図ります。		
更に、岩手中部広域行政組合で整備を進めている「広域不燃ごみ処理施設」の稼働に合わせ、燃やせないごみの分別区分、排出方法、収集体制及び収集回数を見直します。		
取組②	ごみ集積所の適正利用	
ごみ集積所については、自治会等で設置・管理運営していることから、今後も清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会等との連携・協力し、ごみ出しルールの遵守徹底について広報紙等を活用した情報提供等を通じて意識啓発に努めます。		
なお、ごみ出しルールを守らない市民に対しては、排出者が特定できる場合は個別に指導を行います。		
取組③	ごみ処理施設での搬入物検査の実施	
ごみ処理施設において搬入物の検査を実施し、事業系の資源ごみの搬入規制に取り組みます。このとき、事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進し、事業系ごみの減量化を図ります。		

第3章 ごみ処理基本計画

施策⑨	効率的なごみ収集
取組④	一般廃棄物処理業許可業者に対する指導
収集・運搬業者における収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭等、生活環境への影響を及ぼさないよう努めるなど、廃掃法を遵守し、本市の定める適正な一般廃棄物の処理に努めるよう指導を行います。	



第1章

第2章

第3章

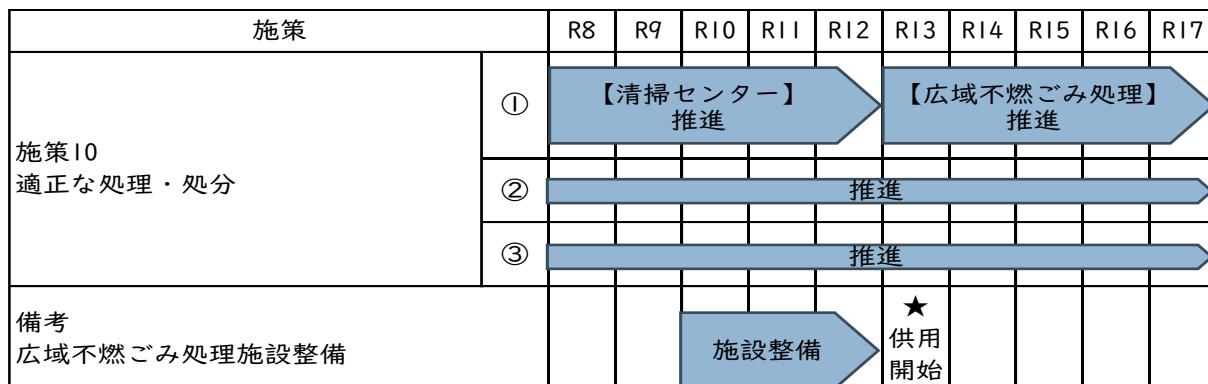
第4章

第5章

【基本方針4】中間処理・最終処分計画

安全・安心に暮らせるまちにするため、安全で安定した中間処理や最終処分場の確保に努めます。また、災害時に備えた処理体制等の構築を行います。

施策10	安全・適正なごみ処理	
安全で適正なごみ処理を確保するため、各施設の適切な運転管理と維持補修を着実に実施し、今後も継続的に安定したごみ処理に努めます。		
取組①	各施設での適正なごみ処理	
本市では、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを広域処理するため、令和13年度に稼働開始を予定している広域不燃ごみ処理施設の整備に向けて岩手中部広域行政組合及び関係市町と協同し取り組みます。		
取組②	資源ごみ処理施設の適切な維持管理	
今後も安定した資源物（ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）の選別・処理等を行うため、施設の適切な維持管理に努めます。		
取組③	災害廃棄物の処理体制の構築	
災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災等により、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、近隣自治体との相互応援協定や関係団体との連携協定を結んでおり、引き続き連携強化に努めます。		
また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物について、「花巻市災害廃棄物処理マニュアル（令和4年3月）」に基づき円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。このとき、大規模な災害発生後数か月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用した仮置き場を検討していきます。		



施策①	最終処分計画	
安定的な最終処分に努めるとともに、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減に努めます。		
取組①	現施設の適切な維持管理	
本市における最終処分量は減少傾向で推移していますが、ごみの減量化と資源化の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。		
取組②	岩手中部広域行政組合の一括管理による最終処分場設置の協議	【新規】
現行の最終処分場については、その残余年数を適切に把握し、適正に管理するとともに、運営の効率化を図り、岩手中部広域行政組合で一括管理する最終処分場の整備について協議、検討していきます。		

施策	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
施策① 最終処分計画	①	推進									
	②	検討									

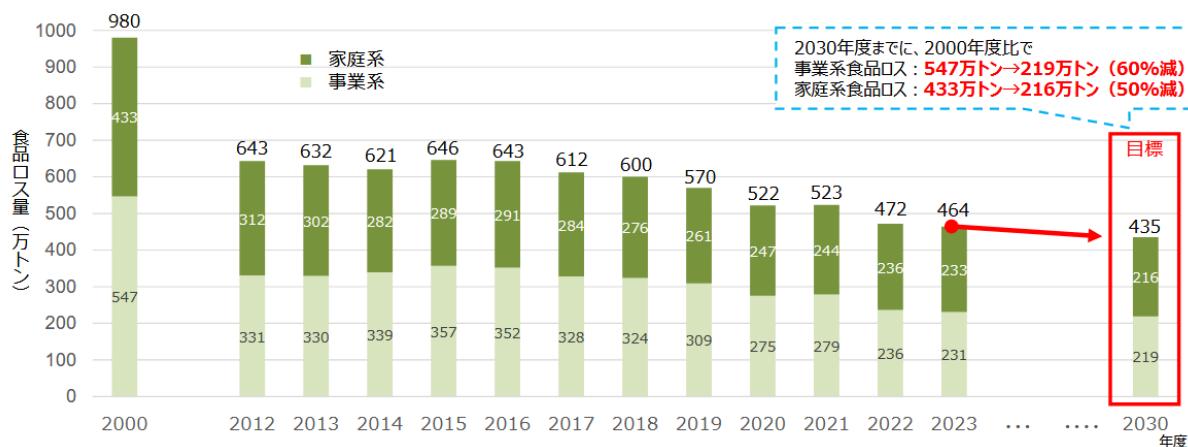
第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12(2030)年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。食品ロス削減推進法の概要及び食品ロス削減目標を、以下に示します。

表4-1 食品ロス削減推進法の概要

国 の 責 務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和7年6月27日版）」消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進室

図4-1 食品ロス削減目標

第2節 食品ロスの現状

I 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

(1) 食品ロスとは

食品ロスは、食品廃棄物等に含まれる「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」です。

食品ロスには、調理した後に食べずに捨てられた食品の他、調理に使用されず食されることもなく直接廃棄された食品、本来食べられる部分であるのに調理過程で過剰に削除され捨てられた部分等が該当します。

食品廃棄物は生活する上で必ず発生するごみですが、その中の食品ロスはなくすことが可能なごみです。食品ロスの削減とは、食品ロスの排出量を減らすとともに、食品廃棄物中に含まれる食品ロスの割合を減らすことでもあります。

食品ロスには、家庭から生じる家庭系食品ロスと、事業活動から生じる事業系食品ロスがあります。

事業系食品ロスには、農林水産業、食品卸売業、食品小売業、外食産業（飲食店、宿泊施設）、その他オフィス等から生じる「事業系一般廃棄物に区分される食品ロス」と、これ以外の食品製造等の特定の事業活動に伴う「産業廃棄物に区分される食品ロス」があります。

本計画における対象物は、本市で発生する「一般廃棄物に区分される食品ロス」とします。ただし、市場に出回らない規格外の農林水産物の破棄による食品ロスは除きます。

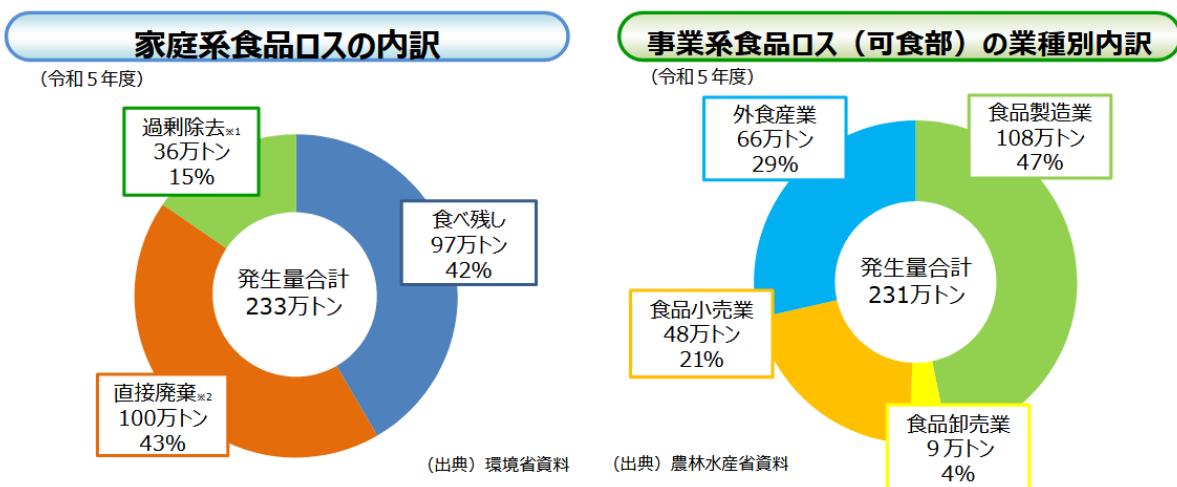
(2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は、年間約 464 万 t 発生していると推計されています（農林水産省及び環境省における令和 5 年度推計）。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（令和 2 年で年間約 420 t）の約 1.1 倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりに換算すると「お茶碗 1 杯のご飯の量に近い量分（約 102 g）の食べもの」が毎日捨てられていることになります。日本人の 1 人当たりの食品ロス量は 1 年で約 37kg になります。

令和 5 年度の食品ロス推計値である約 464 万 t のうち、事業系食品ロスが約 231 万 t、家庭系食品ロスが約 233 万 t です。家庭から出る食品ロスは、日本の食品ロスの約 50% を占めています。



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和7年6月27日版）」消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進室

図4-2 日本における食品ロス発生量

(3) 花巻市における食品ロス量

本市では、岩手中部クリーンセンターにおいて年に数回ごみをサンプリングして組成調査を実施し、ごみ質の変動をモニタリングしていますが、組成は紙、ちゅう芥類、布類、草木類、プラスチック類、ゴム・皮革類、その他類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂類の10分類としていることから、ちゅう芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

ごみの種類別組成は自治体により異なる場合もありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やせるごみ中の食品廃棄物：30%、食品廃棄物中の食品ロス量：37%）を本市に当てはめて推定するものとし、本市における生活系食品ロス発生量の推定量を、以下に示します。これによると、令和6年度における生活系食品ロスの発生量は1,552t/年（48g/人・日）と推定されます。またこのうち直接廃棄は約761t/年（23g/人・日）、食べ残しは約791t/年（24g/人・日）と推定されます。

表4-2 本市における家庭食品ロス発生量（令和6年度・推定）

項目	排出量 (t/年)	割合	1人1日当たり排出量 (g/人・日)
家庭系燃やすごみ量	13,988	100.0%	—
うち、食品廃棄物量（推定）	4,252	30.4%	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	1,552	—	36.5%
（直接廃棄）	761	—	17.9%
（食べ残し）	791	—	18.7%

※割合は「令和4年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

※人口：令和6年度実績（89,185人）

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

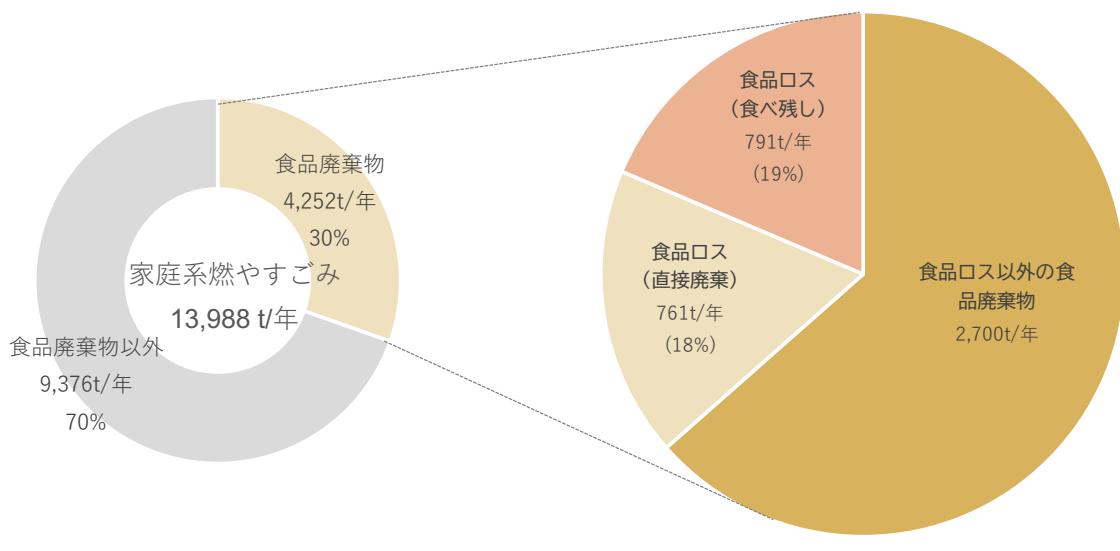


図4-3 本市における家庭食品ロス発生量（令和6年度・推定）

また事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和4年度事業系食品ロス量約236万t/年が、事業系可燃ごみに占める割合(2,360,000t/年 ÷ 令和4年度事業系可燃ごみ※10,811,881t/年 = 21.8%)で大枠を捉えるものとし、本市における事業系食品ロス発生量の推定量を、以下に示します。これによると、令和6年度における事業系食品ロスの発生量は2,227t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表4-3 本市における事業系食品ロス発生量（令和6年度・推定）

項目	排出量(t/年)	割合
事業系燃やすごみ量	10,213	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	2,227	21.8%

第3節 食品ロス削減推進計画

I 基本方針

本市における基本方針を以下のとおり定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1.【食品ロス削減に係る普及啓発】

市全体で「食」を大切にする意識を醸成し、あらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践・定着につながるよう、情報発信や啓発活動の働きかけを行います。

基本方針2.【食品ロス削減に係る仕組みの構築】

食品ロスを削減するための仕組みを構築します。

市全体で食品ロス削減に取り組めるよう、フードドライブの実施や水切りダイエット大作戦等の更なる充実、また、若い世代から「食」を大切にする意識を醸成するため、食育を通じた周知・啓発を行っていきます。

基本方針3.【循環利用の推進】

食品ロスの削減に努めても、発生が避けられないケースもあります。資源循環の観点から、生ごみ（調理くず等）の排出を抑制し再生利用を推進するために、生ごみの堆肥化の方法紹介や出前講座の開催等、資源を循環させる仕組みを構築、及び取組を促進していきます。

2 削減目標

本市も国の考え方則り令和12年度を目標年次とし、平成12年度と比べ、令和12年度において食品ロス量を半減させることを目標としますが、「花巻市食品ロス削減推進計画」は令和8年度から令和12年度まで5年間の計画であるため、令和8年度と比べ、令和12年度において6.7%の削減を目標とします。

※国においては、平成12年度から令和12年度の30年間で50%の削減を目標としており、令和8年度から令和12年度の減少率は6.7%を目標としています。

3 食品ロス削減に向けた取組

施策1 推進体制の整備	
取組①	食品ロス削減の取組の推進 本計画における食品ロス削減の取組を推進し、生ごみの減量に努めます。
取組② 食品ロスの実態把握調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施 食品ロス実態調査の実施を検討するとともに、本市においても、食品ロス実態把握や効果的な削減方法に関する調査・研究の推進に努めます。	
取組③	食品ロス削減に関する先進的な取組みの情報提供 岩手県で行われている「もったいない・いわて3R運動」により実施される県内市町村等の3R関連事業、県ホームページで事業計画及び結果の情報提供をします。

施策2 発生抑制に重点を置いた食品ロス削減の推進	
取組①	食品ロス削減に関する情報提供と啓発 家庭で取り組める食品ロス削減に関する情報を提供し、「もったいない」意識の醸成に向けた普及啓発活動を行います。
取組② 家庭における食品ロス削減 食品を適切に消費するため、買い物時には家庭の在庫を確認して必要な量だけ購入すること、調理時には食べる人数・体調等を考慮し適量を作ること、外食時には食べきれる量を注文することを啓発します。	
取組③	事業者における食品ロス削減 飲食店での食品ロス削減運動（30・10運動）の実施を促すとともに、お客様の食べ残しによる食品ロスの削減（小盛りメニューの提供やテイクアウトの対応等）を推進するよう啓発します。
取組④	環境教育、環境学習の充実 学校における環境教育、環境学習において、食品ロス問題をテーマに取り上げるなど、食品ロス問題に対する取組の必要性について周知します。

施策③	循環社会を意識した食品ロス削減の推進や適正なりサイクルの推進
取組①	未使用食品等の有効活用（フードドライブ等） 家庭・事業所にある食品を期限内に活用するため、消費期限と賞味期限の違いを周知し、過剰在庫で使いきれないもの、もらいもので好みではないもの等がフードドライブ・フードバンクへ積極的に活用・寄贈されることで必要とされる方へと譲渡できるよう、広報や市ホームページ等で情報発信をしていきます。
取組②	食品廃棄物の飼料化・堆肥化等による適正なりサイクルの推進 食品廃棄物の飼料化・堆肥化等による資源循環の促進を図ります。事業系食品廃棄物については、排出事業者に対し分別排出の徹底を求めるとともに、再生利用事業者との連携を強化し、安定的なリサイクルルートの確保を検討します。
取組③	災害備蓄食・飲料水の有効活用 災害備蓄物資について、食料については、消費期限等の到来前に、関係団体等に無償譲渡等を行い、ローリングストックの実現に努めます。

4 各主体の役割

（1）市民の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、主体的に情報収集を行うとともに、市が実施する施策に積極的に参加します。
- 計画的な買い物の実践や、食材や調理量の見直しや廃棄量を意識した調理の工夫、食べ残しをしないなど、家庭における食品ロス削減に向けた取り組みを実践します。
- 買い物の際は陳列棚の手前から取る、外食時には食べきれる量を注文したり小盛りメニューを選択するなど、食品等を提供する事業者の食品ロス削減に協力します。
- 家庭で余った食品や賞味期限が近付いているが消費の目途が立たない食品は、フードドライブに出し、有効活用を図ります。

（2）事業者の役割

- 食品ロスを削減することの重要性・必要性について理解を深め、事業活動により発生する食品ロスの要因と量とを把握するとともに、その対策について従業員教育を実施します。
- 適正量の発注、商習慣の見直し、売り切り、3010運動、ドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）の提供など、業態に合わせた食品ロス削減の取り組みを実践します。
- 積極的な情報提供や啓発により、消費者の食品ロス削減に向けた意識を醸成し、行動を促します。
- 市が実施する施策に積極的に協力します。
- 対策を講じた上でなお、やむを得ず発生する食品ロスについては、堆肥化・飼料化などの有効活用を図ります。
- フードドライブ連携事業者として、余剰食品等の有効活用を図ります。

(3) 行政の役割

- 多様な主体に対して食品ロスを削減することの重要性・必要性について啓発を行い、食品ロス削減に資する情報を提供し、市全体における食品ロス削減の機運を醸成します。
- 生産・製造・流通・加工・販売のそれぞれの工程で解決し難い課題については、市民・事業者及び関係団体など多様な主体と連携して削減運動を展開します。
- 食品廃棄物の有効活用に向けて、食品リサイクル法に基づく循環的利用を推進します。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況と課題

I 生活排水処理体系

生活排水は、トイレから排出されるし尿及び浄化槽等汚泥と、台所、風呂や洗面所等から排出される生活雑排水に分けられます。以下に本市のそれぞれの処理体制を示します。

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

家庭及び事業所（以下「家庭等」という。）から排出されたし尿と、農業集落排水施設及び単独・合併処理浄化槽から発生した汚泥は、北上地区広域行政組合の衛生処理場にて適正に処理され、処理水は河川等に放流、脱水汚泥は資源化されています。

また、公共下水道に接続している家庭等から排出されたし尿は、終末処理場にて適正に処理され、処理水は河川等に放流、脱水汚泥は焼却処理及び資源化されています。

(2) 生活雑排水の処理体制

公共下水道及び農業集落排水施設に接続している家庭等から排出された生活雑排水は適正に処理され、処理水は河川等に放流されますが、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽を設置している家庭等の生活雑排水は未処理のまま放流され、河川等の水質汚濁の原因となっています。

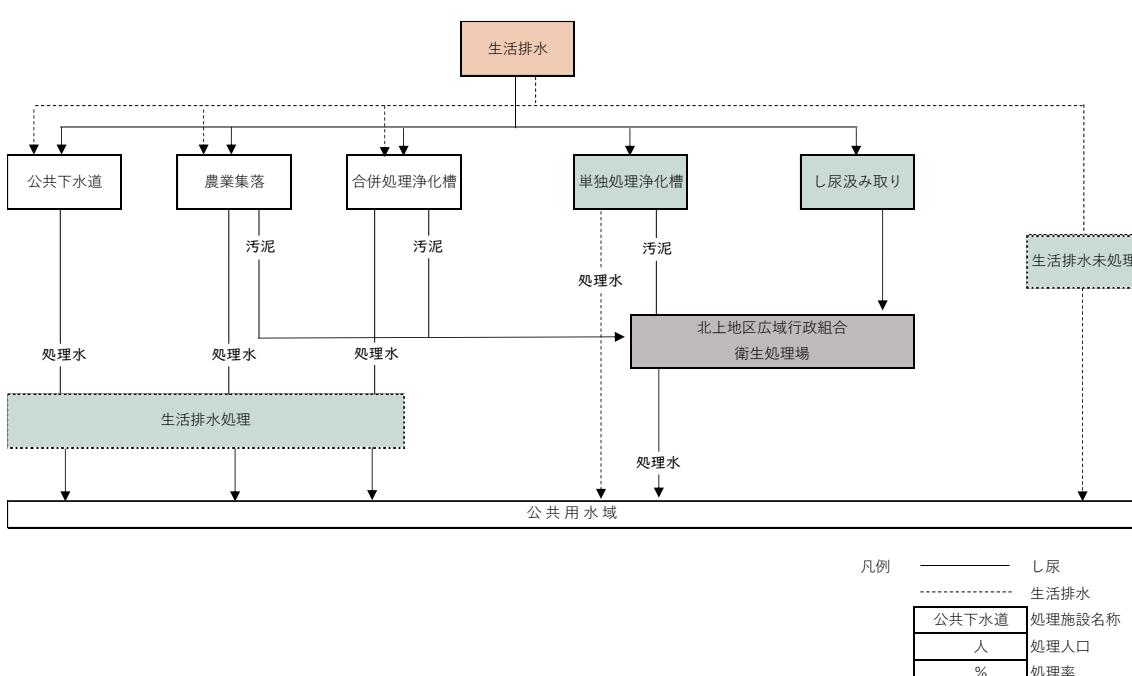


図5-1 生活排水処理フロー

2 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を、以下に示します。

表 5-1 生活排水処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	花巻市、北上川上流流域下水道
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	花巻市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	花巻市、個人等
単独処理浄化槽	し尿	花巻市、個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	北上地区広域行政組合

3 生活排水処理状況

(1) 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別人口は、公共下水道人口、その他の処理形態別人口とも減少傾向で推移しています。また、水洗化人口割合は令和6年度に83.5%（令和2年度比：2.3ポイント増）となっています。

表5-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績				
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
人口	人	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185
水洗化・生活雑排水処理人口	人	76,303	76,129	75,607	75,140	74,498
公共下水道人口	人	52,944	53,080	52,957	52,904	52,820
合併処理浄化槽人口	人	11,568	11,479	11,267	11,102	10,754
農業集落排水人口	人	11,791	11,570	11,383	11,134	10,924
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	442	442	412	417	393
単独処理浄化槽人口	人	442	442	412	417	393
非水洗化・生活雑排水未処理人口	人	17,217	16,357	15,689	14,859	14,294
し尿収集人口	人	17,217	16,357	15,689	14,859	14,294
水洗化人口割合	%	81.2	81.9	82.4	83.1	83.5

※水洗化人口割合：水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 人口 × 100

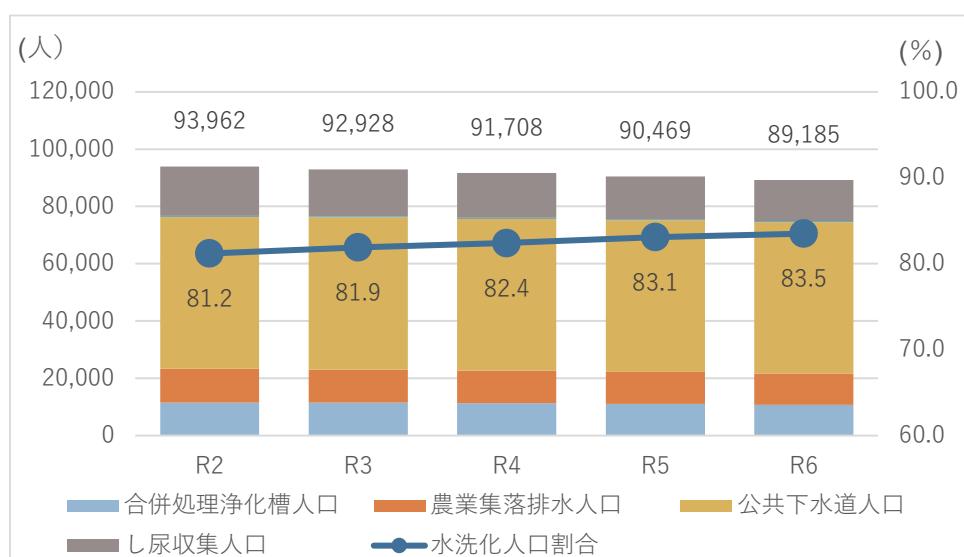


図5-2 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿・浄化槽汚泥収集量

本市におけるし尿量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥はほぼ横ばいで推移しています。

令和6年度ではし尿量が 15,148.46kL/年（令和2年度比：16.7%減）、浄化槽汚泥量が 19,551.77kL/年（令和2年度比：4.5%増）となっています。

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

区分	単位	実績				
		R2	R3	R4	R5	R6
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	36,891	35,706	34,781	34,644	34,700
し尿量	kL/年	18,183	17,260	16,601	15,845	15,148
浄化槽汚泥量	kL/年	18,708	18,446	18,180	18,800	19,552

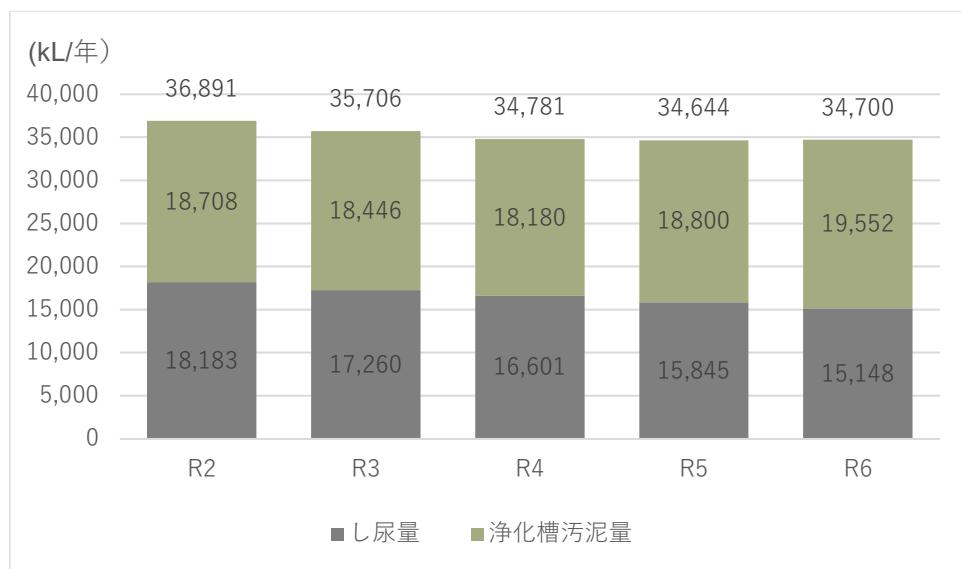


図 5-3 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

4 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

本市が利用するし尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要を、以下に示します。

表 5-4 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	内容	
名 称	衛生処理場	
事 業 主 体	北上地区広域行政組合	
所 在 地	岩手県北上市成田 23-55- 1	
供 用 開 始 年 月	平成 4 年 3 月	
処 理 能 力	250kL/日(し尿 215 k L/日、浄化槽汚泥 35 k L/日)	
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理(ろ過+活性炭吸着)	
処理水質	pH	5.8~8.6
	BOD	10m g /L 以下
	SS	10m g /L 以下
	色度	30 度以下
	COD	30m g /L 以下
	T-N	20m g /L 以下
	T-P	1m g /L 以下
	大腸菌群数	1,000 個/mL 以下

5 前計画の達成状況

前計画で設定された、生活排水処理に係る目標を以下に示します。

表 3-11 第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画における目標

	現在 (平成26年度)	目標年度 (令和8年度)
生活排水処理率※	76.0%	87.0%

※本計画においては、「水洗化人口割合（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷人口×100）」と
いう。

令和7年度（目標年度の前年度）と令和5、6年度（直近年度）の生活排水処理率と前
計画の目標値を比較した結果を以下に示します。

生活排水処理率は、令和5年度から令和6年度にかけて0.4ポイント向上しており、令
和8年度のにおける目標である87.0%に着実に目標に近づいています。

表 3-12 前計画の目標値との比較・評価結果

	令和8年度 (目標)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
生活排水処理率	87.0%	83.1%	83.5%

6 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理率に関する課題

本市の生活排水処理率は増加傾向にあり、前計画における処理目標（令和8年度において87%）の達成状況をみると、令和6年度において83.5%となっており、令和2年度から令和6年度まで4.1%上昇していることから、令和8年度においては目標を達成する見込みです。

しかし、し尿汲み取り及び単独処理浄化槽を設置している家庭等も一定数存在し、生活雑排水が未処理の状態で放流されていることから、生活環境補保全及び公衆衛生の向上のため、引き続き、公共下水道又は農業集落排水施設への早期接続や、合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正管理に関する課題

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽は、処理機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要とされていることから、引き続き、浄化槽の適正な維持管理を実施するよう周知徹底していく必要があります。

(3) 収集運搬に関する課題

し尿・浄化槽汚泥収集量の推移をみると、令和2年度では浄化槽汚泥が全体の50.7%であったのに対し、令和6年度では56.3%と収集量の内訳が変動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は今後も変動することが予想されることから、これらの排出量の変化に対応した収集運搬体制を適宜検討していく必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

I 基本方針

本市における生活排水処理に係る基本方針を以下のとおり定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針1.【生活排水に係る啓発・情報発信】

市民一人ひとりの生活排水に対する意識向上を図り、生活排水を適切に処理するよう広く啓発・情報発信を行います。

基本方針2.【合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理】

生活排水を処理する合併処理浄化槽の整備及び適正な維持管理を促進します。

基本方針3.【効率的な収集運搬体制の整備】

公共下水道又は農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及に伴う処理量の変化を考慮し、効率的な収集運搬体制の整備に努めます。

2 生活排水処理の数値目標

本計画では水洗化人口割合を数値目標とし、以下のとおり設定します。

水洗化人口割合は、年々向上しており、前計画は目標年度である令和8年度までに達成できるみ込みであるため、新たに目標値を設定します。計画目標年度（令和17年度）の目標値は、令和6年度の実績値（83.5%）から令和17年度まで直線補間を行い、設定しました。

表 5-5 水洗化人口割合の目標

	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
水洗化人口割合	%	83.5	94.0	94.5

※前計画における「生活排水処理率（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷人口×100）」。

表 5-6 生活排水処理形態別人口の内訳

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
人口	人	89,185	85,844	81,687
水洗化・生活雑排水処理人口	人	74,498	80,693	77,194
公共下水道人口	人	52,820	59,232	62,252
農業集落排水人口	人	10,924	10,816	7,531
合併処理浄化槽人口	人	10,754	10,645	7,411
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	393	139	121
単独処理浄化槽人口	人	393	139	121
非水洗化・生活雑排水未処理人口	人	14,294	5,012	4,372
し尿収集人口	人	14,294	5,012	4,372

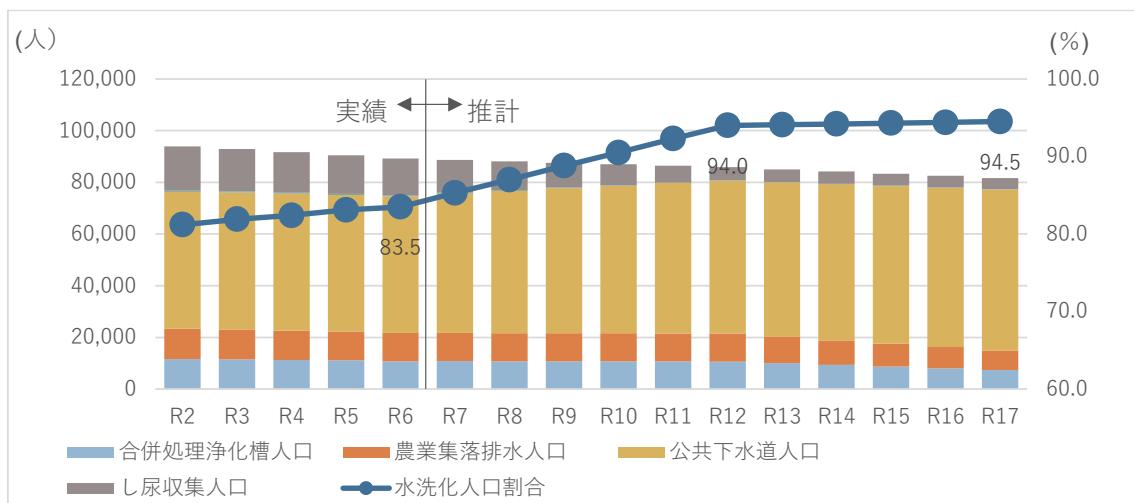


図 5-5 生活排水処理形態別人口の内訳

3 し尿・浄化槽汚泥収集量の目標

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量の目標を以下に示します。公共下水道への接続人口が増加することからし尿及び浄化槽汚泥収集量の合計は減少していき、中間目標年度である令和12年度には24,238kL/日、計画目標年度である令和17年度には17,900kL/日となると見込まれます。

表 5-7 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	34,700	24,238	17,900
し尿量	kL/年	15,148	5,305	4,640
浄化槽汚泥量	kL/年	19,552	18,933	13,260
1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/日	95.1	66.4	48.9
し尿量	kL/日	41.5	14.5	12.7
浄化槽汚泥量	kL/日	53.6	51.9	36.2
1人1日当たりのし尿量	L/人・日	2.90	2.90	2.90
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人・日	4.81	4.81	4.81

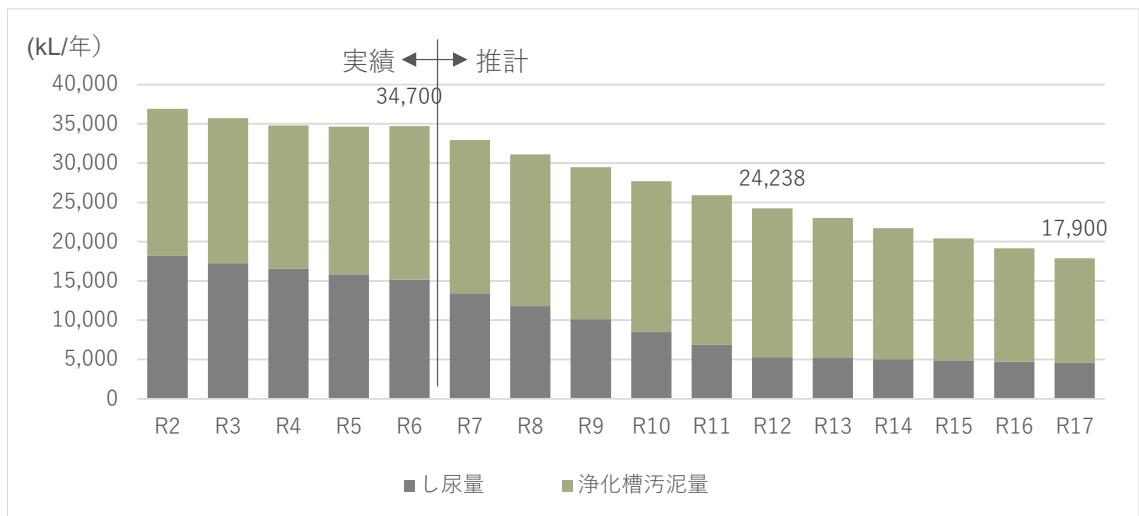


図 5-6 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

4 生活排水処理の目標達成に向けた施策

施策1 市民に対する情報発信

身近な水路や河川における汚濁の大きな原因となっているのが、生活排水のうち各家庭の台所、風呂や洗面所等から排出される生活雑排水です。水路や河川の水質保全には、市民一人ひとりが自ら生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境や河川など、地域全体の水環境に対する理解と協力が不可欠であることから、生活雑排水に対する意識向上を図り、家庭ができる対策ができるよう情報の発信を行います。

また、水洗化人口割合を向上していくためには、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化・生活雑排水未処理人口から水洗化・生活雑排水処理人口への転換を促すことが重要です。そのためにも、引き続き、公共下水道又は農業集落排水区域における早期接続、それ以外の区域においては、し尿汲み取り又は単独処理浄化槽における、合併処理浄化槽への転換を図るため、公共下水道又は農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し助成制度があることも合わせて周知します。

施策2 処理槽の適正な維持管理の推進

処理槽は各管理者が清掃等の適正な管理を行うことによって、安定的に衛生的な処理が可能となります。処理槽の管理者には、処理槽法で義務付けられている保守点検・清掃・法定検査が適正に行われるよう周知します。

施策3 収集運搬体制の整備

し尿及び処理槽汚泥の収集運搬は、市民の衛生的で快適な生活環境を維持するうえで、なくてはならない重要な行政サービスです。収集運搬業務は、公共下水道又は農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽の普及に伴う処理量の変化を考慮したうえで計画的に収集を行い、効率的な収集運搬体制の整備に努めます。

施策4 中間処理体制

本市では、し尿汲み取り及び処理槽を設置している家庭等から排出されるし尿及び処理槽汚泥は、北上地区広域行政組合が管理・運営する「衛生処理場」において処理を行っています。

今後も、当該組合による処理を継続しますが、当該施設は施設稼働後33年が経過していることから、北上広域及び近隣自治体と連携し、岩手県が進める「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」に沿った長寿命化対策に取り組んでいきます。

資料編

資料Ⅰ ごみ処理システムによる類似市町村の評価

市町村名	人口 (人)	人口1人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t / t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t / t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)	有料化 実施状況 ※
北海道岩見沢市	75,818	0.894	0.18	0.114	17,642	54,659	○
青森県五所川原市	50,868	0.994	0.153	0.153	12,577	30,224	
青森県十和田市	58,471	0.927	0.1	0.088	11,290	32,726	
青森県むつ市	52,951	1.048	0.153	0.034	33,577	87,810	○
岩手県花巻市	91,404	0.872	0.123	0.047	5,078	15,486	
岩手県北上市	91,694	0.749	0.152	0.041	8,882	27,465	○
宮城県気仙沼市	57,896	0.94	0.117	0.12	12,763	39,897	
宮城県登米市	73,646	0.863	0.086	0.144	11,535	41,705	○
宮城県栗原市	62,083	0.792	0.087	0.111	12,262	43,514	
秋田県横手市	81,616	0.892	0.115	0.033	12,174	36,679	○
秋田県大館市	67,125	0.992	0.1	0.173	17,176	53,569	
秋田県由利本荘市	71,948	0.939	0.086	0.152	16,871	48,291	○
秋田県大仙市	75,502	1.018	0.086	0.149	10,367	32,525	○
山形県酒田市	96,137	1.033	0.152	0.083	13,360	38,115	
山形県天童市	60,401	0.782	0.082	0.106	9,200	35,214	○
福島県白河市	58,084	0.979	0.098	0.115	13,008	38,240	○
福島県須賀川市	74,049	0.901	0.104	0.086	10,111	30,291	
福島県二本松市	51,501	0.848	0.169	0.125	12,128	41,722	
福島県南相馬市	56,858	1.108	0.127	0.108	8,613	23,150	○(一部)
福島県伊達市	56,988	1.078	0.108	0.116	13,818	38,233	
茨城県石岡市	71,191	0.967	0.233	0.005	6,675	18,870	
茨城県結城市	50,005	1.056	0.143	0.047	11,604	31,217	
茨城県笠間市	72,918	0.864	0.085	0.131	9,408	31,877	○
茨城県神栖市	94,274	0.942	0.092	0.023	18,389	53,552	
栃木県鹿沼市	93,967	0.82	0.126	0.129	17,570	51,623	○
栃木県日光市	76,743	1.121	0.178	0.04	24,558	60,004	○
栃木県大田原市	68,958	0.867	0.11	0.109	13,460	43,323	
栃木県下野市	59,648	0.71	0.23	0.075	17,849	73,668	
群馬県渋川市	73,274	1.114	0.087	0.119	12,117	30,373	
千葉県銚子市	55,322	1.165	0.179	0.032	14,405	32,344	○
千葉県東金市	57,151	0.892	0.189	0.016	11,160	34,016	○
千葉県旭市	62,883	0.987	0.18	0.032	9,236	22,187	○
千葉県八街市	66,750	0.856	0.118	0.034	15,193	47,504	
千葉県香取市	70,917	0.92	0.188	0.073	11,934	36,351	○
新潟県新発田市	92,276	1.009	0.089	0.123	11,309	31,951	○
新潟県村上市	55,043	0.988	0.11	0.077	15,588	43,713	○
新潟県南魚沼市	53,473	0.997	0.116	0.058	33,391	94,787	○
山梨県南アルプス市	71,563	0.703	0.096	0.111	10,039	40,767	○
山梨県笛吹市	67,289	0.934	0.209	0.044	7,104	20,986	○
長野県飯田市	96,398	0.719	0.17	0.032	8,597	30,395	○
長野県伊那市	65,119	0.594	0.186	0.033	6,622	29,787	○
長野県茅野市	54,377	0.86	0.117	0.057	10,174	28,614	
長野県塩尻市	65,710	0.743	0.179	0.067	9,588	37,328	○
長野県佐久市	97,945	0.639	0.239	0.024	7,589	30,090	
長野県千曲市	57,932	0.743	0.203	0.031	6,268	23,142	○
長野県安曇野市	96,354	0.788	0.081	0.107	9,288	31,826	○

資料：令和5年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※家庭系ごみにおける「可燃ごみ」の有料化の実施状況とした。

	人口 (人)	人口1人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)	有料化 実施状況 ※
岐阜県高山市	81,047	0.935	0.157	0.151	13,448	43,274	○
静岡県島田市	95,870	0.828	0.164	0.046	17,342	59,892	
愛知県愛西市	61,164	0.709	0.083	0.053	12,316	44,958	○
京都府京丹後市	51,187	1.105	0.169	0.274	16,912	46,135	○
兵庫県豊岡市	76,574	0.953	0.105	0.111	9,384	26,415	○
兵庫県丹波市	61,053	0.727	0.148	0.118	17,765	72,004	○
和歌山県橋本市	59,786	0.786	0.128	0.122	13,500	50,166	
和歌山県田辺市	68,681	0.981	0.173	0.188	17,814	57,701	○
和歌山県紀の川市	59,572	0.817	0.088	0.12	13,881	50,893	○
岡山县津山市	96,314	0.863	0.111	0.013	9,424	28,213	○
広島県三原市	88,315	0.891	0.096	0.136	12,894	41,806	○
徳島県鳴門市	54,150	0.916	0.144	0.086	23,456	72,140	○
徳島県阿南市	68,519	0.995	0.202	0.059	23,282	63,842	
香川県観音寺市	55,978	0.691	0.144	0.073	10,944	21,614	
香川県三豊市	61,669	0.632	0.314	0.015	10,140	43,573	○
愛媛県宇和島市	68,828	0.971	0.164	0.036	16,432	44,548	○
福岡県柳川市	61,926	0.711	0.132	0.031	13,735	53,421	○
福岡県八女市	60,137	0.778	0.124	0.01	14,353	48,226	○
福岡県朝倉市	50,590	0.861	0.163	0	11,494	35,261	○
佐賀県伊万里市	52,329	0.786	0.163	0.028	13,927	49,802	○
熊本県玉名市	63,029	0.714	0.088	0.07	13,937	53,215	○
熊本県宇城市	57,059	0.941	0.264	0.095	6,910	19,199	○
熊本県天草市	73,697	0.88	0.103	0.112	18,179	62,933	○
大分県日田市	61,313	0.914	0.172	0.104	16,129	52,402	○
大分県佐伯市	65,979	0.979	0.236	0.041	23,667	66,519	○
大分県宇佐市	52,893	0.925	0.108	0.04	14,304	43,628	○
宮崎県日向市	58,890	0.917	0.183	0.1	13,988	42,825	
鹿児島県鹿屋市	99,689	0.852	0.149	0.064	11,097	36,484	○
鹿児島県出水市	51,327	0.855	0.069	0.151	6,712	23,695	
鹿児島県薩摩川内市	91,703	0.793	0.081	0.133	16,178	54,533	
沖縄県石垣市	50,048	1.113	0.16	0.125	12,362	25,305	○
沖縄県名護市	64,040	0.87	0.109	0.052	5,488	8,735	○
沖縄県糸満市	62,406	0.893	0.118	0.062	11,665	30,368	○
沖縄県宮古島市	55,645	0.981	0.122	0.101	18,382	54,482	○

資料：令和5年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

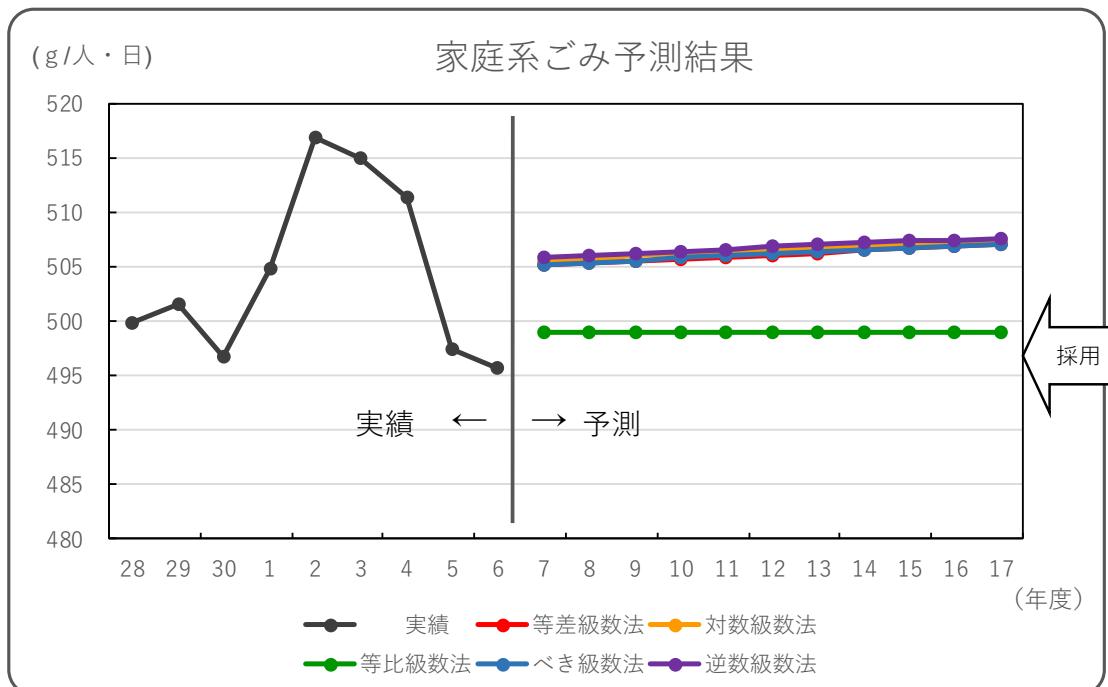
※家庭系ごみにおける「可燃ごみ」の有料化の実施状況とした。

資料2 ごみ排出量及び処理・処分量の予想結果

I. 家庭系ごみ

単位：g /人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
28	499.82	7	505.23	505.52	498.99	505.18	505.77
29	501.63	8	505.40	505.73	498.99	505.39	506.00
30	496.75	9	505.58	505.93	498.99	505.58	506.21
1	504.73	10	505.75	506.13	498.99	505.78	506.42
2	516.79	11	505.92	506.33	498.99	505.96	506.61
3	514.92	12	506.10	506.52	498.99	506.15	506.80
4	511.30	13	506.27	506.70	498.99	506.32	506.98
5	497.50	14	506.45	506.88	498.99	506.50	507.15
6	495.70	15	506.62	507.06	498.99	506.67	507.31
		16	506.79	507.23	498.99	506.84	507.46
		17	506.97	507.40	498.99	507.00	507.61
式	$y=ax+b$	$y=a^*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})^*b$	$y= (x^a)^*b$	$y= (a/x)+b$		
a=	0.174	7.865	0	0.015	-320.522		
b=	498.79	477.12	498.99	478.55	514.43		
r=	0.059	0.084	0.057	0.081	-0.108		
$r^2=$	0.003	0.007	0.003	0.007	0.012		
採否			採用				



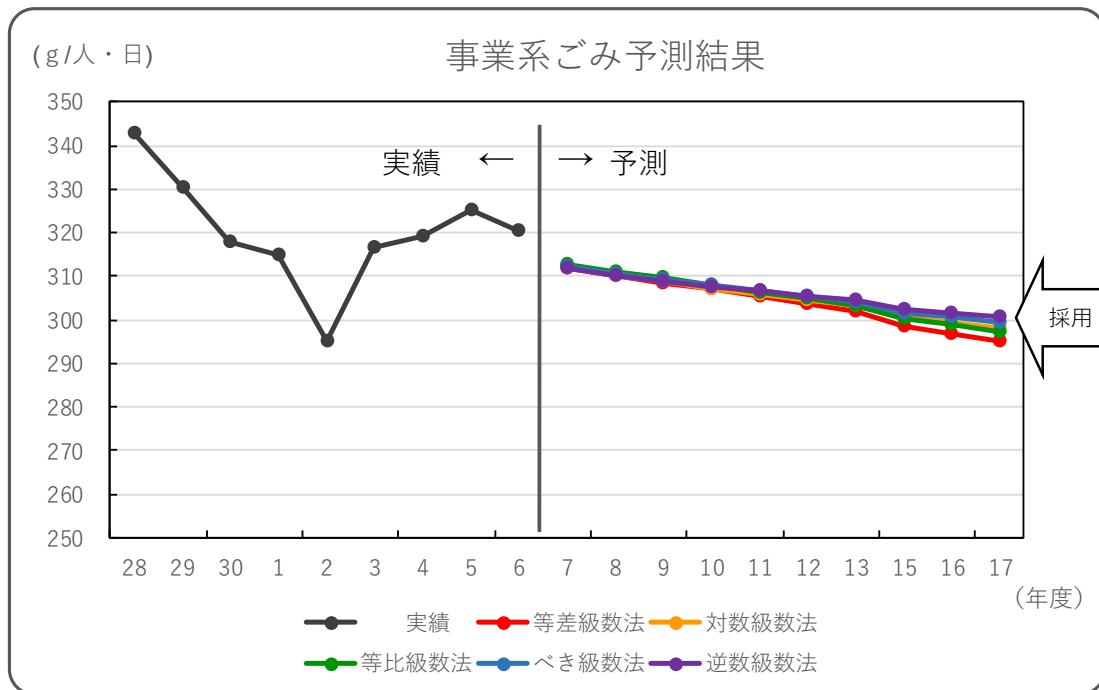
【採用理由】

いずれにおいても相関性が低いが、令和6年度実績から大幅な乖離のない等比級数法を採用了。

2. 事業系ごみ

単位：g /人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
28	342.77	7	311.98	311.82	312.64	312.11	311.73
29	330.38	8	310.30	310.30	311.08	310.68	310.35
30	318.07	9	308.63	308.81	309.53	309.28	309.04
1	315.01	10	306.96	307.36	307.98	307.93	307.80
2	295.13	11	305.29	305.94	306.45	306.62	306.61
3	316.43	12	303.62	304.56	304.92	305.34	305.49
4	319.37	13	301.94	303.22	303.40	304.10	304.41
5	325.18	14	300.27	301.90	301.88	302.89	303.39
6	320.58	15	298.60	300.61	300.38	301.72	302.41
		16	296.93	299.36	298.88	300.57	301.47
		17	295.26	298.12	297.39	299.46	300.57
式	$y=ax+b$	$y=a^*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})^*b$	$y= (x^a)^*b$	$y= (a/x)+b$		
a=	-1.672	-57.259	-0.005	-0.173	1940.204		
b=	373.84	518.58	376.17	582.92	259.29		
r=	-0.358	-0.384	-0.343	-0.37	0.411		
$r^2=$	0.128	0.148	0.118	0.137	0.169		
採否						採用	



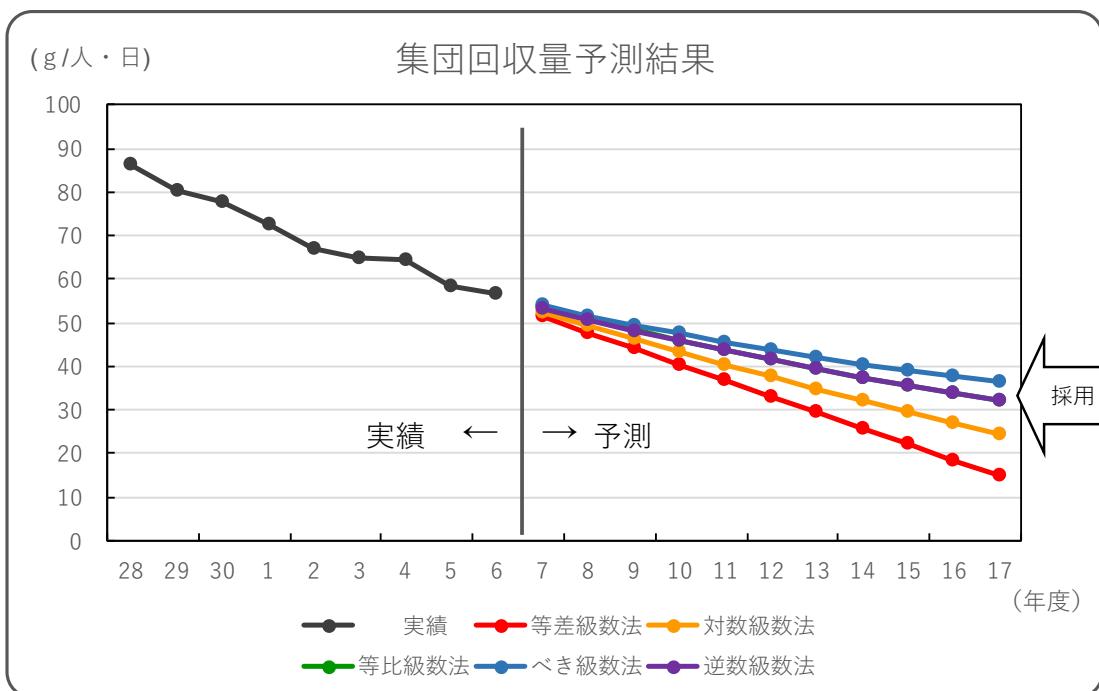
【採用理由】

いずれにおいても相関性は同程度だが、最も変動の小さい逆数級数法を採用した。

3. 集団回収

単位：g /人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
28	86.28	7	51.57	52.52	53.87	54.12	53.44
29	80.53	8	47.92	49.40	51.14	51.77	50.80
30	78.00	9	44.26	46.37	48.55	49.57	48.29
1	72.46	10	40.60	43.41	46.09	47.52	45.91
2	67.07	11	36.94	40.52	43.76	45.61	43.65
3	64.93	12	33.28	37.71	41.54	43.81	41.49
4	64.55	13	29.63	34.95	39.44	42.13	39.44
5	58.45	14	25.97	32.27	37.44	40.54	37.48
6	56.58	15	22.31	29.64	35.54	39.05	35.60
		16	18.65	27.07	33.74	37.65	33.81
		17	14.99	24.56	32.03	36.32	32.09
		式	$y=ax+b$	$y=a^*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})^*b$	$y= (x^a)^*b$	$y= (a/x)+b$
		a=	-3.658	-116.887	-0.052	-1.667	3711.297
		b=	186.92	474.59	368.95	22261.08	-46.87
		r=	-0.987	-0.991	-0.991	-0.992	0.992
		$r^2=$	0.975	0.981	0.982	0.984	0.985
		採否	採用				採用



【採用理由】

最も相関性の高い逆数級数法を採用した。

4. ごみ排出量（現状維持時）

区分	単位	実績										推計										
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
人口	人	98,351	97,402	96,443	95,501	94,691	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185	88,628	88,071	87,514	86,958	86,401	85,844	85,013	84,181	83,350	82,518	81,687
ごみ総排出量	t/年	34,885.94	33,022.63	32,121.96	31,121.24	30,920.45	30,146.16	30,401.50	29,966.23	29,176.07	28,413.86	27,954.89	27,649.97	27,428.03	27,064.42	26,782.24	26,506.84	26,224.76	25,805.59	25,463.85	25,127.44	24,864.20
(集団回収量除く)	t/年	31,634.50	29,955.13	29,287.53	28,402.40	28,408.97	27,845.51	28,198.93	27,805.39	27,240.33	26,572.04	26,226.15	26,016.96	25,881.30	25,607.25	25,405.68	25,206.83	24,997.59	24,653.98	24,380.80	24,109.11	23,904.79
家庭系ごみ	t/年	18,377.07	17,769.09	17,657.84	17,314.99	17,491.69	17,723.81	17,465.53	17,114.99	16,473.10	16,136.29	16,141.93	16,040.48	15,982.71	15,837.78	15,736.32	15,634.89	15,525.95	15,332.00	15,180.66	15,029.11	14,918.52
燃やせるごみ	t/年	15812.69	15298.52	15275.29	15015.97	15158.5	15,238.01	15,095.28	14,804.90	14,270.61	13,988.17	13,978.74	13,890.89	13,840.86	13,715.35	13,627.49	13,539.64	13,445.31	13,277.35	13,146.28	13,015.05	12,919.28
燃やせないごみ	t/年	979.59	883.79	847.99	854.55	876.38	973.15	905.25	875.20	834.02	806.04	807.11	802.04	799.15	791.90	786.83	781.76	776.31	766.62	759.05	751.47	745.94
粗大ごみ	t/年	127.3	31.42	32.9	40.75	52.27	68.81	60.69	63.00	58.94	62.42	64.70	64.29	64.06	63.48	63.07	62.67	62.23	61.45	60.85	60.24	59.79
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃性粗大	t/年	127.3	31.42	32.9	40.75	52.27	68.81	60.69	63.00	58.94	62.42	64.70	64.29	64.06	63.48	63.07	62.67	62.23	61.45	60.85	60.24	59.79
資源ごみ	t/年	1,457.49	1,555.36	1,501.66	1,403.72	1,404.54	1,443.84	1,404.31	1,371.89	1,309.53	1,279.66	1,291.38	1,283.26	1,278.64	1,267.05	1,258.93	1,250.82	1,242.10	1,226.58	1,214.48	1,202.35	1,193.51
ペットボトル	t/年	196.33	190.41	184.85	189.58	185.8	187.17	187.76	190.80	194.81	191.61	180.83	179.70	179.05	177.42	176.29	175.15	173.93	171.76	170.06	168.37	167.13
その他プラスチック	t/年	622.04	626.3	607.24	547.82	565.8	574.39	564.91	555.80	528.73	510.13	519.20	515.94	514.08	509.42	506.16	502.90	499.39	493.15	488.29	483.41	479.85
ガラスびん	t/年	639.12	610.72	595.51	557.74	535	529.63	509.09	502.70	490.75	477.95	476.50	473.51	471.80	467.53	464.53	461.54	458.32	452.59	448.13	443.65	440.39
衣類等	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生ごみ（一部地域）	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団回収量	t/年	3,251.44	3,067.50	2,834.43	2,718.84	2,511.48	2,300.65	2,202.57	2,160.84	1,935.74	1,841.82	1,728.74	1,633.01	1,546.73	1,457.17	1,376.56	1,300.01	1,227.17	1,151.61	1,083.05	1,018.33	959.41
金属類	t/年	133.78	114.00	113.59	110.80	89.49	90.02	83.57	74.91	64.73	57.96	60.49	57.22	54.13	51.10	48.25	45.43	42.94	40.25	38.03	35.54	33.49
紙類	t/年	2,964.56	2,804.99	2,581.21	2,471.67	2,289.90	2,088.45	2,005.06	1,973.76	1,764.78	1,682.21	1,576.70	1,489.00	1,410.93	1,328.94	1,255.46	1,185.64	1,119.20	1,050.22	987.52	928.87	875.10
アルミ類	t/年	114.24	113.4	106.13	102.55	100.24	98.50	94.60	93.67	88.24	83.83	76.02	72.01	67.90	64.11	60.55	57.34	54.14	50.70	47.76	44.88	42.16
びん類	t/年	35.28	32.1	31.19	30.98	28.86	23.39	19.32	18.50	17.97	17.74	15.53	14.79	13.77	13.01	12.30	11.59	10.89	10.45	9.74	9.04	8.67
布類	t/年	3.58	3.01	2.31	2.84	2.99	0.29	0.02	0.00	0.02	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ	t/年	13,257.43	12,186.04	11,629.69	11,087.41	10,917.28	10,121.70	10,733.40	10,690.40	10,767.23	10,435.75	10,084.22	9,976.48	9,898.59	9,769.47	9,669.36	9,571.94	9,471.64	9,321.98	9,200.14	9,080.00	8,986.27
燃やせるごみ	t/年	12,588.99	11,740.44	11,209.15	10,805.34	10,669.83	9,900.27	10,509.87	10,438.30	10,539.84	10,213.33	9,870.39	9,764.96	9,688.79	9,562.53	9,464.38	9,368.90	9,270.95	9,124.41	9,005.13	8,887.54	8,795.83
燃やせないごみ	t/年	253.21	279.9	261.81	215.47	192.63	180.38	184.89	188.70	171.36	153.76	161.42	159.77	158.23	156.16	154.84	153.22	151.53	149.02	147.25	145.17	143.81
粗大ごみ	t/年	253.21	25.61	15.96	12.86	8.16	9.55	13.57	9.30	3.68	1.95	1.94	1.93	1.92	1.90	1.89	1.88	1.87	1.84	1.83	1.81	1.79
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃性粗大	t/年	253.21	25.61	15.96	12.86	8.16	9.55	13.57	9.30	3.68	1.95	1.94	1.93	1.92	1.90	1.89	1.88	1.87	1.84	1.83	1.81	1.79
資源ごみ	t/年	162.02	140.09	142.77	53.74	46.66	31.50	25.07	54.10	52.35	66.71	50.4										

区分	単位	実績										推計											
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
人口	人	98,351	97,402	96,443	95,501	94,691	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185	88,628	88,071	87,514	86,958	86,401	85,844	85,013	84,181	83,350	82,518	81,687	
ごみ総排出量	g/人・日	969.13	928.87	912.54	892.82	892.20	878.99	896.28	895.22	881.13	872.86	864.16	860.14	856.32	852.7	849.25	845.97	842.84	839.86	837	834.27	831.65	
(集団回収量除く)	g/人・日	878.80	842.59	832.01	814.82	819.74	811.92	831.35	830.67	822.68	816.28	810.72	809.34	808.03	806.79	805.6	804.48	803.4	802.38	801.4	800.46	799.56	
家庭系ごみ	g/人・日	510.52	499.82	501.63	496.75	504.73	516.79	514.92	511.30	497.50	495.70	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	498.99	
燃やせるごみ	g/人・日	439.28	430.32	433.94	430.78	437.39	444.31	445.04	442.29	430.98	429.71	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	432.12	
燃やせないごみ	g/人・日	27.21	24.86	24.09	24.52	25.29	28.37	26.69	26.15	25.19	24.76	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	24.95	
粗大ごみ	g/人・日	3.54	0.88	0.93	1.17	1.51	2.01	1.79	1.88	1.78	1.92	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
可燃性粗大	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	g/人・日	3.54	0.88	0.93	1.17	1.51	2.01	1.79	1.88	1.78	1.92	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	
資源ごみ	g/人・日	40.49	43.76	42.67	40.28	40.54	42.10	41.40	40.98	39.55	39.31	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	
ペットボトル	g/人・日	5.45	5.36	5.25	5.44	5.36	5.46	5.54	5.70	5.88	5.89	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	
その他プラスチック	g/人・日	17.28	17.62	17.25	15.72	16.33	16.75	16.65	16.60	15.97	15.67	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	
ガラスびん	g/人・日	17.76	17.18	16.92	16.00	15.44	15.44	15.01	15.02	14.82	14.68	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	
衣類等	g/人・日	0.00	2.45	2.29	2.35	2.63	3.65	3.41	3.01	2.47	2.55	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	
生ごみ（一部地域）	g/人・日	-	1.15	0.96	0.77	0.78	0.80	0.79	0.65	0.41	0.52	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
集団回収量	g/人・日	90.33	86.28	80.53	78.00	72.46	67.07	64.93	64.55	58.45	56.58	53.44	50.80	48.29	45.91	43.65	41.49	39.44	37.48	35.60	33.81	32.09	
金属類	g/人・日	3.72	3.21	3.23	3.18	2.58	2.62	2.46	2.24	1.95	1.78	1.87	1.78	1.69	1.61	1.53	1.45	1.38	1.31	1.25	1.18	1.12	
紙類	g/人・日	82.36	78.90	73.33	70.91	66.07	60.89	59.11	58.96	53.30	51.68	48.74	46.32	44.05	41.87	39.81	37.84	35.97	34.18	32.46	30.84	29.27	
アルミ類	g/人・日	3.17	3.19	3.01	2.94	2.89	2.87	2.79	2.80	2.66	2.58	2.35	2.24	2.12	2.02	1.92	1.83	1.74	1.65	1.57	1.49	1.41	
びん類	g/人・日	0.98	0.90	0.89	0.89	0.83	0.68	0.57	0.55	0.54	0.54	0.48	0.46	0.43	0.41	0.39	0.37	0.35	0.34	0.32	0.30	0.29	
布類	g/人・日	0.10	0.08	0.07	0.08	0.09	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業系ごみ	g/人・日	368.28	342.77	330.38	318.07	315.01	295.13	316.43	319.37	325.18	320.58	311.73	310.35	309.04	307.80	306.61	305.49	304.41	303.39	302.41	301.47	300.57	
燃やせるごみ	g/人・日	349.73	330.24	318.43	309.98	307.87	288.67	309.85	311.84	318.31	313.75	305.12	303.77	302.49	301.28	300.11	299.01	297.96	296.96	296.00	295.08	294.2	
燃やせないごみ	g/人・日	7.03	7.87	7.44	6.18	5.56	5.26	5.45	5.64	5.18	4.72	4.99	4.97	4.94	4.92	4.91	4.89	4.87	4.85	4.84	4.82	4.81	
粗大ごみ	g/人・日	7.03	0.72	0.45	0.37	0.24	0.28	0.40	0.28	0.11	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
可燃性粗大	g/人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	g/人・日	7.03	0.72	0.45	0.37	0.24	0.28	0.40	0.28	0.11	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
資源ごみ	g/人・日	4.49	3.94	4.06	1.54	1.34	0.92	0.73	1.61	1.58	2.05	1.56	1.55	1.55	1.54	1.53	1.53	1.52	1.52	1.51	1.51	1.50	
ペットボトル	g/人・日	0.07	0.07	0.08	0.13	0.12	0.23	0.10	0.07	0.08	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
その他プラスチック	g/人・日	0.08	0.05	0.07	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラスびん	g/人・日	4.34	3.82	3.91	1.34	1.19	0.67	0.63</td															

5. ごみ処理・処分量（現状維持時）

	単位	実績										推計											
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
焼却施設	焼却処理量	t/年	28,561.27	27,264.10	26,757.29	26,084.34	26,086.75	25,428.52	25,873.78	25,529.16	25,056.50	24,448.68	24,056.91	23,862.19	23,735.05	23,481.28	23,293.91	23,109.15	22,915.34	22,598.23	22,345.88	22,094.99	21,906.03
	燃やすごみ	t/年	28,401.68	27,038.96	26,484.44	25,821.31	25,828.33	25,138.28	25,605.15	25,243.20	24,810.45	24,201.50	23,849.13	23,655.85	23,529.65	23,277.88	23,091.87	22,908.54	22,716.26	22,401.76	22,151.41	21,902.59	21,715.11
	可燃性粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	選別可燃物	t/年	159.59	225.14	272.85	263.03	258.42	290.24	268.63	285.96	246.05	247.18	207.78	206.34	205.40	203.40	202.04	200.61	199.08	196.47	194.47	192.40	190.92
	資源化量	t/年	956.24	2,472.88	2,452.09	2,279.72	2,536.27	2,195.01	2,397.80	2,157.17	2,143.95	2,563.55	2,525.97	2,505.53	2,492.18	2,465.53	2,445.86	2,426.46	2,406.11	2,372.82	2,346.32	2,319.97	2,300.13
	洗净灰	t/年	937.10	2422.60	2432.95	2212.97	2488.27	2,123.28	2,348.32	2,104.50	2,108.94	2,506.21	2,477.86	2,457.81	2,444.71	2,418.57	2,399.27	2,380.24	2,360.28	2,327.62	2,301.63	2,275.78	2,256.32
	鉄・非鉄金属	t/年	19.14	50.28	19.14	66.75	48.00	71.73	49.48	52.67	35.01	57.34	48.11	47.72	47.47	46.96	46.59	46.22	45.83	45.2	44.69	44.19	43.81
	最終処分量	t/年	2,005.00	1,088.00	801.00	1,035.63	1,095.79	904.31	891.97	762.17	897.18	761.34	769.82	763.59	759.52	751.41	745.41	739.50	733.29	723.14	715.06	707.04	700.99
	焼却灰	t/年	997.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	飛灰	t/年	1,008.00	1,088.00	801.00	841.46	796.45	713.08	719.69	682.38	789.51	672.39	673.59	668.14	664.58	657.48	652.23	647.06	641.63	632.75	625.68	618.66	613.37
	副生ゴミ	t/年	-	-	-	194.17	299.34	191.23	172.28	79.79	107.67	88.95	96.23	95.45	94.94	93.93	93.18	92.44	91.66	90.39	89.38	88.38	87.62
粗大ごみ処理施設	破碎処理量	t/年	1,584.92	1,196.72	1,142.05	1,103.27	1,101.24	1,206.49	1,144.50	1,116.20	1,051.33	989.83	1,013.54	1,006.54	1,001.94	992.22	985.54	978.58	971.13	958.38	948.64	938.55	931.34
	燃やせないごみ	t/年	1,204.41	1,139.69	1,093.19	1,049.66	1,040.81	1,128.13	1,070.24	1,043.90	988.71	925.46	946.90	940.32	935.96	926.84	920.58	914.03	907.03	895.09	885.96	876.50	869.76
	不燃性粗大ごみ	t/年	380.51	57.03	48.86	53.61	60.43	78.36	74.26	72.30	62.62	64.37	66.64	66.22	65.98	65.38	64.96	64.55	64.10	63.29	62.68	62.05	61.58
	選別可燃物	t/年	159.59	225.14	272.85	263.03	258.42	290.24	268.63	285.96	246.05	247.18	207.78	206.34	205.4	203.4	202.04	200.61	199.08	196.47	194.47	192.4	190.92
	資源化量	t/年	-	381.83	-	-	-	388.99	357.43	353.70	324.55	290.49	297.98	295.93	294.57	291.71	289.75	287.70	285.51	281.77	278.89	275.93	273.82
	鉄類	t/年	-	308.22	-	-	-	305.16	289.87	276.15	252.23	229.79	235.14	233.52	232.45	230.19	228.65	227.03	225.3	222.35	220.08	217.74	216.07
	アルミ	t/年	-	35.81	-	-	-	45.86	31.90	43.44	43.88	34.37	35.47	35.23	35.07	34.73	34.49	34.25	33.99	33.54	33.2	32.85	32.6
	その他金属、古紙、発泡スチロール	t/年	-	37.80	-	-	-	37.97	35.66	34.11	28.44	26.33	27.37	27.18	27.05	26.79	26.61	26.42	26.22	25.88	25.61	25.34	25.15
	最終処分量	t/年	740.00	612.00	513.00	508.00	496.00	535.00	517.00	519.00	480.00	481.00	492.58	489.18	486.94	482.22	478.97	475.59	471.97	465.77	461.04	456.14	452.63
	選別残渣	t/年	740.00	612.00	513.00	508.00	496.00	535.00	517.00	519.00	480.00	481.00	492.58	489.18	486.94	482.22	478.97	475.59	471.97	465.77	461.04	456.14	452.63
資源化	総資源化量	t/年	5,855.58	7,641.66	6,947.56	6,476.38	6,527.15	6,385.39	6,407.08	6,117.70	5,782.79	6,076.57	5,916.16	5,789.05	5,683.19	5,551.54	5,440.44	5,333.88	5,228.99	5,100.03	4,989.02	4,882.20	4,791.71
	焼却施設からの資源化量	t/年	956.24	2,472.88	2,452.09	2,279.72	2,536.27	2,195.01	2,397.80	2,157.17	2,143.95	2,563.55	2,525.97	2,505.53	2,492.18	2,465.53	2,445.86	2,426.46	2,406.11	2,372.82	2,346.32	2,319.97	2,300.13
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t/年	-	381.83	-	-	-	388.99	357.43	353.70	324.55	290.49	297.98	295.93	294.57	291.71	289.75	287.70	285.51	281.77	278.89	275.93	273.82
	直接資源化量	t/年	1,647.90	1,719.45	1,661.04	1,477.82	1,479.40	1,500.74	1,449.28	1,445.99	1,378.55	1,380.71	1,363.47	1,354.58	1,349.71	1,337.13	1,328.27	1,319.71	1,310.20	1,293.83	1,280.76	1,267.97	1,258.35
	ペットボトル	t/年	199.00	192.81	187.73	194.17	190.07	194.95	191.24	193.30	197.50	192.37	181.48	180.34	179.69	178.05	176.92	175.78	174.55	17			

6. ごみ排出量（目標達成時）

区分	単位	実績										推計										
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
人口	人	98,351	97,402	96,443	95,501	94,691	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185	88,628	88,071	87,514	86,958	86,401	85,844	85,013	84,181	83,350	82,518	81,687
ごみ総排出量	t/年	34,885.94	33,022.63	32,121.96	31,121.24	30,920.45	30,146.16	30,401.50	29,966.23	29,176.07	28,413.86	27,848.51	27,423.01	27,081.58	26,601.28	26,203.18	25,813.29	25,419.13	24,912.44	24,422.13	23,939.92	23,528.55
(集団回収量除く)	t/年	31,634.50	29,955.13	29,287.53	28,402.40	28,408.97	27,845.51	28,198.93	27,805.39	27,240.33	26,572.04	26,119.77	25,790.00	25,534.85	25,144.11	24,826.62	24,513.28	24,191.96	23,760.83	23,339.08	22,921.59	22,569.14
家庭系ごみ	t/年	18,377.07	17,769.09	17,657.84	17,314.99	17,491.69	17,723.81	17,465.53	17,114.99	16,473.10	16,136.29	16,035.55	15,813.52	15,636.26	15,374.64	15,157.26	14,941.34	14,720.32	14,420.72	14,163.58	13,909.06	13,693.79
燃やせるごみ	t/年	15,812.69	15,298.52	15,275.29	15,015.97	15,158.50	15,238.01	15,095.28	14,804.90	14,270.61	13,988.17	14,117.20	13,937.18	13,798.58	13,579.50	13,401.38	13,226.62	13,046.11	12,795.26	12,582.24	12,372.61	12,198.16
燃やせないごみ	t/年	979.59	883.79	847.99	854.55	876.38	973.15	905.25	875.20	834.02	806.04	582.00	550.00	519.00	490.00	461.00	431.00	401.00	370.00	341.00	310.00	280.00
粗大ごみ	t/年	127.30	31.42	32.90	40.75	52.27	68.81	60.69	63.00	58.94	62.42	44.97	43.08	40.04	38.09	35.95	32.90	31.11	28.88	25.86	24.10	22.12
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	t/年	127.30	31.42	32.90	40.75	52.27	68.81	60.69	63.00	58.94	62.42	45.00	43.00	40.00	38.00	36.00	33.00	31.00	29.00	26.00	24.00	22.00
資源ごみ	t/年	1,457.49	1,555.36	1,501.66	1,403.72	1,404.54	1,443.84	1,404.31	1,371.89	1,309.53	1,279.66	1,291.38	1,283.26	1,278.64	1,267.05	1,258.93	1,250.82	1,242.10	1,226.58	1,214.48	1,202.35	1,193.51
ペットボトル	t/年	196.33	190.41	184.85	189.58	185.80	187.17	187.76	190.80	194.81	191.61	180.83	179.70	179.05	177.42	176.29	175.15	173.93	171.76	170.06	168.37	167.13
その他プラスチック	t/年	622.04	626.30	607.24	547.82	565.80	574.39	564.91	555.80	528.73	510.13	519.20	515.94	514.08	509.42	506.16	502.90	499.39	493.15	488.29	483.41	479.85
ガラスびん	t/年	639.12	610.72	595.51	557.74	535.00	529.63	509.09	502.70	490.75	477.95	476.50	473.51	471.80	467.53	464.53	461.54	458.32	452.59	448.13	443.65	440.39
衣類等	t/年	0.00	87.05	80.44	81.82	91.01	125.21	115.77	100.80	81.64	82.96	95.43	94.83	94.49	93.63	93.03	92.43	91.79	90.64	89.75	88.85	88.20
生ごみ（一部地域）	t/年	-	40.88	33.62	26.76	26.93	27.44	26.78	21.79	13.60	17.01	19.41	19.29	19.22	19.04	18.92	18.80	18.67	18.44	18.25	18.07	17.94
集団回収量	t/年	3,251.44	3,067.50	2,834.43	2,718.84	2,511.48	2,300.65	2,202.57	2,160.84	1,935.74	1,841.82	1,728.74	1,633.01	1,546.73	1,457.17	1,376.56	1,300.01	1,227.17	1,151.61	1,083.05	1,018.33	959.41
金属類	t/年	133.78	114.00	113.59	110.80	89.49	90.02	83.57	74.91	64.73	57.96	60.49	57.22	54.13	51.10	48.25	45.43	42.94	40.25	38.03	35.54	33.49
紙類	t/年	2,964.56	2,804.99	2,581.21	2,471.67	2,289.90	2,088.45	2,005.06	1,973.76	1,764.78	1,682.21	1,576.70	1,489.00	1,410.93	1,328.94	1,255.46	1,185.64	1,119.20	1,050.22	987.52	928.87	875.10
アルミ類	t/年	114.24	113.40	106.13	102.55	100.24	98.50	94.60	93.67	88.24	83.83	76.02	72.01	67.90	64.11	60.55	57.34	54.14	50.70	47.76	44.88	42.16
びん類	t/年	35.28	32.10	31.19	30.98	28.86	23.39	19.32	18.50	17.97	17.74	15.53	14.79	13.77	13.01	12.30	11.59	10.89	10.45	9.74	9.04	8.67
布類	t/年	3.58	3.01	2.31	2.84	2.99	0.29	0.02	0.00	0.02	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
事業系ごみ	t/年	13,257.43	12,186.04	11,629.69	11,087.41	10,917.28	10,121.70	10,733.40	10,690.40	10,767.23	10,435.75	10,084.22	9,976.48	9,898.59	9,769.47	9,669.36	9,571.94	9,471.64	9,340.11	9,175.50	9,012.53	8,875.35
燃やせるごみ	t/年	12,588.99	11,740.44	11,209.15	10,805.34	10,669.83	9,900.27	10,509.87	10,438.30	10,539.84	10,213.33	9,862.31	9,755.00	9,677.26	9,548.88	9,449.24	9,351.98	9,252.28	9,121.34	8,957.37	8,795.07	8,658.30
燃やせないごみ	t/年	253.21	279.90	261.81	215.47	192.63	180.38	184.89	188.70	171.36	153.76	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71	153.71
粗大ごみ	t/年	253.21	25.61	15.96	12.86	8.16	9.55	13.57	9.30	3.68	1.95	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
可燃性粗大	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	t/年	253.21	25.61	15.96	12.86	8.16	9.55	13.57	9.30	3.68	1.95	2.00	2.									

区分	単位	実績										推計											
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
人口	人	98,351.00	97,402.00	96,443.00	95,501.00	94,691.00	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185	88,628	88,071	87,514	86,958	86,401	85,844	85,013	84,181	83,350	82,518	81,687	
ごみ総排出量	g /人・日	969.13	928.87	912.54	892.82	892.20	878.99	896.28	895.22	881.13	872.86	860.87	853.08	845.5	838.11	830.89	823.84	816.95	810.79	802.76	794.84	786.98	
(集団回収量除く)	g /人・日	878.80	842.59	832.01	814.82	819.74	811.92	831.35	830.67	822.68	816.28	807.43	802.28	797.21	792.2	787.24	782.35	777.51	773.31	767.16	761.03	754.89	
家庭系ごみ	g /人・日	510.52	499.82	501.63	496.75	504.73	516.79	514.92	511.30	497.50	495.70	495.70	491.93	488.17	484.40	480.63	476.86	473.10	469.33	465.56	461.80	458.03	
燃やせるごみ	g /人・日	439.28	430.32	433.94	430.78	437.39	444.31	445.04	442.29	430.98	429.71	436.40	433.56	430.80	427.84	424.95	422.13	419.29	416.43	413.58	410.79	408.00	
燃やせないごみ	g /人・日	27.21	24.86	24.09	24.52	25.29	28.37	26.69	26.15	25.19	24.76	17.99	17.11	16.20	15.44	14.62	13.76	12.89	12.04	11.21	10.29	9.37	
粗大ごみ	g /人・日	3.54	0.88	0.93	1.17	1.51	2.01	1.79	1.88	1.78	1.92	1.39	1.34	1.25	1.20	1.14	1.05	1.00	0.94	0.85	0.80	0.74	
可燃性粗大	g /人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	g /人・日	3.54	0.88	0.93	1.17	1.51	2.01	1.79	1.88	1.78	1.92	1.39	1.34	1.25	1.20	1.14	1.05	1.00	0.94	0.85	0.80	0.74	
資源ごみ	g /人・日	40.49	43.76	42.67	40.28	40.54	42.10	41.40	40.98	39.55	39.31	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	39.92	
ペットボトル	g /人・日	5.45	5.36	5.25	5.44	5.36	5.46	5.54	5.70	5.88	5.89	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	5.59	
その他プラスチック	g /人・日	17.28	17.62	17.25	15.72	16.33	16.75	16.65	16.60	15.97	15.67	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	16.05	
ガラスびん	g /人・日	17.76	17.18	16.92	16.00	15.44	15.44	15.01	15.02	14.82	14.68	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	14.73	
衣類等	g /人・日	0.00	2.45	2.29	2.35	2.63	3.65	3.41	3.01	2.47	2.55	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	2.95	
生ごみ（一部地域）	g /人・日	-	1.15	0.96	0.77	0.78	0.80	0.79	0.65	0.41	0.52	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
集団回収量	g /人・日	90.33	86.28	80.53	78.00	72.46	67.07	64.93	64.55	58.45	56.58	53.44	50.80	48.29	45.91	43.65	41.49	39.44	37.48	35.60	33.81	32.09	
金属類	g /人・日	3.72	3.21	3.23	3.18	2.58	2.62	2.46	2.24	1.95	1.78	1.87	1.78	1.69	1.61	1.53	1.45	1.38	1.31	1.25	1.18	1.12	
紙類	g /人・日	82.36	78.90	73.33	70.91	66.07	60.89	59.11	58.96	53.30	51.68	48.74	46.32	44.05	41.87	39.81	37.84	35.97	34.18	32.46	30.84	29.27	
アルミ類	g /人・日	3.17	3.19	3.01	2.94	2.89	2.87	2.79	2.80	2.66	2.58	2.35	2.24	2.12	2.02	1.92	1.83	1.74	1.65	1.57	1.49	1.41	
びん類	g /人・日	0.98	0.90	0.89	0.89	0.83	0.68	0.57	0.55	0.54	0.54	0.48	0.46	0.43	0.41	0.39	0.37	0.35	0.34	0.32	0.30	0.29	
布類	g /人・日	0.10	0.08	0.07	0.08	0.09	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業系ごみ	g /人・日	368.28	342.77	330.38	318.07	315.01	295.13	316.43	319.37	325.18	320.58	311.73	310.35	309.04	307.80	306.61	305.49	304.41	303.98	301.60	299.23	296.86	
燃やせるごみ	g /人・日	349.73	330.24	318.43	309.98	307.87	288.67	309.85	311.84	318.31	313.75	304.87	303.46	302.13	300.85	299.63	298.47	297.36	296.86	294.43	292.01	289.60	
燃やせないごみ	g /人・日	7.03	7.87	7.44	6.18	5.56	5.26	5.45	5.64	5.18	4.72	4.75	4.78	4.80	4.84	4.87	4.91	4.94	5.00	5.05	5.10	5.14	
粗大ごみ	g /人・日	7.03	0.72	0.45	0.37	0.24	0.28	0.40	0.28	0.11	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	
可燃性粗大	g /人・日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不燃性粗大	g /人・日	7.03	0.72	0.45	0.37	0.24	0.28	0.40	0.28	0.11	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	
資源ごみ	g /人・日	4.49	3.94	4.06	1.54	1.34	0.92	0.73	1.61	1.58	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	
ペットボトル	g /人・日	0.07	0.07	0.08	0.13	0.12	0.23	0.10	0.07	0.08	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
その他プラスチック	g /人・日	0.08	0.05	0.07	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ガラスびん	g /人・日	4.34	3.82	3.91	1.34	1.19	0.67</td																

7. ごみ処理・処分量（目標達成時）

	単位	実績										推計											
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
焼却施設	焼却処理量	t/年	28,561.27	27,264.10	26,757.29	26,084.34	26,086.75	25,428.52	25,873.78	25,529.16	25,056.50	24,448.68	24,135.53	23,841.26	23,617.97	23,264.19	22,980.10	22,701.35	22,414.61	22,026.10	21,642.60	21,263.94	20,946.19
	燃やすごみ	t/年	28,401.68	27,038.96	26,484.44	25,821.31	25,828.33	25,138.28	25,605.15	25,243.20	24,810.45	24,201.50	23,979.51	23,692.18	23,475.84	23,128.38	22,850.62	22,578.60	22,298.39	21,916.60	21,539.61	21,167.68	20,856.46
	可燃性粗大ごみ	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	選別可燃物	t/年	159.59	225.14	272.85	263.03	258.42	290.24	268.63	285.96	246.05	247.18	156.02	149.08	142.13	135.81	129.48	122.75	116.22	109.50	102.99	96.26	89.73
	資源化量	t/年	956.24	2,472.88	2,452.09	2,279.72	2,536.27	2,195.01	2,397.80	2,157.17	2,143.95	2,563.55	2,534.23	2,503.33	2,479.89	2,442.74	2,412.91	2,383.64	2,353.53	2,312.74	2,272.48	2,232.72	2,199.35
	洗净灰	t/年	937.10	2,422.60	2,432.95	2,212.97	2,488.27	2,123.28	2,348.32	2,104.50	2,108.94	2,506.21	2,485.96	2,455.65	2,432.65	2,396.21	2,366.95	2,338.24	2,308.70	2,268.69	2,229.19	2,190.19	2,157.46
	鉄・非鉄金属	t/年	19.14	50.28	19.14	66.75	48.00	71.73	49.48	52.67	35.01	57.34	48.27	47.68	47.24	46.53	45.96	45.4	44.83	44.05	43.29	42.53	41.89
	最終処分量	t/年	2,005.00	1,088.00	801.00	1,035.63	1,095.79	904.31	891.97	762.17	897.18	761.34	772.33	762.93	755.77	744.46	735.36	726.45	717.27	704.83	692.56	680.45	670.27
	焼却灰	t/年	997.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	飛灰	t/年	1,008.00	1,088.00	801.00	841.46	796.45	713.08	719.69	682.38	789.51	672.39	675.79	667.56	661.30	651.40	643.44	635.64	627.61	616.73	605.99	595.39	586.49
	副生成物	t/年	-	-	-	194.17	299.34	191.23	172.28	79.79	107.67	88.95	96.54	95.37	94.47	93.06	91.92	90.81	89.66	88.1	86.57	85.06	83.78
粗大ごみ処理施設	破碎処理量	t/年	1,584.92	1,196.72	1,142.05	1,103.27	1,101.24	1,206.49	1,144.50	1,116.20	1,051.33	989.83	761.08	727.22	693.29	662.49	631.62	598.76	566.90	534.16	502.37	469.57	437.72
	燃やせないごみ	t/年	1,204.41	1,139.69	1,093.19	1,049.66	1,040.81	1,128.13	1,070.24	1,043.90	988.71	925.46	714.08	682.22	651.29	622.49	593.62	563.76	533.90	503.16	474.37	443.57	413.72
	不燃性粗大ごみ	t/年	380.51	57.03	48.86	53.61	60.43	78.36	74.26	72.30	62.62	64.37	47.00	45.00	42.00	40.00	38.00	35.00	33.00	31.00	28.00	26.00	24.00
	選別可燃物	t/年	159.59	225.14	272.85	263.03	258.42	290.24	268.63	285.96	246.05	247.18	156.02	149.08	142.13	135.81	129.48	122.75	116.22	109.5	102.99	96.26	89.73
	資源化量	t/年	-	381.83	-	-	-	388.99	357.43	353.70	324.55	290.49	223.76	213.79	203.83	194.78	185.70	176.04	166.67	157.05	147.69	138.05	128.69
	鉄類	t/年	-	308.22	-	-	-	305.16	289.87	276.15	252.23	229.79	176.57	168.71	160.84	153.7	146.54	138.91	131.52	123.93	116.55	108.94	101.55
	アルミ	t/年	-	35.81	-	-	-	45.86	31.90	43.44	43.88	34.37	26.64	25.45	24.27	23.19	22.11	20.96	19.84	18.7	17.58	16.43	15.32
	その他金属、古紙、発泡スチロール	t/年	-	37.80	-	-	-	37.97	35.66	34.11	28.44	26.33	20.55	19.63	18.72	17.89	17.05	16.17	15.31	14.42	13.56	12.68	11.82
	最終処分量	t/年	740.00	612.00	513.00	508.00	496.00	535.00	517.00	519.00	480.00	481.00	369.88	353.43	336.94	321.97	306.97	291.00	275.52	259.60	244.15	228.21	212.73
	選別残渣	t/年	740.00	612.00	513.00	508.00	496.00	535.00	517.00	519.00	480.00	481.00	369.88	353.43	336.94	321.97	306.97	291	275.52	259.6	244.15	228.21	212.73
資源化	総資源化量	t/年	5,855.58	7,641.66	6,947.56	6,476.38	6,527.15	6,385.39	6,407.08	6,117.70	5,782.79	6,076.57	5,866.05	5,720.79	5,596.17	5,448.01	5,319.84	5,195.70	5,074.06	4,931.51	4,800.41	4,673.33	4,562.24
	焼却施設からの資源化量	t/年	956.24	2,472.88	2,452.09	2,279.72	2,536.27	2,195.01	2,397.80	2,157.17	2,143.95	2,563.55	2,534.23	2,503.33	2,479.89	2,442.74	2,412.91	2,383.64	2,353.53	2,312.74	2,272.48	2,232.72	2,199.35
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t/年	-	381.83	-	-	-	388.99	357.43	353.70	324.55	290.49	223.76	213.79	203.83	194.78	185.70	176.04	166.67	157.05	147.69	138.05	128.69
	直接資源化量	t/年	1,647.90	1,719.45	1,661.04	1,477.82	1,479.40	1,500.74	1,449.28	1,445.99	1,378.55	1,380.71	1,379.32	1,370.66	1,365.72	1,353.32	1,344.67	1,336.01	1,326.69	1,310.11	1,297.19	1,284.23	1,274.79
	ペットボトル	t/年	199.00	192.81	187.73	194.17	190.07	194.95	191.24	193.30	197.50	192.37	181.48	180.34	179.69	178.05	176.92	175.78	174.55	172.37	1		

資料3 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥取集量の推計結果

区分	単位	実績					予測											
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	
人口	人	93,962	92,928	91,708	90,469	89,185	88,628	88,071	87,514	86,958	86,401	85,844	85,013	84,181	83,350	82,518	81,687	
水洗化・生活雑排水処理人口	人	76,303	76,129	75,607	75,140	74,498	75,600	76,622	77,712	78,697	79,748	80,693	79,997	79,299	78,599	77,897	77,194	
公共下水道人口	人	52,944	53,080	52,957	52,904	52,820	53,886	55,044	56,096	57,131	58,234	59,232	59,824	60,422	61,026	61,636	62,252	
合併処理浄化槽人口	人	11,568	11,479	11,267	11,102	10,754	10,770	10,703	10,722	10,697	10,671	10,645	10,006	9,363	8,716	8,065	7,411	
農業集落排水人口	人	11,791	11,570	11,383	11,134	10,924	10,944	10,875	10,894	10,869	10,843	10,816	10,167	9,514	8,857	8,196	7,531	
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	442	442	412	417	393	352	309	265	223	180	139	135	132	128	125	121	
単独処理浄化槽人口	人	442	442	412	417	393	352	309	265	223	180	139	135	132	128	125	121	
非水洗化・生活雑排水未処理人口	人	17,217	16,357	15,689	14,859	14,294	12,676	11,140	9,537	8,038	6,473	5,012	4,881	4,750	4,623	4,496	4,372	
し尿収集人口	人	17,217	16,357	15,689	14,859	14,294	12,676	11,140	9,537	8,038	6,473	5,012	4,881	4,750	4,623	4,496	4,372	
水洗化人口割合	%	81.2	81.9	82.4	83.1	83.5	85.3	87.0	88.8	90.5	92.3	94.0	94.1	94.2	94.3	94.4	94.5	

区分	単位	実績							予測											
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17			
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	36,891	35,706	34,781	34,644	34,700	32,944	31,125	29,465	27,680	25,902	24,238	23,034	21,698	20,420	19,138	17,900			
し尿量	kL/年	18,183	17,260	16,601	15,845	15,148	13,418	11,792	10,123	8,508	6,852	5,305	5,181	5,028	4,893	4,759	4,640			
浄化槽汚泥量	kL/年	18,708	18,446	18,180	18,800	19,552	19,526	19,333	19,342	19,172	19,051	18,933	17,853	16,670	15,527	14,379	13,260			
1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/日	101.1	97.8	95.3	94.7	95.1	90.3	85.30	80.5	75.8	71	66.4	62.9	59.4	55.9	52.4	48.90			
し尿量	kL/日	49.8	47.3	45.5	43.3	41.5	36.8	32.3	27.7	23.3	18.8	14.5	14.2	13.8	13.4	13	12.7			
浄化槽汚泥量	kL/日	51.3	50.5	49.8	51.4	53.6	53.5	53	52.8	52.5	52.2	51.9	48.8	45.7	42.5	39.4	36.2			
1人1日当たりのし尿量	L/人・日	2.89	2.89	2.90	2.91	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90	2.90			
1人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人・日	4.27	4.24	4.26	4.46	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81	4.81			
1人1日当たりの浄化槽汚泥量(うち市設置浄化槽分)	L/人・日	0.95	1.08	1.12	1.08	1.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

資料4 用語集

あ行

【一般廃棄物】

廃棄物処理法において産業廃棄物としてあげられているもの以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類される。

か行

【感染性廃棄物】

人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

さ行

【最終処分（最終処分量、最終処分率）】

再使用や再資源化できないごみや、中間処理後の残渣などを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といい、一般廃棄物を埋め立てるものを一般廃棄物最終処分場という。また、その量を最終処分量という。

排出された廃棄物に対して、最終処分された割合を最終処分率といい、以下のように算定する。

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{総ごみ量}}$$

【再生利用率】

排出された廃棄物に対して、リサイクルされた割合を占めるもので、以下のように算定する。

$$\text{再生利用率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみ収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団資源回収量}}$$

【集団資源回収】

再生資源集団回収の略称。子ども会、町内会等の地域住民団体が、古紙やアルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のこと。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、資源・エネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

【食品ロスの削減の推進に関する法律】

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行された法律。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

【水洗化人口割合】

生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口である生活排水処理人口（公共下水道人口、農・漁業集落排水人口、コミュニティプラント人口、合併処理浄化槽人口が該当する）の計画処理区域内人口に対する割合。

「生活排水処理人口（人）÷計画処理区域内人口（人）×100（%）」で求める。

なお、水洗化人口割合は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用できる人口の計画処理区域内人口に対する割合。

【総ごみ量】

家庭、事業所から排出される一般廃棄物の総量のこと。

【組成分析】

ごみ質や分別状況等の把握を目的として、ごみ、資源物がどのような組成であるかを分析すること。

た行

【中間処理】

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再生資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。中間処理施設としては焼却施設（溶融施設含む）、リサイクル施設、し尿処理施設が該当する。

は行

【排出原単位（1人1日当たりのごみ排出量）】

市町村や県といった決まった範囲の地域から排出される廃棄物量をその地域に住んでいる人口で割って、一人が1日に平均的に排出する量に換算したもの。地域間の比較、同じ地域の年ごとの比較検討に利用されている。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている。

こうした背景から、政府では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げてきた。

さらに、令和3年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

【フードドライブ】

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

【フードバンク】

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。